

(4) 安全な地域づくり

施策コード	4-1-1	施策名	公共土木施設等の災害復旧
項目	災害復旧		



概要	被災した公共施設等の早期復旧を図るため、被害状況の調査、災害査定等を行うとともに、技術職員等の確保を図る。
----	---

(1) 項目・手順等

内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
①被害の把握・報告	建設課								
<p>1) 被害状況の報告 迅速な災害復旧を行うためには、被害状況を早期に把握して関係各省庁に報告し、災害復旧に向けた支援を受ける必要がある。 公共施設等に関する被害報告については、それぞれの施設の復旧事業に関する事業要綱等で報告時期、報告内容・様式等が詳細に決められている。</p> <p>2) 災害緊急調査の要請 大災害が発生し、緊急を要する場合には、主務省に災害査定を担当官の派遣を要請して災害緊急調査を実施することで、現地において被災した公共土木施設に対する応急措置や復旧方針などについての助言を得ることができる。</p> <p>3) 激甚災害指定の検討と激甚災害指定の推進 市は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。</p>									

内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
②応急工事	建設課								
<p>被害の把握・報告と併行して、被害の拡大を防ぎ、被災した施設の従前の効用を一刻も早く回復させるために、必要に応じて応急工事を実施する。 応急工事は原則として管理者の負担で施行されるが、主務大臣が特別の事情があると認める場合にはその全部又は一部が国庫負担の対象となる。</p> <p>1) 被災事実を示す写真等の撮影 応急工事等を災害査定前に実施する場合、写真が被災事実確認の重要な資料となるので、メジャー等を添え、被災範囲、数量、規格等が確認できるように写真等を撮影しておく必要がある。</p> <p>2) 負担法・暫定法による応急工事 主務大臣が特別の事情があると認める応急工事費には、次の2種類がある。 ○「応急本工事」：査定を待たずに被災施設を短期間に原形に復旧する工事。 ○「応急仮工事」：復旧工事(本復旧)が完了するまでの短期間に、査定を待たずに被災した施設の効用を最小限必要な範囲で確保する工事。 負担法：堤防の破堤の拡大防止のための措置、被災した道路の迂回路の確保、仮橋の設置など 暫定法：湛水排除、増破防止又は仮締切工事、応急かんがい排水のための仮工事仮道等工事など 応急工事については、復旧工事に利用できるような工法・材料で施工された場合には、最終的に災害復旧の中に入れて採択されることとなっている。 なお、一定の金額以上の応急復旧工事は事前協議の対象となる。</p>									

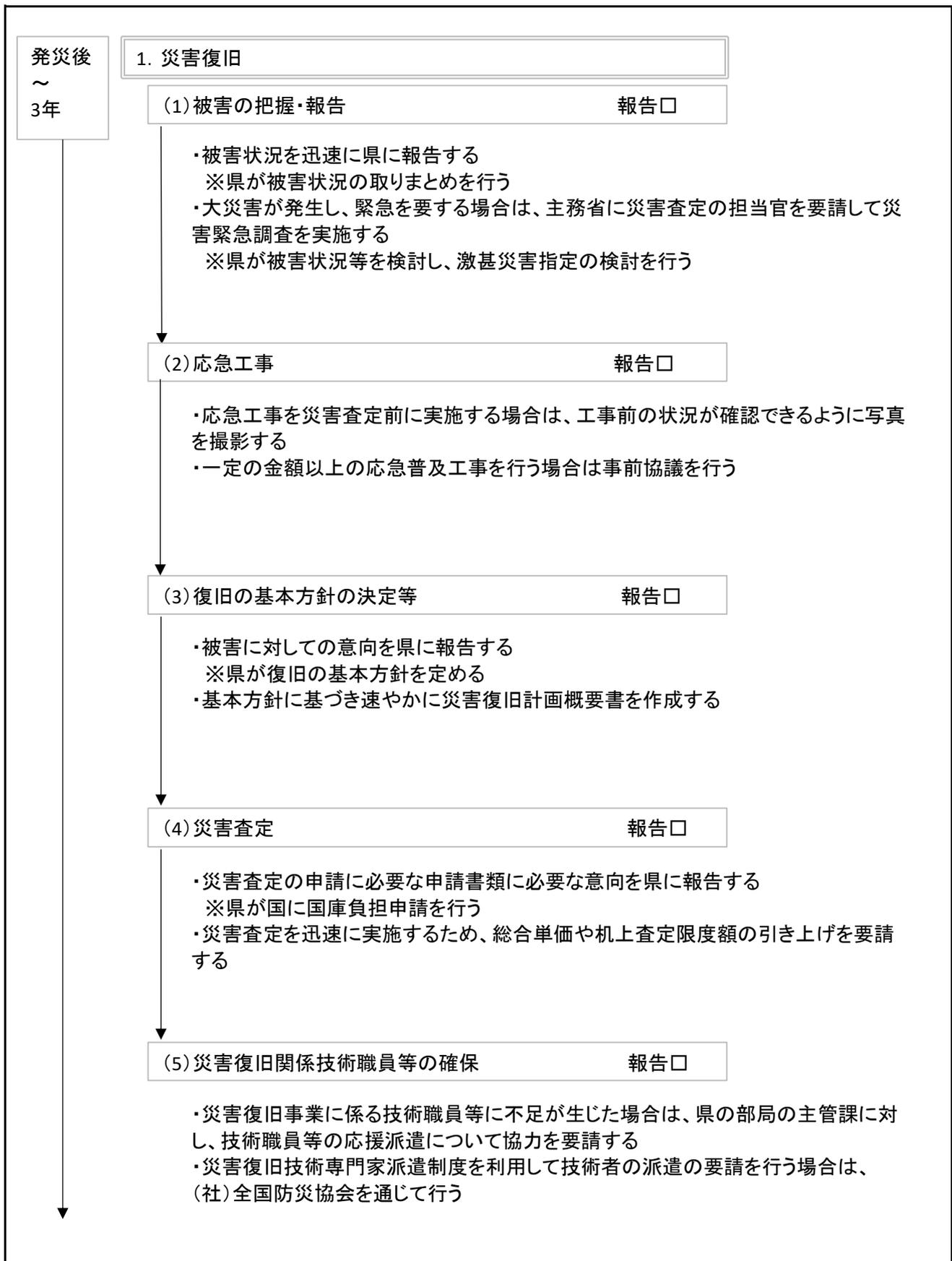
4-1-1 災害復旧

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
③復旧の基本方針の決定等	建設課								
<p>1) 復旧の基本方向の決定 県は、被害の状況及び被災地の特性並びに被害を受けた公共施設等の管理者及び市の意向等を勘案するとともに、迅速な原形復旧又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的な振興計画等に配慮し、復旧の基本方向を定める。</p> <p>2) 災害復旧計画概要書（査定設計書）の作成 被害を受けた公共施設等の管理者は、1)の基本方向に基づき、速やかに災害復旧計画概要書（査定設計書）を作成する。 なお、被害を受けた公共土木施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本にしつつも、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。</p>									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
④災害査定	建設課								
<p>1) 査定の迅速化 災害査定を迅速に実施するため、総合単価や机上査定限度額の引き上げを要請する。（総合単価） 災害復旧の申請額を算定する作業を簡素化、迅速化するため、総合単価が設定されている。 総合単価は、単位あたりの直接工事費によって算出される。なお、申請の限度額は、平成26年に撤廃されている。（机上査定） 実際に現場で行う査定のほかに、写真等の資料を基に行う机上査定がある。これは、負担法関連では通常300万円以下、暫定法関連及び文教施設では200万円以下の案件が対象となる。 大災害の場合には、この限度額が引き上げられることがある。</p>									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
⑤災害復旧関係技術職員等の確保	建設課								
<p>1) 市営災害復旧事業 被災市において、災害復旧事業に係る技術職員等に不足を生じたときは、当該災害復旧事業を所管する県の部局の主幹課に対し、技術職員等の応援派遣について協力を要請する。</p> <p>2) 災害復旧技術専門家派遣制度 大規模な災害発生時には、災害復旧業務の実践経験を積んだ技術者が不足がちなことから、地方公共団体からの要請により、災害復旧制度に熟知し、復旧工法に関する高度な技術的知識や実践経験が豊富な専門家を災害現地に派遣し、災害復旧活動の支援・助言をボランティア活動として行うことを目的として平成15年に創設された制度。 手順：派遣要請は、地方公共団体等が（社）全国防災協会を通じて行う。 活動に要する費用： 支援・助言は無報酬のボランティア活動として行われる。 派遣に要する交通費・宿泊費等の実費は、原則として派遣要請を行った地方公共団体等が負担。</p>									

【行動フロー】



4-1-1 災害復旧

建設課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- ・協定の実効性を確保するため、協定団体が保有する資機材を把握するとともに連絡体制を構築しておく。
- ・大規模災害時に適切かつ早期に復旧・復興事業が実施できるよう緊急時の入札契約方法等について検討する。
- ・図面作成のための測量作業に当たっては、迅速化、効率化、危険箇所等における作業の安全確保のため、測量新技術（航空測量、写真測量、音響測量、レーザー測量、ドローン）の必要性について検討を行う。
- ・災害査定及び災害復旧に係る業務の講習会や研修により、職員のスキルアップを図る。

(3) 留意事項

- 復興法に基づく災害復旧事業の代行
- ・「大規模災害からの復興に関する法律」において、被災地方公共団体等からの要請、かつ、当該地方公共団体等における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業等の工事について、国又は県が代行できることが明記された。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県海南工事事務所、海草振興局総務県民課・農地課・林務課、港湾漁港整備課	応急対策の実施

(5) 関連する法令、計画、資料等

- ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(激甚法)
- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(負担法)
- ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(暫定法)
- ・大規模災害からの復興に関する法律(復興法)

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

<東日本大震災における取組>

復旧工程表(宮城県)

■ 復旧工程表

● 県所管分

事業名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
公共土木施設災害復旧事業 (道路・橋梁) 被災を受けた道路・橋梁について、早期に復旧する。	応急復旧完了	まちづくり計画と調整が必要な箇所を除き完了		全ての道路・橋梁の災害復旧が完了	
公共土木施設災害復旧事業 (河川) 被災した河川施設等について流下断面を確保し、破堤した堤防等を復旧する。 被災したダム関連施設について早期に復旧する。	出水期前に応急復旧完了	内陸域の復旧を完了	復興まちづくり関連事業箇所を除き完了	全ての箇所での復旧を完了	
公共土木施設災害復旧事業 (海岸) 被災した海岸堤防等について所要の堤防高を確保し、復旧する。	台風期前に応急復旧完了	大規模被災箇所を除き復旧を完了		全ての箇所での復旧を完了	
公共土木施設災害復旧事業 (砂防等) 被災した土砂災害防止施設(砂防施設、地すべり施設、急傾斜地崩壊対策施設)を早期に復旧する。	土砂災害防止施設について復旧を完了				
公共土木施設災害復旧事業 (下水道) 被災した下水処理施設について簡易処理機能を早期に整備した上で、段階的に高度処理を行えるよう復旧する。	暫定処理開始	通常処理開始	汚泥焼却施設、汚泥燃料化施設を復旧させ復旧完了		
公共土木施設災害復旧事業 (港湾) 物流、生産などの港湾機能を早期回復に向けて復旧する。	仙台塩釜港、石巻港、地方港湾等の港湾施設の復旧を完了			女川湾口防波堤及び全ての復旧について完了	
公共土木施設災害復旧事業 (公園) 被災した県立都市公園について海岸防砂林や河川などの災害復旧と調整を行いながら復旧する。	加瀬沼公園及び県総合運動公園の復旧を完了	多賀城地区緩衝緑地、矢本海浜緑地及び岩沼海浜緑地の復旧を完了			
公共土木施設災害復旧事業 (都市施設) (仙台港背後地地区) 被災した仙台港背後地の都市施設(下水道、道路)について復旧する。	区画整理地内の都市施設(下水道、道路)の復旧を完了				
既設公営住宅の復旧事業 被災した県営住宅の住戸を復旧し、再入居できる環境を整える。	建替が必要な県営住宅を除き、2箇年で復旧を完了		建替が必要な県営住宅も含め全て復旧を完了		

出典: 東日本大震災 公共土木施設等復旧方針 宮城県土木部

4-1-2 土砂災害対策

施策コード	4-1-2	施策名	公共土木施設等の災害復旧
項目	土砂災害対策		



概要	土砂災害発生箇所への応急対策と、県による再度の災害発生を防止する砂防事業を推進する。
----	--

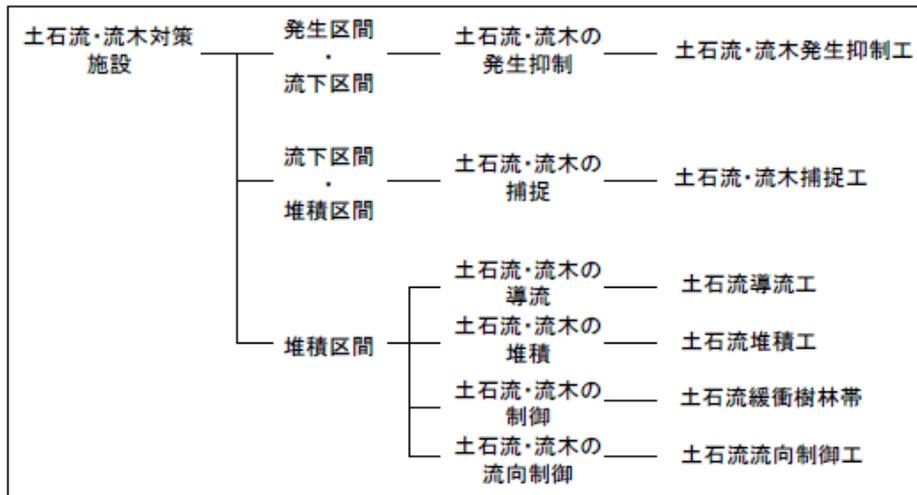
(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)	2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
		①被災箇所の応急対策	和歌山県、建設課						
<p>土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施するものとする。</p> <p>土砂災害の発生・拡大の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、土砂災害危険箇所等の点検を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うものとする。</p>									

内容	担当課(平時)	2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
		②被災施設の災害復旧	和歌山県、建設課						
<p>既存の砂防関係施設が土砂災害の発生により被災した場合は、その被災の直接原因を明確にすることにより適切な工法を決定し、速やかに災害復旧工事を行い、安全性の確保に努める。</p>									
<p>災害復旧に適用される事業手法</p>									
事業名	補助率	採択基準	根拠法等	実施主体					
河川等災害復旧事業	2/3 (8/10 北海道、離島、奄美、小笠原、沖縄)	○砂防関係施設の速やかな復旧をはかるもの ・都道府県が維持管理する砂防関係施設の災害復旧事業 ・被災した施設を原形復旧するもの ・一箇所の工事費：都道府県 120 万円以上	負担法、激甚法 (国土交通省)	都道府県					

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		③砂防設備の整備	和歌山県、建設課						

土石流等の発生後は、被災地域においては、発生した土石流等の被害規模や形態を踏まえて、砂防堰堤等の砂防設備を整備する。



土石流・流木対策施設の種類
出典：「砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）及び同解説」（平成28年4月）

砂防関係事業制度

事業名	主な助成対象	要件	根拠法等	実施主体
災害関連緊急砂防事業	補助率：2/3 (10/10 沖縄、8.5/10 奄美)	○当該年発生風水害、震災等により、水源地帯に崩壊が発生し又は拡大し、生産された土砂が溪流に堆積しているもの及び当該年発生山火事等により流域が著しく荒廃したもので、放置すれば次の出水により容易に流下し、下流に著しい土砂害を及ぼすおそれのある場合で、緊急的に施行を必要とし、かつ、原則として年度内に完成の見込みのあるもので、次の各項の一に該当し、1箇所の事業費が3,000万円以上のもの。 1. 緊急な災害復旧に先行して施行する必要があるもの 2. 公共の利害に密接な関連を有し、経済上、民生安定上放置し難いもので次の各号の一に被害を及ぼすおそれがあると認められるもの ①鉄道、高速自動車道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む)並びにその他の公共施設のうち重要なもの ②官公署、学校又は病院等の公共建物若しくは鉱工業施設のうち重要なもの ③人家10戸以上 ④農地10ha以上(農地5ha以上10ha未満で当該地域に存する人家の被害を合せ考慮し、農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。)	砂防法 (国土交通省)	都道府県

4-1-2 土砂災害対策

事業名	主な助成対象	要件	根拠法等	実施主体
特定緊急砂防事業	1/2 (通常) 5.5/10(火山) (9/10 沖縄、 2/3 奄美)	<p>○風水害、震災等により、土砂流出による災害等が発生した溪流及び流域において、災害を防止するために必要な一定の計画に基づき、必要となる砂防堰堤、床固工、護岸工、山腹工等の砂防設備で次の各号のいずれかに該当し、当該工事によって被害が軽減される地域内において、警戒避難体制にかかわる措置がなされているもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 鉄道・高速自動車国道・一般国道・都道府県道・市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む)並びにその他の公共施設のうち重要なもの 2. 官公署・学校又は公共建物もしくは鉱工業施設のうち重要なもの 3. 人家10戸以上 4. 農地10ha以上(農地5ha以上10ha未満で当該施設に存する人家の被害を合わせ考慮し、農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。) 	砂防法 (国土交通省)	都道府県

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		④地すべり防止施設の整備	和歌山県、建設課						

地すべりによる災害は、地すべりの規模及び発生・運動機構、保全対象の重要度、想定される被害の程度等を考慮し、地すべり防止施設を整備する。

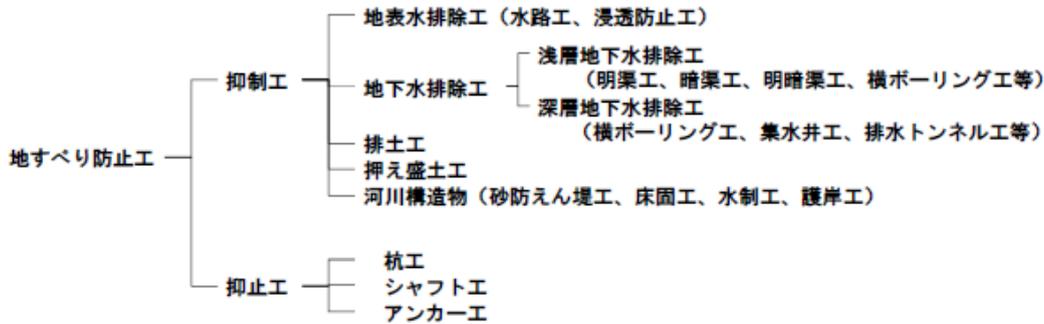


図2.2.1-4 地すべり防止工の分類

出典：地すべり防止技術指針及び同解説（平成20年4月）

地すべり関係事業制度

事業名	補助率	要件	根拠法等	実施主体
災害関連緊急地すべり対策事業	補助率： （溪流に係る分） 2/3（8/10 沖縄、8/10 奄美）、（その他の分） 1/2（6/10 沖縄、8/10 奄美）	○当該年発生の風水害、震災等により、地すべり現象が活発となり、又はぼた山崩壊の規模が大となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置し難い場合で、緊急的に施行を必要とし、かつ当該工事が原則として年度内に完成の見込みのあるもので、次の各項の一に該当し、1箇所の事業費が3,000万円以上のもの。 1. 多量の崩土が溪流又は河川に流入し下流河川に直接被害を及ぼすと認められるもの 2. 鉄道、高速自動車道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む。）並びにその他の公共施設のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの 3. 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの 4. 人家10戸以上に直接被害を及ぼすと認められるもの	地すべり等防止法（国土交通省）	都道府県

事業名	補助率	要件	根拠法等	実施主体
地すべり激甚災害対策特別緊急事業	補助率： (溪流に係る分) 5.5/10 (8/10 沖縄、7/10 奄美)、(その他の分) 1/2 (6/10 沖縄、7/10 奄美)	<p>1. 対象地区</p> <p>○土石流等により、次の各号のいずれかに該当する災害の発生した一連地区のうち、特に地すべり現象が著しく、かつ、その危険度が増大しているものであって、再度災害を防止するため一定の計画に基づき緊急に実施することが必要な砂防事業、地すべり対策事業及び治山事業に係る全体事業費の合計額がおおむね10億円以上となる地区とする。</p> <p>①一連地区の被害が、次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ 流失又は全壊家屋数が50戸以上であるもの</p> <p>ロ 次期出水で、流失又は全壊の危険が確実にある家屋数が50戸以上であるもの</p> <p>ハ 浸水家屋数が2,000戸以上であるもの</p> <p>ニ 次のものがそれぞれ流失又は全壊家屋1戸あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実にある家屋1戸に相当するものとして換算して加算した数値が、イ又はロに相当することとなるもの（土砂災害を受けた社会福祉施設等あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実な社会福祉施設等 収容人員40人）</p> <p>②災害が発生した市町村の高齢世帯の率が全国平均高齢世帯の率（災害が複数の市町村にわたる場合は、主たる市町村の高齢世帯の率）のおおむね2倍以上で、一連地区の被害が次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ 流失又は全壊家屋数が25戸以上であるもの</p> <p>ロ 次期出水で、流失又は全壊の危険が確実にある家屋数が25戸以上であるもの</p> <p>ハ 浸水家屋数が1,000戸以上であるもの</p> <p>ニ 次のものがそれぞれ流失又は全壊家屋数1戸あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実にある家屋1戸に相当するものとして換算して加算した数値が、イ又はロに相当することとなるもの（土砂災害を受けた社会福祉施設等あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実な社会福祉施設等 収容人員40人）</p> <p>2. 採択基準</p> <p>○国民経済上及び民生の安定上放置しがたいものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>①地すべり区域及び上下流域の緊急な整備の遂行上、特に先行して遂行する必要があるもの</p> <p>②多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川（一級河川又は二級河川）に直接被害を及ぼすと認められる地区に係るもの</p> <p>③鉄道、高速自動車国道、一般国道及び都道府県道並びに市町村道のうち迂回路のないものその他の公共施設のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められる地区に係るもの</p> <p>④官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められる地区に係るもの</p> <p>⑤人家10戸以上に直接被害を及ぼすと認められる地区に係るもの</p>	地すべり等防止法（国土交通省）	都道府県

事業名	補助率	要件	根拠法等	実施主体
特定緊急地すべり対策事業	補助率： （溪流に係る分） 1/2（8/10 沖縄、2/3 奄美）、 （その他の分）1/2 （6/10 沖縄、2/3 奄美）	<p>○風水害、震災等により、地すべり現象が活発となり、又は、ぼた山崩壊の規模が大となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置し難い場合で、緊急的に施行を必要とする地すべりに隣接する上部斜面で、一定計画に基づき、必要となる集水井工、集水ボーリング工、表面排水路工、谷止め工等の地すべり防止工事によって被害が軽減される地域内において、警戒避難体制にかかわる措置がなされているもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川（一級河川又は二級河川）に被害を及ぼすおそれのあるもの 2. 鉄道・高速自動車国道・一般国道・都道府県道並びに市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む）並びにその他の公共施設のうち重要なもの 3. 官公署・学校又は病院等の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの 4. 人家 10 戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの 	地すべり等防止法（国土交通省）	都道府県

4-1-2 土砂災害対策

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		⑤急傾斜地崩壊防止施設の整備	和歌山県、建設課						

がけ崩れによる災害は、対象となる斜面の地形・地質等から崩壊の要因と崩壊の形態を想定し、安全性・耐久性・施工性・周囲の環境等を考慮して急傾斜地崩壊防止施設を整備する。

分類	主な目的	工種	工種細分	
抑制工	雨水の作用を受けないようにする。	排水工	地表水排除工 地下水排除工	
		植生による法面保護工	植生工	
		構造物による法面保護工	吹付工	モルタル・コンクリート吹付工
			張工	石張工、コンクリートブロック張工、コンクリート版張工 コンクリート張工
			補強土工	連続長繊維補強土工
			法砕工	現場打コンクリート砕工、吹付砕工 プレキャスト砕工
	押え盛土工	押え盛土工		
その他	その他の法面保護工			
	雨水の作用を受けて崩壊する可能性の高いものを除去する。	不安定土塊の切土工	切土工(A)	
抑止工	雨水等の作用を受けても崩壊が生じないように力のバランスをとる。	斜面形状を改良する切土工	切土工(B)	
		擁壁工	石積・ブロック積擁壁工 もたれコンクリート擁壁工 重力式コンクリート擁壁工 井桁組擁壁工	
		アンカー工	グラウンドアンカー工	
		地山補強土工	地山補強土工	
		杭工	杭工	
その他	落石を防止する	落石対策工	落石予防工 落石防護工	
	雪崩を防止する	雪崩対策工	雪崩予防工 雪崩防護工	
抑制工と抑止工の両方の目的をもつ工種		柵工	土留柵工 編柵工	
		かご工	かご工	
崩壊が生じても被害が出ないようにする工種		待受工	待受式コンクリート擁壁工 待受式高エネルギー吸収型崩壊土砂防護柵工	
防止工施工時の防護工		仮設防護工	仮設防護柵工	

斜面崩壊防止工の分類

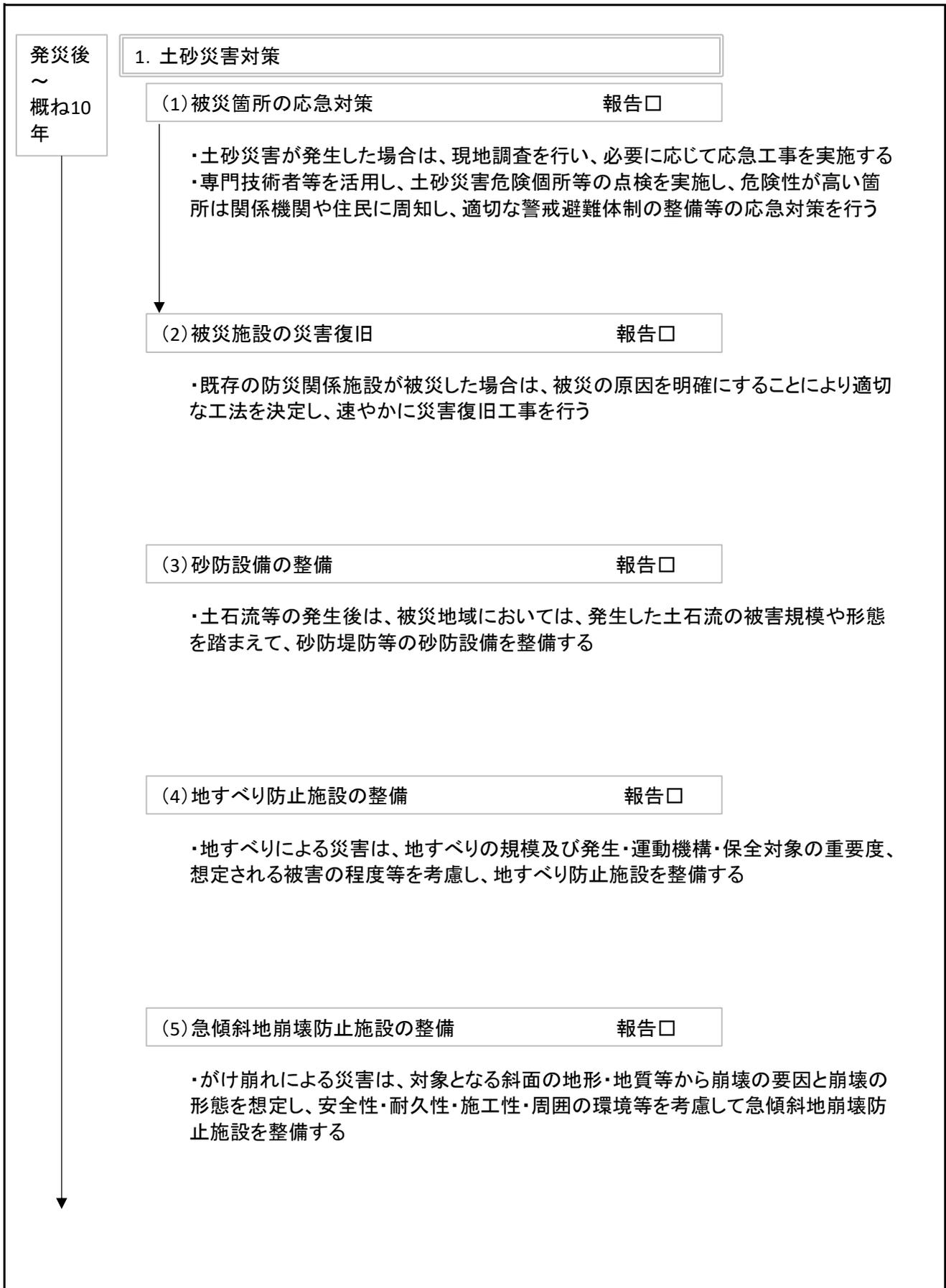
出典：新・斜面崩壊防止工事の設計と実例-急傾斜地崩壊防止工事技術指針-
(令和元年5月) より作成

急傾斜地崩壊対策事業制度

事業名	補助率	要件	根拠法等	実施主体
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	1/2	<p>○当該年発生した風水害、震災等により、急傾斜地に新たに崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により拡大するおそれがあり、原則として当該年度に施行を必要とするもので、次の各項に該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 急傾斜地の高さが10m（人家等に実際の被害があったものについては5m）以上であること 移転適地がないこと 人家おおむね5戸（公共的建物を含む。）以上、又は公共的建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの 事業費が1,500万円以上であること 	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（国土交通省）	都道府県

事業名	補助率	採択基準	根拠法等	実施主体
災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	都道府県が市町村に事業費の1/2を下らない率による補助をした場合に、その補助に要する経費（都道府県が1/2を超える率で補助した場合は、1/2超過分を除いた額）を補助する（間接補助）。	<p>○激甚災害に伴い発生した崩壊等のうち次の各号に該当するもの。（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和三十七年法律第五十号）第二条第一項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第三条及び第四条若しくは第五条の規定による措置の適用が指定され、または指定されることが確実である災害をいう。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第5条による市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、または記載されることが確実であるがけ地で発生したもの。 がけ地の高さが5m以上であること 人家2戸以上又は公共的建物に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において実施する直接人命保護を目的とするがけ崩れ防止工事に係るもの。 1箇所の事業費が600万円以上であること。 	地方財政法	市町村

【行動フロー】



建設課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- ・土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を確認する。
- ・監視体制を検討する。
- ・各種調査に係る受援体制を事前に検討する。
- ・協定の実効性を確保するため、協定団体が保有する資機材を確認する。
- ・土砂災害に係る業務の講習会や研修により、職員のスキルアップを図る。

(3) 留意事項

- ・事業区域に住宅等がある場合には、事業の推進のために住民対応が必要となる。
- ・地権者等に対する計画内容の説明に際しては、理解が得られるように、平易な言葉、丁寧な解説が必要である。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県海南工事事務所、海草振興局総務県民課・農地課・林務課	応急対策の実施

(5) 関連する法令、計画、資料等

- ・砂防法
- ・地すべり等防止法
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)
- ・大規模災害からの復興に関する法律(復興法)

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

＜東日本大震災における取組＞

●これまでの対応状況

- 平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震により被災した箇所については、雨水進入防止等の応急対策を速やかに実施して被害の拡大を防いだほか伸縮計などの計測機器を設置し、避難勧告警戒体制を構築した。
- また、東北地方太平洋沖地震及び 4 月 7 日の余震により宮城県内では最大震度 7（栗原市）をはじめ県内全域において震度 5 強以上が観測されたことから、二次災害発生のおそれがある箇所を把握し応急対策・避難勧告発令等の対応をいち早く行うため、土砂災害危険箇所 7,629 箇所に対して緊急調査を平成 23 年 3 月から 5 月にかけて実施した。
- その結果、危険度判定 A（工事等対応箇所）13 箇所、危険度判定 B（要経過観察箇所）408 箇所を確認し、A 判定箇所については災害関連事業等の対策工事を実施し、B 判定箇所については基礎調査を実施するなど継続的な観察を行っている。

●災害査定結果

■砂防関係 災害復旧事業

（単位：千円）

分野	区分	件数			金額
		内陸部	津波浸水部		
災害関連事業	砂防(佐手川)	1	1	-	395,500
	急傾斜地崩壊対策(鹿妻)	1	1	-	179,000
	小計	2	2	-	548,059
災害復旧事業	地すべり(緑ヶ丘)	1	1	-	689,214
	砂防	4	4	1	72,770
	急傾斜地崩壊対策	4	1	3	15,831
	小計	9	6	3	777,815
合計		11	8	3	1,325,874

●復旧方針

- 被災した砂防・地すべり・急傾斜地崩壊防止施設及び災害関連事業採択箇所については、早期に前の機能を復旧して二次災害の防止を図るために、平成 23 年度内に復旧工事に着手し、平成 24 年度までに完了させる。

●復旧工程表

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
災害関連事業					
砂防(佐手川)	応急復旧	本復旧			
急傾斜地崩壊防止(鹿妻)					
災害復旧事業					
砂防設備	応急復旧	本復旧			
災害復旧事業					
地すべり防止施設(緑ヶ丘)	応急復旧	本復旧			
災害復旧事業					
急傾斜地崩壊防止施設	応急復旧	本復旧			

出典：東日本大震災 公共土木施設等復旧方針 宮城県土木部

施策ガード	4-1-3	施策名	公共土木施設等の災害復旧
項目	山地災害対策		



概要	山地における被災箇所への応急対策と、県による再度の災害発生を防止する治山事業を推進する。
----	--

(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		①被災箇所の応急対策	和歌山県、建設課						
<p>山地災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施するものとする。</p> <p>山地災害の発生・拡大の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、山地災害危険地区等の点検を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うものとする。</p>									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		②被災施設の災害復旧	和歌山県、建設課						

既存の治山関係施設が山地災害の発生により被災した場合は、その被災の直接原因を明確にすることにより適切な工法を決定し、速やかに災害復旧工事を行い、安全性の確保に努める。

災害復旧に適用される事業手法

事業名	補助率	採択基準	根拠法等	実施主体
治山施設災害復旧事業	2/3 (8/10 北海道、離島、奄美、小笠原、沖縄)	○治山施設の速やかな復旧をはかるもの ・都道府県が維持管理する治山施設の災害復旧事業 ・被災した施設を原形復旧するもの ・一箇所の工事費：都道府県 120 万円以上	負担法、 激甚法 (林野庁)	都道府県
治山施設災害復旧事業	6.5/10	○治山施設の速やかな復旧をはかるもの ・都道府県及び市町村が維持管理する治山施設(負担法の対象となる施設を除く)の災害復旧事業 ・被災した施設を原形復旧するもの ・一箇所の工事費：都道府県 40 万円以上 市町村 40 万円以上	暫定法 (林野庁)	都道府県 市町村

4-1-3 山地災害対策

内容	担当課(平時)	2週間 2か月 4か月 6か月 1年 2年 3年 10年							
③治山施設の整備	和歌山県、建設課								

森林の維持・造成を通じて、山地災害による人家・公共施設等への被害を防止・軽減し、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図るため、治山施設の整備等による荒廃山地の復旧等を実施する。



治山事業の主な工法

治山関係事業制度

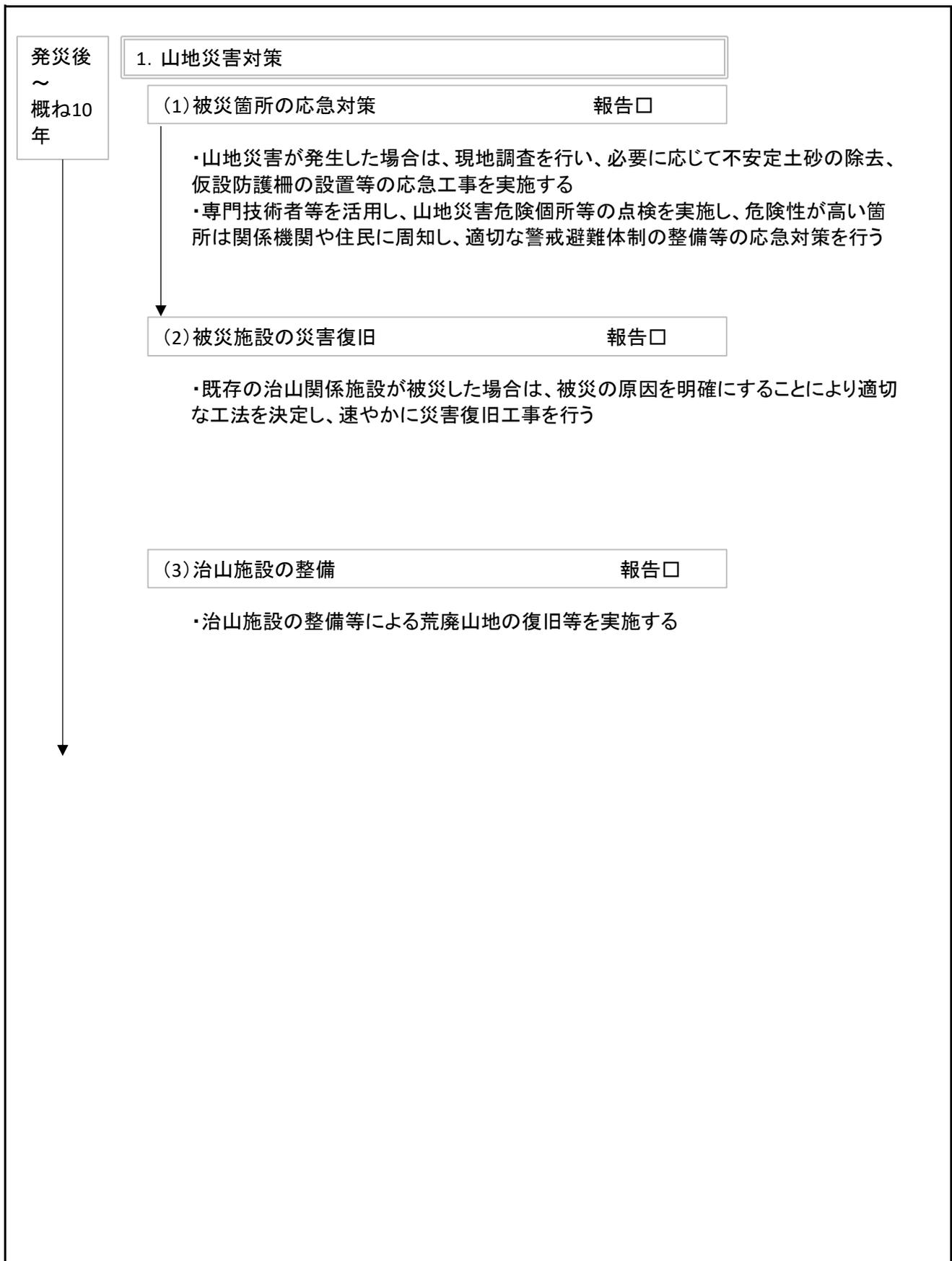
事業名	助成対象等	要件	根拠法等	実施主体
災害関連緊急治山事業	補助率 2/3 (10/10 沖縄、 8.5/10 奄美)	<p>○当該風水害、なだれ等により発生し、又は拡大した荒廃山地で、次期降雨等による荒廃の拡大若しくは土砂・土石、立木の流出により被害を与えるおそれがあると認められるもの、又はなだれが発生した箇所、次期降雪期のなだれの発生により被害を与えるおそれがあると認められるもののうち次の各号の一に該当し、1箇所の事業費が600万円以上のもの。</p> <p>(1) 重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して施行する必要があるもの</p> <p>(2) 公共の利害に密接な関係を有し、民政安定上放置しがたいもので、次の各号の一に該当するもの</p> <p>ア 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む。）、利用区域面積500ha以上の林道、及びその他公共施設のうち重要なものに被害を与えるものと認められるもの</p> <p>イ 官公署、学校、病院等の公共建物又は鉱工業施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの</p> <p>ウ 農地、農道（関係面積10ha以上のもの）、ため池（貯水量3万m³以上のもの）又は用排水施設（関係面積100ha以上のもの）のいずれかに直接被害を与えると認められるもの（なだれに係るものを除く。）</p> <p>エ 人家10戸以上に被害を与えると認められるもの（人家10戸未満であって当該地域に存する市町村道の被害を含め考慮し、それが人家10戸以上の被害に相当すると認められるものを含む。）</p>	森林法 (林野庁)	都道府県

事業名	助成対象等	要件	根拠法等	実施主体
災害関連緊急地すべり防止事業	補助率：(溪流に係る分)2/3(8/10 沖縄、8/10 奄美)、(その他の分)1/2(6/10 沖縄)	<p>○都道府県知事が管理を行う地すべり防止区域内において、当該地すべり等により発生し、又は拡大した地すべり地で、次期降雨、地下水等による地すべりの拡大又は土砂・土石、立木の流出により被害を与えるおそれがあると認められるもののうち、次の各号の一に該当し、1箇所の事業費が600万円以上のもの。</p> <p>(1) 重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して施行する必要があるもの</p> <p>(2) 公共の利害に密接な関係を有し、民政安定上放置しがたいもので、次の各号の一に該当するもの</p> <p>ア 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流の1級河川又は2級河川に被害を与えると認められるもの</p> <p>イ 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む。)、利用区域面積500ha以上の林道、及びその他公共施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの</p> <p>ウ 官公署、学校、病院等の公共建物又は鉱工業施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの</p> <p>エ 農地(10ha以上のもの(農地5ha以上10ha未満であって当該地域に存する人家の被害を含め考慮し、それが農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。))、農道(関係面積10ha以上のもの)、ため池(貯水量3万㎡以上のもの)又は用排水施設(関係面積100ha以上のもの)のいずれかに直接被害を与えると認められるもの</p> <p>オ 人家10戸以上に被害を与えると認められるもの(人家10戸未満であって当該地域に存する市町村道の被害を含め考慮し、それが人家10戸以上の被害に相当すると認められるものを含む。)</p>	地すべり等防止法(林野庁)	都道府県

事業名	助成対象等	要件	根拠法等	実施主体
治山等激甚災害対策特別緊急事業	<p>○治山激甚災害対策特別緊急事業 補助率：5.5/10(9/10 沖縄、7/10 奄美)等</p> <p>○火山治山激甚災害対策特別緊急事業 補助率：5.5/10(9/10 沖縄、7/10 奄美)等</p> <p>○地すべり激甚災害対策特別緊急事業 補助率：(渓流に係る分)5.5/10(8/10 沖縄、7/10 奄美)等、(その他の分)1/2(6/10 沖縄)</p>	<p>○林地の崩壊、土砂の流出、地すべり等により、(1)のアからウまでのいずれかに該当する災害(被害を受けた市町村の高齢世帯率が全国平均の率の1.5倍以上である場合は(2)のアからウまでのいずれかに該当する災害)が発生した一連の地区のうち、再度の林地の崩壊、出水等により下流等に著しい被害を与えるおそれがあるため、再度災害を防止するため、一定の計画に基づき緊急に実施することが必要な治山事業、砂防事業及び地すべり対策事業に係る全体事業費の合計額がおおむね10億円以上(火山治山激甚災害対策特別緊急事業については、30億円以上)であり、かつ、災害発生の初年度に災害関連緊急治山事業が実施されたもの。</p> <p>(1) ア 全壊(流失を含む。以下同じ。)家屋数がおおむね50戸以上であるもの イ 全壊家屋数と再度の崩壊、出水等により全壊の危険が極めて大きい家屋数を合わせおおむね50戸以上 ウ 浸水家屋戸数が2,000戸以上であるもの</p> <p>(2)ア 全壊家屋数が25戸以上であるもの イ 再度の出水等により全壊の危険が極めて大きい家屋数が25戸以上であるもの ウ 浸水家屋戸数が1,000戸以上であるもの</p> <p>○次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものを採択する。</p> <p>(1)下流の被害地域の緊急な整備の遂行上、特に先行して施行する必要のあるもの(治山事業のみを施行する場合にあっては、地区内の林地の保全上特に緊急に施行するものを含む。)</p> <p>(2)公共の利害に密接な関係を有し、民生の安定上放置し難いもので、次のアからウまでのいずれかに被害を及ぼすおそれがあると認められるもの</p> <p>ア 人家10戸以上 イ 学校、官公署、病院、鉄道、道路(利用区域面積500ha以上の林道等を含み、近接した迂回路のある市町村道を除く。)、港湾、重要な鉱工業施設等 ウ 農地、ため池、用排水施設、農道(関係面積100ha以上)等</p>	森林法、地すべり等防止法(林野庁)	都道府県

事業名	助成対象等	要件	根拠法等	実施主体
復旧治山事業	補助率:1/2(9/10 沖繩、2/3 奄美) 等	<p>○山地において天然現象等によって発生した崩壊地等で、荒廃の拡大又は土砂、流木等流出により、現に下流に被害を与え、又は被害を与えるおそれがあり、次の1から3までのいずれかに該当するもの</p> <p>1 1級河川上流</p> <p>2 2級河川上流</p> <p>3 その他の河川又は地区で、次の(1)に該当するものを優先的に実施するものとし、(2)から(5)までのいずれかに該当するもの(集落等の保護に係るものについては、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。)</p> <p>(1) 既実施の災害関連緊急治山事業と同一の区域内で一体的に実施する必要のあるもの</p> <p>(2) 市街地又は集落(人家10戸以上)の保護</p> <p>(3) 主要公共施設(学校、官公署、病院、鉄道、道路(道路法上の道路並びに林道及び農道をいう。)、港湾等をいう。以下同じ。)の保護</p> <p>(4) 農地(10ha以上のもの(農地5ha以上10ha未満であって当該地域に存する人家の被害を含め考慮し、それが農地10ha以上の被害に相当するものと認められるものを含む。))に限る。海岸防災林又は防風林に係る「防災林造成」の場合を除き、以下同じ。)、ため池(貯水量3万m³以上のものに限る。以下同じ。)、用排水施設(関係面積100ha以上のものに限る。以下同じ。)、漁場(受益戸数20以上のものに限る。)等の保護</p> <p>(5) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護</p> <p>○ 全体計画 7,000万円以上</p>	森林法 (林野庁)	都道府県
地すべり防止事業	補助率:(溪流に係る分)1/2(8/10 沖繩、2/3 奄美)、(その他の分)1/2(6/10 沖繩)	<p>○地すべり防止区域内の地すべりで、現に下流に被害を与え、又は与えるおそれがあり、次の1から3までのいずれかに該当するもの。</p> <p>1 1級河川上流</p> <p>2 2級河川上流</p> <p>3 その他の河川又は地区で、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するもの(集落等の保護に係るものについては、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。)</p> <p>(1) 市街地又は集落(人家10戸以上)の保護</p> <p>(2) 主要公共施設の保護</p> <p>(3) 農地、ため池、用排水施設等の保護</p> <p>(4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等の保護</p> <p>○ 全体計画 1億円以上</p>	地すべり等防止法 (林野庁)	都道府県

【行動フロー】



建設課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- ・山地災害危険区域等のエリアを確認する。
- ・災害対応の体制を構築する。
- ・速やかに災害復旧計画が作成できるよう人材を育成する。
- ・災害復旧に係る業務の講習会や研修により、職員のスキルアップを図る。

(3) 留意事項

- ・事業区域に住宅等がある場合には、事業の推進のために住民対応が必要となる。
- ・地権者等に対する計画内容の説明に際しては、理解が得られるように、平易な言葉、丁寧な解説が必要である。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県海南工事事務所、海草振興局林務課	応急対策の実施

(5) 関連する法令、計画、資料等

- ・森林法
- ・地すべり等防止法
- ・大規模災害からの復興に関する法律(復興法)

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

〈東日本大震災における取組〉

盛土地盤における地すべり災害

今回の地震では仙台市、白石市、いわき市を始め各地の住宅地において盛土地盤が地すべりを起こす災害が生じています。我々が調査を行なった仙台市太白区緑ヶ丘の住宅造成地は1978年宮城県沖地震の際も地すべり変動が起きたところで、今回の地震でも再度地すべりが起き、写真2に示すように変動範囲の住宅では大きく開いた亀裂によって家が斜面下方に1mほど滑り落ちています。こういった住宅地の盛土地盤の被害は、最近の地震でしばしば生じており、盛土地盤の今後の対策が求められています。



写真2 仙台市緑ヶ丘の住宅地内の地すべり亀裂

内陸の誘発地震による土砂災害

本震の翌日3月12日未明に長野県北部を震源とするM6.5の地震が発生し、1月後の4月11日には福島県いわき市を震源とする地表地震断層を生じた地震が発生しました。この二つの地震によって、震源や断層の近傍において地すべり、土砂崩れが多数発生しました。長野県北部の栄村では大規模な地すべりによって川を堰き止め、そこから大量の土砂が流下したため、長期の避難を余儀なくさせられました(写真3)。

また、いわき市の地震では御齊所街道沿いに数ヶ所で規模の大きな地すべりが発生し、道路を塞ぐとともに4名の死者を出す被害となりま

した。御齊所変成岩から成る急斜面で生じた高速地すべりで、直下の住宅にまで到達し、3名の犠牲者を出しました(写真4)。



写真3 栄村中尾川の地すべりから流下した土砂



写真4 いわき市石住の地すべりと倒壊した家屋

地震による土砂災害の発生予測と今後の課題

新潟県中越地震や岩手・宮城内陸地震で発生した大規模な地すべりは防災科研の地すべり地形分布図に判読されていた地すべり地形の再滑動が多く起きました。今回の地震ではいわき市で起きた1ヶ所を除くとその様な事例はありませんでした。地震によって起きる土砂災害は揺れ方や先行降雨状況の差異によって発生状況が大きく異なる事が分かって来ました。今後、地質や地形解析に基づく発生場所の予測の高度化に向けて更なる研究を進めていく所存です。

出典:防災科学技術研究所「防災科研ニュース No.175 特集:東日本大震災」(2012)

施策コード	4-1-4	施策名	公共土木施設等の災害復旧
項目	津波・高潮対策		



概要	被災した海岸施設や漁港施設等の復旧及び整備を図る。
----	---------------------------

(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
①海岸・港湾施設の災害復旧	和歌山県、管理課								
<p>県・市は、高潮により既存の海岸施設や港湾施設などが被災した場合、その災害復旧を行う。その場合、被害発生時の潮位が既存施設の計画潮位より高い場合は、計画潮位や計画波浪の見直しを行い、改良復旧に努める。堤防の嵩上げについては、経済性及び事業実施期間を十分検討し、決定する必要がある。</p>									
内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
①漁港施設の災害復旧	建設課								
<p>県・市は、高潮により既存の漁港施設などが被災した場合、その災害復旧を行う。その場合、被害発生時の潮位が既存施設の計画潮位より高い場合は、計画潮位や計画波浪の見直しを行い、改良復旧に努める。堤防の嵩上げについては、経済性及び事業実施期間を十分検討し、決定する必要がある。</p>									

4-1-4 津波・高潮対策

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		②防潮堤の整備・嵩上げ	和歌山県、管理課						
<p>1) 方法</p> <p>津波・高潮から集落や市街地を守るため、防潮堤・堤防等の未整備地区においては防潮堤等の新設、防潮堤等既整備地区においては防潮堤等の天端の嵩上げを行う。通常、防潮堤等はその沿岸において想定される高潮と津波のうち、高い方を基本として設計されるため、現に津波が防潮堤等を大きく超えた場合には計画諸元の見直しが必要となる。</p> <p>なお、津波を想定する場合には、先立つ地震動や、地盤の液状化等により、防潮堤の所定の能力が得られないことも懸念されるため、支持方法、構造、施工方法等についても検討する必要がある。</p> <p>さらに、防潮堤等は、居住者等の日常生活への影響も大きいため、景観・環境・利便性への十分な配慮が必要である。</p> <p>また、防潮堤などの検討を行う際には、避難対策も同時に検討する必要がある。</p> <p>概ねの事業手順は、以下のとおりである。</p> <p>①被害状況の把握、波高の調査、災害報告（市⇒県⇒国）</p> <p>②国庫負担申請（県⇒国）</p> <p>③災害査定、事業費決定（国⇔県）</p> <p>④工事実施</p> <p>2) 計画作成の手順</p> <p>県は、津波・高潮対策施設が整備されていなかったために被災した場合には、その海岸部分に、防潮堤、護岸堤、突堤等の検討を行う。また、既設の場合には施設規模等の見直しを行う。</p> <p>津波・高潮対策施設の検討を行う場合は、計画区域の自然条件や背後地の土地利用状況、周辺の水面や海岸の利用、施工性、施設の維持管理等を考慮して、施設の規模や配置、種類を設定する。計画の手順は以下のとおりである。</p> <p>①計画規模の設定</p> <p>②計画潮位の算定</p> <p>③計画波浪の算定</p> <p>④保全対策の検討</p> <p>なおこの場合、②の計画潮位は、次のそれぞれいずれか大きいもの。</p> <p>○高潮：既往の最高潮位か、塑望平均満潮面＋計画規模の最大潮位偏差</p> <p>○津波：既往の最大津波か、地震地帯構造区分による最大地震で起こる津波</p>									

防潮堤等の整備に係る事業制度

事業名	補助対象等	要件	根拠法等	実施主体
河川等災害復旧事業 (海岸)	対象:被災した海岸施設 補助率: ・2/3 (4/5 北海道、離島、奄美、小笠原、沖縄)	・国土交通省、地方公共団体などが維持管理する海岸施設の災害復旧事業 ・暴風、洪水、高潮その他の異常な天然現象により生じた災害であること ・被災した施設を原形復旧するもの ・一箇所の工事費:国土交通省 500 万円、都道府県・指定 120 万円、市町 60 万円以上	負担法、激甚法 (国土交通省)	国土交通省、都道府県、市町村
河川等災害復旧助成事業 (海岸)	補助対象: ・災害復旧事業に合併して改良復旧を行う事業 補助率:1/2 ただし河川(北海道 5.5/10、沖縄 6/10)、海岸(北海道 11/20、沖縄 6/10、離島 11/20、奄美 2/3)	①都道府県又は指定都市の長が維持管理する海岸に係る工事 ②激甚災害で災害復旧工事のみでは十分な効果が期待できないもの ③総工事費のうち助成工事費の占める割合が5割以下のもので助成工事費が6億円を超えるもの ④他の改良計画がないもの	地方財政法海岸法、激甚法 (国土交通省)	都道府県、指定都市
河川等災害関連事業 (海岸)	補助対象: ・災害復旧事業と合併して改良復旧を行う事業 補助率:1/2 ただし河川(北海道 5.5/10、沖縄 6/10)、海岸(北海道 11/20、沖縄 6/10、離島 11/20、奄美 2/3)	①地方公共団体又はその他機関が監理する海岸に係る事業 ②総工事費に占める災害関連工事費の割合が5割以下のもので、1箇所の災害関連工事費が1200万円以上のもの ③他の改良計画がないもの	地方財政法海岸法、激甚法 (国土交通省)	都道府県、市町村
漁港漁場整備事業	○外郭施設(防波堤、防潮堤、護岸、水門等)	○漁港漁場整備法に規定する漁港整備計画に基づいて行われるもので、防波堤、けい船岸、用地、道路等の漁港施設整備により、漁港の新築、増築、改修等を行うものとする	漁港漁場整備法 (水産庁)	漁港管理者
海岸保全施設整備事業高潮対策事業	補助対象: ・堤防、護岸、離岸堤、突堤等の海岸保全施設の新設又は改良 補助率: ・1/2 (沖縄 9/10、奄美 2/3、北海道・離島 5.5/10) ・2/5 (都市高潮)	①高潮、波浪又は津波により被害が発生する恐れの大なる海岸である ②防護面積、防護人口が1km当たり5ha以上又は50人以上 ③総事業費:都道府県が行うものにあつては国土交通省においては1億円以上、離島・奄美・北海道・沖縄 5000 万円以上、市町 5000 万円以上 ④※1	海岸法 (国土交通省、農林水産省、水産庁)	海岸管理者 (都道府県)
※1 (1)政令指定都市、中核市及び中核市に相当する都市(人口概ね30万人以上の都市) (2)海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で大規模なものうち主として市街地を防護する特に重要な海岸であること(原則として事業費が概ね1億円以上であるもの)。 (3)背後地に商業施設、業務施設又は住宅が集積した海岸で、背後の土地利用と海岸整備が有機的に連携できる場所であること (4)耐震性など海岸保全施設の保全機能の強化と利便性の向上を図り、海岸での市民利用を促進するため必要なその他施設を整備するもの。特に、バリアフリーに配慮されていること				

4-1-4 津波・高潮対策

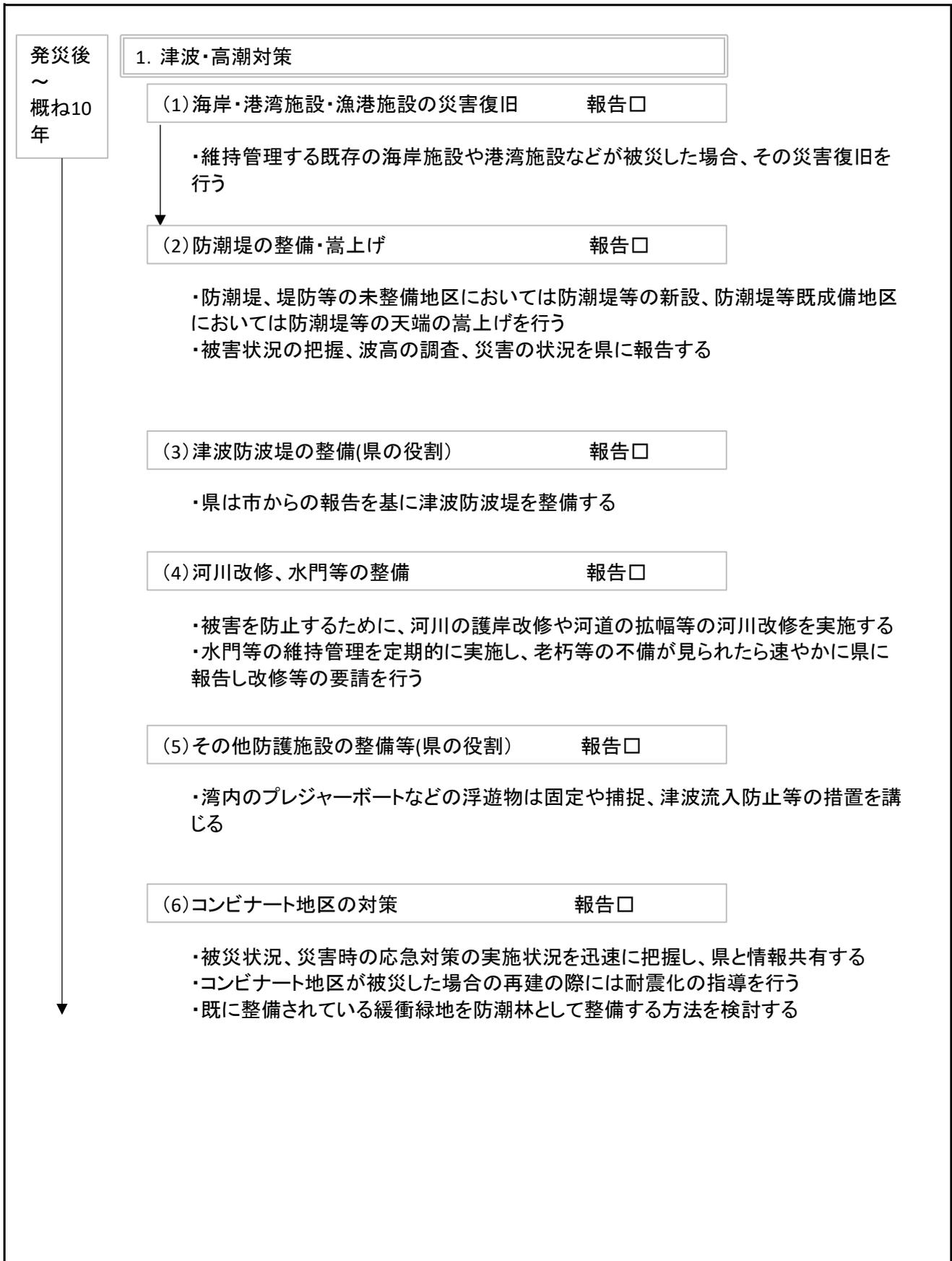
内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		③津波防波堤の整備	和歌山県、建設課						
<p>防潮堤や堤防の整備は、沿岸集落・市街地における津波被害軽減に一定の効果は期待できるが、漁港や港湾、船舶など防潮堤の外や湾内にあるものについては守ることはできない。また、津波は陸に近づくにつれて大きくなる特性があることから、できるだけ海側(沖合側)でそれを防ぐことが有効である。</p> <p>一般の防波堤は湾内の静穏度を高める日常的な目的を主とするが、津波常襲地域においては、津波防御を目的とし、湾の入り口の部分に整備される津波防波堤は、沿岸一帯を守ることができるため極めて有効である。</p> <p>《津波防波堤方式の効果》</p> <p>1) 直接的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波波高を減殺する効果 ○津波の流勢を減殺する効果 ○津波の到達時間の遅れをもたらす効果 ○海上物件の被害軽減効果 <p>2) 間接的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模な海岸堤防の建設のために利用度の高い、水際部の土地が潰れることを避けることができる。 ○防波堤による津波の減殺効果が大きく、港湾漁港に係る防潮堤等の高さを低く抑えることができる。 ○埋め立てや施設立地等の自由度が高いため将来の港湾漁港計画との調整が容易である。 ○防波堤は平常時の泊地、係船岸の静穏度を増し、港湾漁港機能の増進に寄与する。 									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年										
		④河川改修、水門等の整備	建設課																
<p>県・市は、被害を防止するために、河川の護岸改修や河道の拡幅等の河川改修を図る。また、防潮ひ門、排水機等の整備も図り、高潮流入量の調節機能を強化する。</p> <p>1) 河川改修、水門等の整備</p> <p>被害を防止するために、河川の護岸改修や河道の拡幅等の河川改修を図る。また、防潮ひ門、排水機等の整備も図り、高潮流入量の調節機能を強化する。</p> <p style="text-align: center;">高潮対策事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事業名</th> <th style="width: 15%;">補助率</th> <th style="width: 35%;">採択基準</th> <th style="width: 15%;">根拠法等</th> <th style="width: 20%;">実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高潮対策事業</td> <td>補助率：都市 3/10、地方 4/10</td> <td>○河川河口部における防潮水門、排水機場、高潮堤防の設置 ・指定区間の1級又は2級河川のうち、高潮により被害を生ずる地域についての高潮対策事業</td> <td>地方財政法(国土交通省)</td> <td>都道府県</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 防潮水門等の復旧・整備</p> <p>防潮水門は河川の河口付近に設置し、津波の河川遡上を防ぐものである。特に河川敷が狭く、堤防の低い中小河川においては、堤防整備を行うよりも効果的である。また、漁港を守る水門もある(静岡県西伊豆町仁科漁港等)。</p> <p>事業制度としては、上記の海岸保全施設整備事業・高潮対策事業のほか、漁港整備事業がある。</p>										事業名	補助率	採択基準	根拠法等	実施主体	高潮対策事業	補助率：都市 3/10、地方 4/10	○河川河口部における防潮水門、排水機場、高潮堤防の設置 ・指定区間の1級又は2級河川のうち、高潮により被害を生ずる地域についての高潮対策事業	地方財政法(国土交通省)	都道府県
事業名	補助率	採択基準	根拠法等	実施主体															
高潮対策事業	補助率：都市 3/10、地方 4/10	○河川河口部における防潮水門、排水機場、高潮堤防の設置 ・指定区間の1級又は2級河川のうち、高潮により被害を生ずる地域についての高潮対策事業	地方財政法(国土交通省)	都道府県															

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
⑤その他防護施設の整備等	和歌山県								
1) 貯木場対策 湾内に貯木場やプレジャーボートなど、浮遊物となりうる物を常時集積している場合には、固定や捕捉、津波流入防止などの措置を講じておく必要がある。 浮遊物の挙動は予想が困難であるため、1つの方法で対処しようとせず、いくつかの方法を多重に行っておくことが有効である。									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
⑥コンビナート地区の対策	消防本部警防課、消防本部予防課								
コンビナート地区には、大量の危険物等が貯蔵されており、災害が発生した場合にその被害の拡大を防ぐため、防油堤やオイルフェンスを掛ける設備などさまざまな対策がなされているが、これら施設が津波に先立つ地震により被害を受けてしまうと拡大防止効果が失われてしまう。そのため、特に地震や津波により被害を受けた施設について、再建の際に耐震化の指導を行うことが必要である。 また、コンビナートから市街地への被害波及を防止するため、コンビナート地区において既に整備されている緩衝緑地を防潮林として整備する方法も考えられる。									

【行動フロー】



管理課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○防潮堤等の整備に係る事前対策

- ・防潮堤等の既存の施設の老朽化や耐力低下が見られる場合は、県に適正な補強を行うよう情報提供する。
- ⇒県と協議し補強等を検討する。

(3) 留意事項

○防潮堤等の整備に係る留意点

- ・伊勢湾台風レベルの被害が発生する場合には、県による事業以外に国直轄の計画づくりや事業推進が各地で進められるものと想定されるため、各省庁の計画内容との十分な整合・調整が必要である。
- ・複数の府県において施設計画をする場合には、所管別の施設において強度や形態等の大きな違いがないように調整会議等を設置することにより計画内容の整合性を図ることが必要である。
- ・施設の性格上、海岸と集落・市街地とを隔てる構造物であるため、環境・景観・日常的な利便性に与える影響が大きく、地区の特性に応じた適切な配慮が必要である。
- ・堤内外の通行に関しては、突発的な地震・津波を想定した場合、開口部を有さない立体的な処理が望ましいが、陸こう（防潮堤内外通行のための開口部とその扉）等による平面的な方法による場合には、台風や地震発生時の閉鎖方法等についても事前に近隣住民等との協定が必要な場合もある。また、遠隔操作等により閉鎖する場合には、十分な安全対策が必要である。
- ・「大規模災害からの復興に関する法律」（平成25年法律第55号）において、被災地方公共団体等の要請及び当該被災地方公共団体等における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、海岸工事・港湾工事について、被災地方公共団体に代わり国または県が代行できることが明記された。

○津波防波堤整備

- ・津波防波堤の整備に関しては、波の反射や曲折などにより、防波堤外の沿岸域の津波が高くなる場合もあるため、シミュレーション等の詳細な検討が必要である。

○防潮水門等整備

- ・地震後すぐに津波が襲来すると想定される場合、水門を閉鎖する必要があるため、地震を感知し自動降下するものや遠隔操作で閉鎖できるものが必要である。
- ・防潮水門は地震時に歪みが発生し、ゲートが閉鎖不能とならないよう十分な耐震性を持たせる必要がある。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県和歌山下津港湾事務所	復旧事業対応

(5) 関連する法令、計画、資料等

--

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

4-1-4 津波・高潮対策

建設課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- ・ 施設台帳の整備や長寿命化計画を更新する。
- ・ 日常点検や定期点検を計画的に実施し、点検記録の整備を図る。

(3) 留意事項

- ・ 防潮水門等整備 地震後すぐに津波が襲来すると想定される場合、水門を閉鎖する必要があるため、地震を感知し、自動降下するものや遠隔操作で閉鎖できるものが必要である。
- ・ 防潮水門は地震時に歪みが発生し、ゲートが閉鎖不能とならないよう十分な耐震性を持たせる必要がある。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
国土交通省和歌山港湾事務所	応急対策の実施
和歌山県和歌山下津港湾事務所、海南工事事務所	応急対策の実施

(5) 関連する法令、計画、資料等

- ・ 海岸法
- ・ 大規模災害からの復興に関する法律(復興法)

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

消防本部警防課、消防本部予防課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○コンビナート地区の対策

- ・コンビナート地区には、大量の危険物等が貯蔵されており、災害が発生した場合にその被害の拡大を防ぐための防油堤やオイルフェンスを掛ける設備などさまざまな対策がなされているが、これらの施設が津波に先立つ地震により被害を受けてしまうと拡大防止効果が失われてしまう。そのため、特に地震や津波により被害を受けた施設について、再建の際に耐震化の指導を行う。
- ・コンビナートから市街地への被害波及を防止するため、コンビナート地区において既に整備されている緩衝緑地を防潮林として整備する方法も検討する。
- ・被災状況、被災時の応急対策の実施状況を迅速に把握し、県と情報共有を行う。

(3) 留意事項

○コンビナート地区の対策

- ・津波による被害は、地震により防御施設、被害拡大防止施設に被害が生じた場合に拡大することから、それら施設の耐震性を高めることが有効である。
- ・地盤の嵩上げ、津波防御施設の整備等に関しては、コンビナート地区における防災対策の総合的な取組が必要であり、公共と民間との役割分担等について協議する場を設定する必要がある。
- ・事業所等における自主的な取組を誘導するため、復興に伴う津波防御施設の整備が完成した段階における津波浸水予測図を作成・提供する必要がある。
- ・市民生活に重大な影響をおよぼす程度の甚大な被害が発生した場合には、施設の適地移転やコンビナート地区の再編成等の検討も行う必要がある。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県防災関係機関	災害活動等の相互応援

(5) 関連する法令、計画、資料等

- ・石油コンビナート等災害防止法
- ・消防法
- ・災害対策基本法
- ・高圧ガス保安法
- ・毒物及び劇物取締法
- ・ガス事業法
- ・海洋汚染等及び海上災害に関する法律
- ・港湾法

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-2-1-4 コンビナート災害対策 3-2-2-1 危険物等災害対策
--------	-------------------------------------

<東日本大震災における取組>**・仙台湾南部海岸における災害復旧の直轄代行**

東日本大震災により、宮城県南部に位置する仙台湾南部海岸は、箇所によっては高さが10mを上回るほどの大規模な津波が来襲し、一連の海岸沿いに設置されていた海岸堤防がほぼ全線にわたって全半壊するなどの壊滅的な状況となった。被災した海岸堤防等の復旧に当たっては、2011年3月30日に宮城県知事の緊急要望を受け、国土交通省東北地方整備局が一体的な災害復旧の代行を実施した。海岸堤防等の復旧は、仙台空港や下水処理場等の地域の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある区間においては2012年度末に、残る区間も2016年度末に完了した。

・まちづくりの議論などを踏まえた海岸堤防の復旧・復興

海岸堤防等の海岸保全施設が甚大な被害を受けたことから、津波・高潮による二次災害を防止すべく、緊急復旧工事を段階的に行うとともに、被災地復興に向けた海岸堤防の本復旧を進めるため、堤防等の天端高を新たに定めることが必要となった。このため、農林水産省及び国土交通省では、「海岸における津波対策検討委員会」の議論を踏まえ、2011年7月に復興計画策定の基礎となる海岸堤防の高さの決定の基準となる設計津波の水位の設定方法等を示した。これを踏まえ、岩手、宮城、福島3県は、関係市町村などの意見を踏まえ、2011年10月までに3県の地域海岸ごとの設計津波の水位を決定し、この設計津波の水位を前提として、海岸の機能の多様性への配慮、環境保全、周辺景観との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮しつつ、市町村によるまちづくりの議論などを踏まえながら、海岸管理者である県及び市町村が海岸堤防の高さを定めた。まちづくりの観点では、「現地がL2の津波に浸水しない地域(概ね浸水深さ2m以下)」については現地再建、「現地がL2の津波に浸水する地域(概ね浸水深さ2m超)」については、盛土による嵩上げや高台への移転、あるいはそれらの組合せといった、市街地の復興方策などが議論された。

まちづくりと一体となった海岸堤防の復旧・復興を進めた結果、被災6県においては、災害危険区域の指定や高台への集団移転等の状況を踏まえ、着工済みの621箇所の約3割にあたる197箇所の海岸堤防について、地域との議論などを踏まえ、堤防の高さを設計津波の水位より下げる、海岸堤防の位置を変更する等の見直しを海岸管理者である県及び市町村により行われた。

出典:復興庁_東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集 事例集(令和3年3月時点)をもとに市が作成

施策コード	4-1-5	施策名	公共土木施設等の災害復旧
項目	防災活動体制の強化		



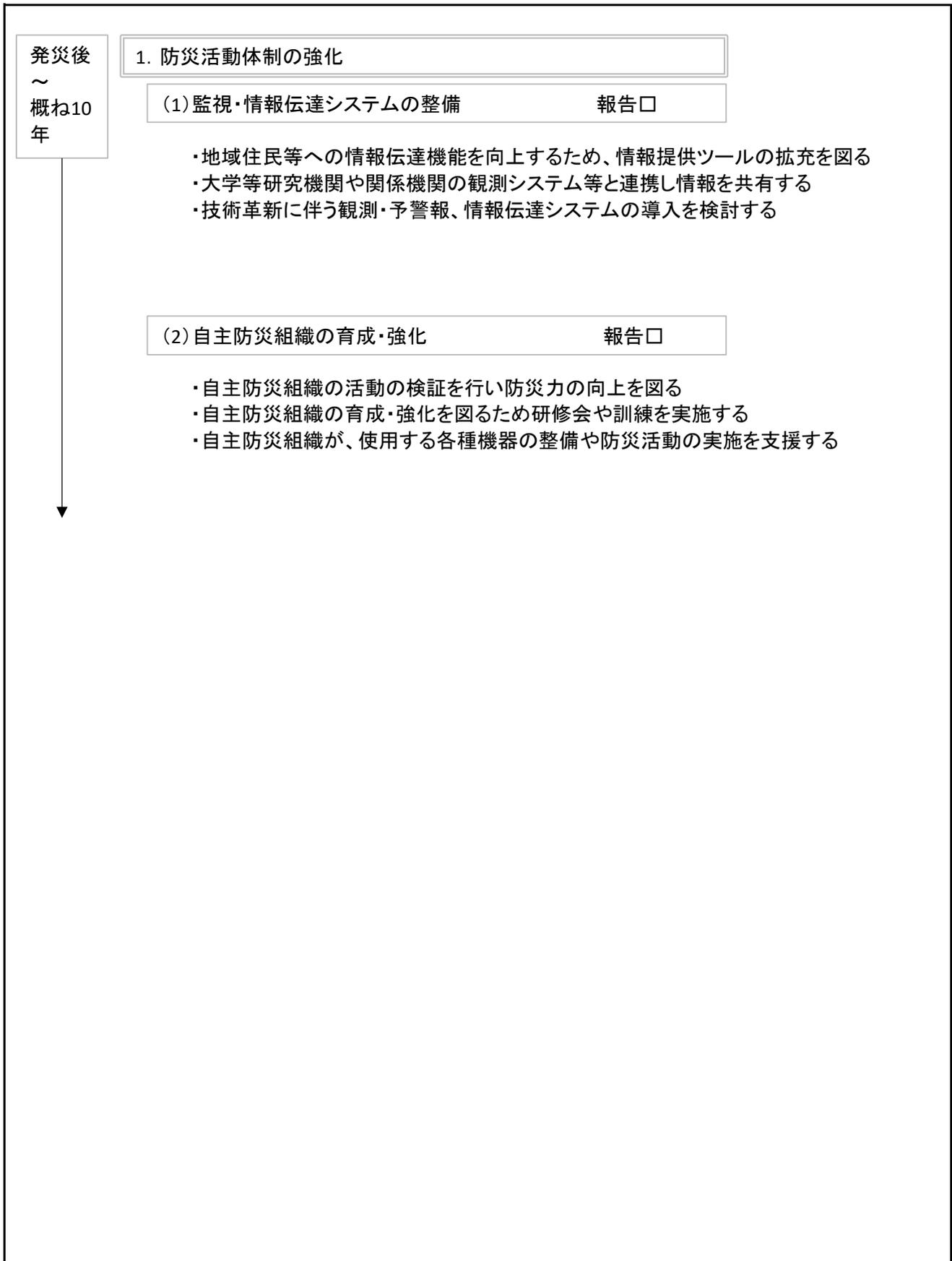
概要	施設管理や観測、避難等のソフト対策を行い、防災活動体制の強化を図る。
----	------------------------------------

(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		①監視・情報伝達システムの整備	危機管理課						
<p>被害発生後において、市は県と連携し、周辺住民の避難体制の整備や、観測システム・予警報システムの整備を行うとともに、住民及び関係機関（復旧・復興工事関係者含む。）へ迅速に伝達するため、情報伝達体制の整備を行う。</p> <p>1) 観測・予警報設備の整備 《地震・津波》 復興にあたり、津波予警報は、気象庁の津波警報、全国瞬時警システムなどの情報のほか、和歌山県と海洋研究開発機構が共同開発し、平成27年から運用している地震・津波予測システム「D O N E T」による津波情報も活用しながら、技術革新による観測・予警報設備の導入も検討する。</p> <p>2) 情報伝達・避難誘導設備の整備 従来は、居住者等に危険を伝えたり、避難の誘導を行うため、防災行政無線や市HP、メール配信サービスなどの情報伝達設備や、避難誘導灯や避難誘導看板などの避難誘導設備を整備するほか、海拔表示板により、居住者のみならず、来訪者に対しても津波の危険性の周知に努めていたが、復興に当たっては、従来の情報伝達や避難誘導設備の課題等の検証を行い、より良い設備の整備を検討する。</p>									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		②自主防災組織の育成・強化	危機管理課						
<p>復興に当たっては、従来の自主防災組織の課題を検証し、将来の災害に備え、自主防災組織の防災力の向上を図る。</p> <p>また、自主防災組織の再結成時には、発災前の既存の自治会や自主防災組織を母体とするなど、コミュニティの継続等にも配慮するほか、自主防災組織の防災力の強化を図るため、定期的な研修や訓練の実施、資機材整備等の防災活動への補助金の交付などを行う。</p>									

【行動フロー】



危機管理課

(2) 準備する事前復興(被災までの「平時」にやるべきこと)

- 監視・情報伝達システム整備
 - ・災害時に確実に機能するよう点検する。
 - ・技術革新による新たなシステムの導入を検討する。
 - ・地域住民、来訪者への確実な情報伝達方法を検討する。
- 自主防災組織の育成・強化
 - ・自主防災組織の結成を促進する。
 - ・研修会や訓練を通じて防災力の向上を図る。
 - ・民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会等と連携した取組を図る。
 - ・自主防災組織をリード・サポートする人材を育成する。

(3) 留意事項

- 監視・情報伝達システム整備に関する留意点等
 - ・システムを構成する各機器について、停電への対応が必要。
 - ・技術革新に伴うシステム導入の検討
 - ・関係機関等の観測システム等との情報連携を図る。
- 自主防災組織の育成強化に関する留意点
 - ・再結成に際しては、従前のコミュニティの継続への配慮が必要。
 - ・組織メンバーの防災意識や防災に関する知識を向上させることが必要。
 - ・定期的に研修会や訓練等を実施するで、人材の育成、組織の意識啓発を図る。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
気象庁	津波情報等の提供
和歌山県防災企画課	DONETの情報提供

(5) 関連する法令、計画、資料等

- ・電波法
- ・自主防災組織の手引ーコミュニティと安心・安全なまちづくりー（消防庁）

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

〈東日本大震災における取組〉

〈仙台市地域防災リーダー〉

東日本大震災の経験を踏まえ、自助・共助による取り組みを促進し、自主防災活動の活性化を図るため、防災に関する知識と技術を有し、町内会長等を補佐しながら自主防災活動の中心的な役割を担う人材として、仙台市地域防災リーダーを養成している(仙台のS、防災のB、リーダーのLを取り、「SBL」と呼称している)。

昭和53年の宮城県沖地震以降、本市では共助の核となる自主防災組織の結成促進に努めてきており、平成22年4月時点での結成率は95.3%となっていた。また、その一方で、「活動内容に組織間で格差がある」「防災訓練がマンネリ化している」等の課題認識があった。

こうした中、自主防災活動の中核となるリーダー的人材を養成することが重要であるとの観点から、平成22年5月に、学識経験者や町内会等の地域団体関係者で構成される「地域防災リーダー養成プログラムに関する検討委員会」を設置し、本市の実情に即した独自の防災リーダー養成の在り方について検討を行った。検討委員会では、自主防災組織の活動の現状把握や課題の検討、講習のカリキュラム、講習会の運営体制等について報告書を取りまとめた。

報告書に基づき、平成23年度からSBL養成事業を開始する予定であったが、東日本大震災が発生したことにより災害対応等を優先させ、新事業の実施は翌年度に延期となった。津波避難や避難所運営の項目をカリキュラムに加え、平成24年度から開始した。

市では、自主防災組織の活性化と市内全体の地域防災力の向上のために、地域防災リーダーを市内の各連合町内会に5名程度配置することを目標にしている。平成27年度までの4年間で584名の養成を行っている。

受講者の募集方法については、平成24年度は各区の連合町内会長協議会推薦者とし、平成25年度からは、地域の自主防災組織と協力して活動を行うことを条件に公募枠を設け、女性や若い世代の受講者の増加を図っている。

講習会のカリキュラムについては、講義、実技、グループディスカッションで構成し、受講者の負担が過重とならないことを考慮し、2日間としている。

全日程を履修した受講者には認定証を交付し、地域の防災活動で使用してもらうためのヘルメットとビブスを貸与している。

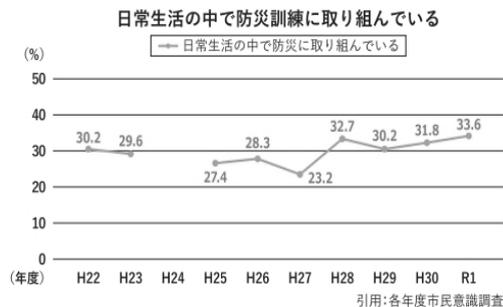
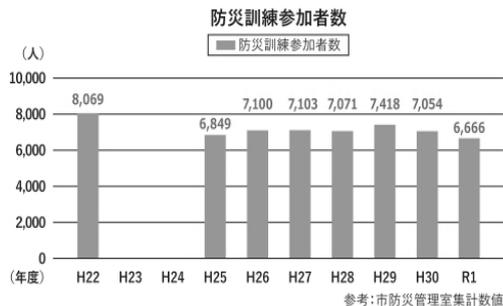
なお、平成26年度からはバックアップ講習会を実施し、知識やスキルの向上を図っている。

出典:東日本大震災 仙台市 復興五年記録誌

② 防災意識向上への継続的な取組み

毎年3月11日に東日本大震災大船渡市犠牲者追悼式を開催している。

- ・ 防災訓練は平成25年度から再開している。訓練は主に東日本大震災を想定し実施しており、毎年約7,000人が参加している。
- ・ 小中学校においても、防災の取り組みが進められており、越喜来小学校においては、平成24年度に県の支援事業を活用し「防災おきらいプラン」を作成した。また、各学校では、防災マップの作成、登下校中の避難訓練などを実施している。
- ・ 本市においては、平成26年3月に防災教育の手引きを作成、平成28年3月には防災の手引きの活用実践事例集を作成し市内小中学校に配布した。各学校では、手引きを活用し、学年に応じた防災・復興教育を継続的に実施している。
- ・ 市民意識調査では「日常生活の中で防災訓練に取り組んでいる」と回答した割合が、被災前から概ね30%前後で推移している。



出典:大船渡市 東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承

施策コード	4-2-1	施策名	安全な市街地・公共施設整備
項目	復興防災まちづくり方針の作成		



概要	災害に強い地域社会を実現するため、将来ビジョンを示すための計画を作成する。
----	---------------------------------------

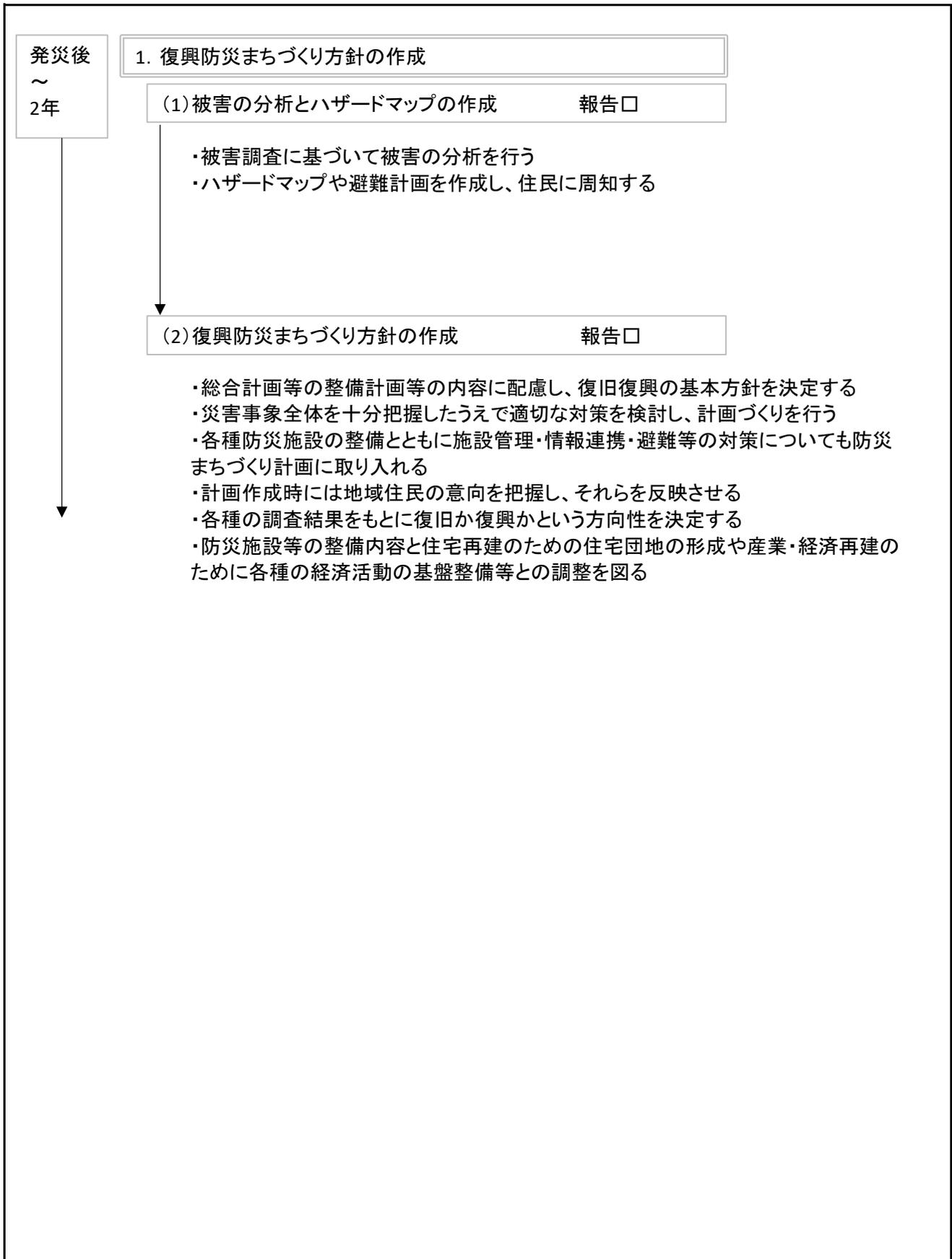
(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)	2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
		①被害の分析とハザードマップの作成	危機管理課						
<p>1) 被害の分析 被害調査に基づき、災害の発生、拡大要因及び被害の軽減要因などを分析する。国や県、大学など各種研究機関等と連携した分析を進める。</p> <p>2) ハザードマップの作成 ハザードマップや避難計画の作成(更新)は、国や県の被害想定等の調査結果を踏まえ実施する。</p>									

4-2-1 復興防災まちづくり方針の作成

内容	担当課(平時)	スケジュール							
		2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
②復興防災まちづくり方針の作成	都市整備課								
<p>復興時における防災まちづくりは、再度の被害を受けにくい集落・市街地として計画的に整備することが直接の目的である。被災した住民や事業所が再び災害への不安を持つことなく、生活及び経済基盤の再建に専念できることを基本に災害に強い地域社会を形成していくための将来ビジョンを示すものとして、以下の点に配慮して計画づくりを行うことが重要である。</p> <p>1) 被害状況への対応と既存の上位計画と整合した計画づくりを進める 災害復興における防災まちづくりは、発生した被害の状況を踏まえた防災対策を講じると同時に、総合計画等の既存上位計画や個別施設の整備計画等に配慮し、復旧・復興の基本方向を決定する。</p> <p>2) 災害事象に適合した防災対策を検討し、計画化を図る 発生した災害によって防災対策は異なる。また、個別の災害事象が主因、あるいは誘因となって複合的に被害を拡大させる場合がある。このため、災害事象全体を十分把握した上で、適切な対策を検討し、計画づくりを行う。</p> <p>3) 災害対策のためのハード整備とともにソフト対策を検討し計画づくりを進める 各種防災施設の整備は重要であるが、対策の全てをハード整備のみに頼ることは危険であり、また、コスト面から現実的に困難な場合もある。被害を軽減するためには施設管理、情報連携、避難等のソフト対策についても、防災まちづくり計画には必要である。</p> <p>4) 被災地の住民等の意見を反映させた計画づくりを進める 被災した都市基盤や市街地の再建は、被災者の生活再建と被災地の社会・経済活動の再建のためには不可欠であることから、復興における防災まちづくりは、早期に計画作成から事業を実施することが求められる。計画作成時には地域住民の意向を把握し、それらを反映させることにより、計画内容に関する地域住民のコンセンサスを得ることが重要である。</p> <p>5) 計画づくりは必要な手順に従い、被災者の生活再建や産業・経済再建施策との十分な調整を行いながら進める 計画づくりは、各種の調査結果等をもとに、復旧か復興かという方向性の決定や復興の方針作成、基本構想・基本計画の作成等の基本的な手順に従って進める必要がある。また、計画作成においては、防災施設等の整備内容と住宅再建のための住宅団地の形成や産業・経済再建のための各種の経済活動の基盤整備等との調整を図る必要がある。</p> <p>■参考</p> <p>1) 東日本大震災復興特別区域法で認められた計画作成・申請 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）により、復興特別区域として指定された地方公共団体には、次の計画作成・申請ができることとされている。 ○復興推進計画（個別の規制、手続きの特例や税制上の特例等を受けるための計画） ○復興整備計画（土地利用の再編に係る特例許可・手続きの特例等を受けるための計画） ○復興交付金事業計画（交付金事業に関する計画）</p> <p>2) 都市防災総合推進事業による支援 「都市防災総合推進事業」では、避難地・避難路等の公共施設整備や防災まちづくり拠点施設の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を支援するため、災害危険度判定調査、住民等のまちづくり活動支援、地区公共施設等整備等の7つの事業メニュー毎に補助金の交付対象を定めている（実施主体は市、県）。</p>									

【行動フロー】



4-2-1 復興防災まちづくり方針の作成

危機管理課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- ・国・県の最新の調査結果を基にハザードマップを更新する。
- ・海南MAPの利用を促進するため、広報紙、HP等で周知する。
- ・災害時に備えたマイタイムラインを作成するよう広報紙、HP等で周知する。
- ・要配慮者施設に避難確保計画を作成するよう、関係課に促す。
- ・避難行動要支援者の個別避難計画を作成するよう、関係課に促す。

(3) 留意事項

- ・ハザードマップ作成時には、表現方法を十分に留意しながら、容易に理解できるようにする。
- ・ハザードマップを公開することで被害予測のみが一人歩きする可能性があるため、前提条件を明示する。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県防災企画課	被害想定データの提供

(5) 関連する法令、計画、資料等

津波防災地域づくりに関する法律

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

都市整備課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○建築制限の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築制限区域指定について、その必要性があるかどうかを検討する。 ・土地区画整理事業等により市街地の復興を図るべき地区を把握する。 <p>○都市復興基本方針の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市復興体制を整備する。 <p>○都市復興基本計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市復興の手順及び実施主体の明確化について検討しておく。 <p>○延焼防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防活動困難地区を把握・周知し、その解消策を検討する。
--

(3) 留意事項

--

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県建築住宅課	建築制限における連携
和歌山県都市政策課	復興まちづくり方針作成における連携

(5) 関連する法令、計画、資料等

<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法 ・被災市街地復興特別措置法

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

〈東日本大震災における取組〉

・国土交通省直轄調査による被災状況の把握と復興パターンの検討

国土交通省は、関係省庁と連携しながら2011年6月より、津波被災市街地復興手法検討調査(直轄調査)を開始した。まずは、被災状況等の調査として、津波により被災した青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の6県62市町村を対象に、津波浸水エリア、建築物・インフラ等の被害状況、住民の避難状況等の調査を実施し、調査結果を地方公共団体に提供するとともにWEBで公表した。また、同省は市町村の要望に応じ6県43市町村において、被災状況や都市の特性、地元の意向等に応じた被災市街地の復興パターンや、具体的な市街地の復興手法について検討し、市町村の復興計画や事業計画作成への支援を行った。同調査の委託コンサルタント事務所を現地に開設させるなど、現地に密着し、地元地方公共団体との調整に配慮して調査を行った。同調査が実施された地方公共団体はその結果を活用し復興計画を策定することが可能となった。

・多様な専門セクターの活用による計画事務の遂行

東日本大震災からの復興にあたっては、一地方公共団体の対応能力をはるかに超えた計画事務が発生した。国、県、他の地方公共団体による応援職員の派遣、都市再生機構(UR)による支援、民間コンサルタント等の活用により、これに対応した。

宮城県石巻市北上地区では、行政だけで進めるのではなく、積極的に大学や民間団体の支援を受けながら細やかに被災住民の意向を聞き、復興ビジョンの策定を行った。支援に当たっては、第三者が入ることで、行政と被災住民の対立構図になりにくく前向きな議論が出来た。岩手県野田村では早期(2011年4月)にUR等の応援職員の派遣を受け入れて、復興まちづくり計画の策定段階から技術的ノウハウの提供や他地域の情報入手が可能になったとしている。

・都市構造や被災状況、津波シミュレーションによる被災想定等を踏まえた復興計画の検討

被災市町村においては、国土交通省直轄調査(津波被災市街地復興手法検討調査)も活用し、都市構造や被災状況、津波シミュレーションによる被災想定等を踏まえ、復興まちづくり計画の検討が行われた。

その上で、浸水区域内で恒久的な建築制限の対象となる災害危険区域の設定をどのように行い、住民の理解をどのように得るかが大きな課題となった。災害危険区域の指定のあり方は、津波シミュレーション等に基づく浸水深の考え方、建物の用途や構造の基準等の組み合わせにより多様である。

各市町村において複数のパターンが検討され、結果として、①現地再建(堤防等により安全性を高め、現位置で市街地を再生)、②嵩上再建(被災前の市街地を嵩上げし、安全性を高めて再建)、③新市街地整備(高台等に新たな市街地を整備し、都市機能を移転)、④嵩上再建+高台移転(嵩上げに加え、一部は高台移転、現地再建等と組み合わせ)等のパターンで復興が進められたところが多かった。

出典:復興庁_東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集 事例集(令和3年3月時点)をもとに市が作成

施策コード	4-2-2	施策名	安全な市街地・公共施設整備
項目	基盤未整備地域の整備		



概要	市街地の面的整備、道路等基盤整備により災害に強い市街地の形成を図る。
----	------------------------------------

(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)	2週間 2カ月 4カ月 6カ月 1年 2年 3年 10年							
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
①建築制限の実施	和歌山県、都市整備課								

1) 初期の建築制限

特定行政庁は、都市計画又は土地地区画整理法による土地地区画整理事業のため必要がある場合、建築基準法第84条により1月以内の建築制限を行う（更に1月をこえない範囲内で延長可能）。

2) 長期的建築制限

被災市街地復興特別措置法では、震災などにより相当数の建築物が滅失した区域を「被災市街地復興推進地域」として都市計画決定することにより、災害後最長2年間堅牢な建物の建築行為が制限されるとともに、市街地復興のための特別措置を適用できることが定められている。

したがって、建築基準法による建築制限を実施しつつ、被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行うことで長期的建築制限を行う。長期的建築制限は、都市計画事業を導入する場合には、事業の根拠法に基づく建築制限に移行することとなる。

内容	担当課(平時)	2週間 2カ月 4カ月 6カ月 1年 2年 3年 10年							
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
②再開発事業	都市整備課								

再開発事業には、1)市街地再開発事業、2)住宅街区整備事業があり、さらにそれらに関連する各種事業が用意されている。

市街地再開発事業

事業名	補助対象等	要件	根拠法等	実施主体
市街地再開発事業	<p>○対象：施設建築物及びその敷地の整備に要する費用の一部</p> <p>1) 調査設計計画（事業計画作成、地盤調査、建築設計等）</p> <p>2) 土地整備（建築物除却等、仮設店舗等設置、補償費等）</p> <p>3) 共同施設整備（空地等、供給処理施設、その他の施設等）</p> <p>○補助率：1/3 2/5（被災地特例）</p>	<p>○第一種市街地再開発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度利用地区又は地区計画、再開発地区計画、防災街区整備計画、沿道地区計画区域内 ・耐火建築物が建築面積又は敷地面積の約1/3以下等 <p>○第二種市街地再開発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記要件 ・面積が0.5ha以上等 	都市再開発法（国土交通省）	個人施行者、市街地再開発組合、地方公共団体、都市再生機構、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、地方住宅供給公社

4-2-2 基盤未整備地域の整備

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年															
		③住宅市街地の基盤整備	建設課、都市整備課、区画整理課																					
<p>住宅市街地においては、土地区画整理事業、密集住宅市街地整備促進事業等、漁業集落においては、漁港漁村総合整備事業、漁業集落環境整備事業等を活用し、被災地の基盤整備を図る。</p> <p>1) 住宅市街地の基盤整備による防災性向上、環境整備</p> <p style="text-align: center;">土地区画整理事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事業名</th> <th style="width: 20%;">補助対象等</th> <th style="width: 30%;">要件</th> <th style="width: 15%;">根拠法等</th> <th style="width: 20%;">実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地区画整理事業</td> <td> ○対象： ・公共施設工事費、地区外関連工事費、移転移設補償費、調査設計費、事務費、借入金 ○補助率：1/2 </td> <td> ・宅地所有者もしくは借地権者又はこれらの者の同意を得た者、都道府県知事の認可を得た個人による宅地の所有者又は借地権者が7名以上共同し、事前に施行地区となる区域の土地所有者及び借地権者から2/3以上の同意を得て定款と事業計画を定め、都道府県知事の認可を得た組合による ・都市計画により土地区画整理事業を施行する区域として定められたもの </td> <td>土地区画整理法（国土交通省）</td> <td>個人、組合、都道府県、市町村、行政庁、都市再生機構、地方住宅供給公社</td> </tr> <tr> <td>被災市街地復興土地区画整理事業</td> <td> ○対象： ・事業計画案作成事業パンフレット作成、意識調査、事業計画作成等 ・復興土地区画整理事業調査設計費、宅地整理費、移転・移設費、公共施設工事費等 ・仮設住宅等の整備 ○補助率：1/2 </td> <td> ・大規模な災害（被災地面積が概ね2ha以上で被災戸数が概ね1,000戸以上）の被災市街地のうち、被災市街地復興特別措置法の規定する被災市街地復興推進地域内の土地の区域内であって、原則として都市計画法定された幹線道路を含まない地区で行う </td> <td>被災市街地復興特別措置法（国土交通省）</td> <td>都道府県、市町村等、都市再生機構等、土地区画整理組合、土地区画整理法の規定により宅地の権利者同意を得て土地区画整理事業を施行する者</td> </tr> </tbody> </table>										事業名	補助対象等	要件	根拠法等	実施主体	土地区画整理事業	○対象： ・公共施設工事費、地区外関連工事費、移転移設補償費、調査設計費、事務費、借入金 ○補助率：1/2	・宅地所有者もしくは借地権者又はこれらの者の同意を得た者、都道府県知事の認可を得た個人による宅地の所有者又は借地権者が7名以上共同し、事前に施行地区となる区域の土地所有者及び借地権者から2/3以上の同意を得て定款と事業計画を定め、都道府県知事の認可を得た組合による ・都市計画により土地区画整理事業を施行する区域として定められたもの	土地区画整理法（国土交通省）	個人、組合、都道府県、市町村、行政庁、都市再生機構、地方住宅供給公社	被災市街地復興土地区画整理事業	○対象： ・事業計画案作成事業パンフレット作成、意識調査、事業計画作成等 ・復興土地区画整理事業調査設計費、宅地整理費、移転・移設費、公共施設工事費等 ・仮設住宅等の整備 ○補助率：1/2	・大規模な災害（被災地面積が概ね2ha以上で被災戸数が概ね1,000戸以上）の被災市街地のうち、被災市街地復興特別措置法の規定する被災市街地復興推進地域内の土地の区域内であって、原則として都市計画法定された幹線道路を含まない地区で行う	被災市街地復興特別措置法（国土交通省）	都道府県、市町村等、都市再生機構等、土地区画整理組合、土地区画整理法の規定により宅地の権利者同意を得て土地区画整理事業を施行する者
事業名	補助対象等	要件	根拠法等	実施主体																				
土地区画整理事業	○対象： ・公共施設工事費、地区外関連工事費、移転移設補償費、調査設計費、事務費、借入金 ○補助率：1/2	・宅地所有者もしくは借地権者又はこれらの者の同意を得た者、都道府県知事の認可を得た個人による宅地の所有者又は借地権者が7名以上共同し、事前に施行地区となる区域の土地所有者及び借地権者から2/3以上の同意を得て定款と事業計画を定め、都道府県知事の認可を得た組合による ・都市計画により土地区画整理事業を施行する区域として定められたもの	土地区画整理法（国土交通省）	個人、組合、都道府県、市町村、行政庁、都市再生機構、地方住宅供給公社																				
被災市街地復興土地区画整理事業	○対象： ・事業計画案作成事業パンフレット作成、意識調査、事業計画作成等 ・復興土地区画整理事業調査設計費、宅地整理費、移転・移設費、公共施設工事費等 ・仮設住宅等の整備 ○補助率：1/2	・大規模な災害（被災地面積が概ね2ha以上で被災戸数が概ね1,000戸以上）の被災市街地のうち、被災市街地復興特別措置法の規定する被災市街地復興推進地域内の土地の区域内であって、原則として都市計画法定された幹線道路を含まない地区で行う	被災市街地復興特別措置法（国土交通省）	都道府県、市町村等、都市再生機構等、土地区画整理組合、土地区画整理法の規定により宅地の権利者同意を得て土地区画整理事業を施行する者																				

密集住宅市街地整備促進事業

補助項目		補助率	限度額等	
整備計画策定等事業	A 調査（整備計画作成等） （公共団体のみ）	直接 1/2	210 千円/ha	
	B 調査（事業計画作成等）	直接 1/2、間接 1/3	5,000 千円/ha	
	推進事業	協議会支援等	直接・間接 1/3	防災再開発促進地区 年 6,000 千円/ha・10 年 上記以外 年 3,000 千円/ha・5 年
		建替促進事業計画作成等	直接 1/2、間接 1/3	
	推進計画作成 （都市再生機構のみ）	直接 2/3	1,500 千円/ha	
地区整備事業	老朽建築物等除却	直接 1/2、1/3、 間接 1/3	標準除却費あり	
	土地整備 道路整備 児童遊園整備 地区施設等用地取得造成 集会所設置工事 防災関連施設整備 測量・調査・設計等	直接 1/2、1/3、 間接 1/3	一部限度額あり	
	仮設住宅等設置	直接・間接 1/3	限度額あり	
	建替促進事業	調査設計計画、共同施設整備	直接・間接 1/3	建替タイプにより補助内容限定
建替促進事業	家賃対策補助	直接 1/2、1/4		
	防災街区整備事業	施設建築物及びその敷地の整備に要する費用の一部交付対象項目（1）調査設計計画、2）土地整備、3）共同施設整備 4）防災性能強化等	直接 1/3	限度額あり
耐震改修促進事業		間接 1/3	限度額あり	
賃貸住宅等家賃対策補助事業		直接・間接 1/2		

注）間接補助の場合は、上記の補助率以内、かつ、施行者の補助の1/2以内

■参考

東日本大震災における都市再生区画整理事業については、被災市街地の円滑な復興を目的として、以下の点を改正している。

○緊急防災空地整備事業：土地区画整理事業については、減価補償金地区だけでなく、通常の地区における地方公共団体による公共施設充当地地の買収についても支援対象公共用地の増分の用地費の80%を限度とする。

○都市再生事業計画案作成事業：土地区画整理事業を予定する地区で行えるよう施行地区要件を拡充。

○被災市街地復興土地区画整理事業：津波による被災が甚大な地域において、想定される既往最大津波に対して防災上必要となる市街地の嵩上げ費用（津波防災整地費）を国費算定対象経費（限度額）に追加。また、従来国費算定対象経費（限度額）に計上されていた防災関連施設整備費、浸水対策施設整備費等を国費算定対象費用（限度額）と交付対象費用に追加。

4-2-2 基盤未整備地域の整備

2) 農業・漁業集落整備関連

農業・漁業集落において地盤の嵩上げや基盤整備を行おうとする場合には、漁業集落環境整備事業、漁港漁村総合整備事業の「土地利用高度化再編整備」により、嵩上げ・整地するとともに、集落道、水産飲雑用水施設、排水施設、防災安全施設、緑地広場などの集落環境施設を行うことが可能である。

農業・漁業集落における基盤整備事業

事業名	補助対象等	採択条件	根拠法等	実施主体
漁業集落環境整備事業	○補助対象：漁業集落道整備、水産飲雑用水施設整備、漁業集落排水施設整備、防災安全施設整備、緑地・広場施設整備、土地利用高度化再編整備、地域資源利活用基盤施設整備、用地整備・特認事業（水産庁が認めた事業） ○補助率：5/10 ただし沖縄県は5.5/10 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業依存度が高く、今後とも漁業の振興を図ることが適当な集落 ・漁業整備長期計画に基づき漁港の基本的な施設の整備を実施する漁港に係る集落であること ・事業の実施につき、漁業者、住民、市町村等の意欲が高いこと ・人口規模が300～5000人（辺地、過疎、奄美、沖縄は50～5000人） ・漁業依存度又は魚家率が第1位 ・全体事業費が3千万円以上 	漁港環境整備事業補助金交付要綱（水産庁）	都道府県、市町村
漁港漁村総合整備事業	○補助対象： 物揚場などの漁港・漁場整備や汚水処理施設、緑地・広場・漁業集落道などの生活環境施設 ○補助率：1/2 以内等 （集落）沖縄：5.5/10、（再生）北海道及び離島：6/10、（再生）沖縄及び奄美：3/4	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港の背後にある、漁業者又はその他住民や地方公共団体及び漁業団体等の意欲が高い集落 ・事業費が一定の金額（漁業集落環境整備事業は3,000万円以上、漁村再生交付金は5,000万円以上が原則）であること 	漁港漁村総合整備事業費等補助金交付要綱（水産庁）	都道府県、市町村

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
④延焼防止対策	都市整備課								
<p>災害後の市街地の防災性向上の一環として、特に密集市街地では、火災の延焼防止対策を実施する必要がある。</p> <p>1) 延焼遮断帯整備（沿道不燃化） 都市防災構造化推進事業（都市防災不燃化促進事業）は、密集市街地を幹線道路及びその両側の不燃化によって延焼遮断帯を構成するものである。</p> <p>2) 消防水利確保、消防活動困難地区解消 延焼防止対策の一つとして、消防水利の確保を行う。 消防活動困難地区の解消として、前項の基盤整備事業の他、街路事業、道路改築事業などが準備されている。</p>									

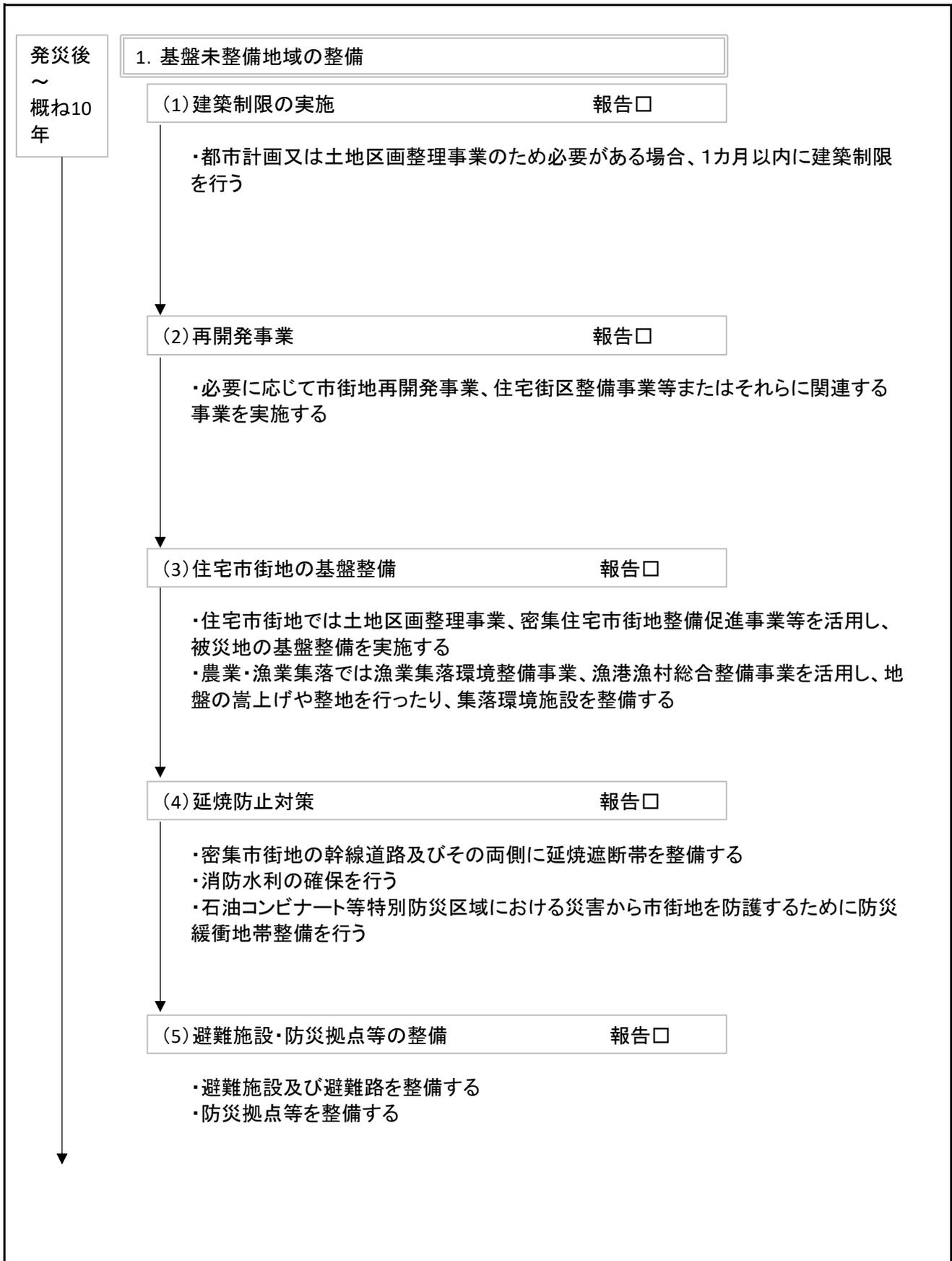
内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
⑤避難施設・防災拠点等の整備	所管課								
<p>被災集落・市街地において、避難計画を担保する避難施設を整備する。 避難場所は、津波が到達しない場所を確保することが必要である。また、そこに至る避難路についても、整備を行う。 なお、避難場所の多くは防災活動の拠点となるため、そうした観点からの整備も必要となる。</p> <p>1) 避難施設の整備 避難地の整備に係る事業手法としては、総合的な整備が図れる漁村関連の事業や防災まちづくり事業の他、通常の公園整備事業、漁港・港湾改修事業等により確保することが可能である。 避難路の整備については、街路事業として、次のような整備が可能となっている。 ○避難路の整備 ○消防活動に資する街路整備 ○沿道区画整理型街路事業 ○沿道再開発型街路事業</p> <p>2) 防災拠点等の整備 防災空間・拠点の整備としては、以下のような事業の中で、地域のコミュニティレベルから、広域的レベルまで、各種の整備が可能となっている。 ○都市防災構造化推進事業（地区公共施設等整備事業） ○公園事業（都市公園事業、防災緑地緊急整備事業） ○街並み・まちづくり総合支援事業 ○防災まちづくり事業 ○地域防災拠点施設整備モデル事業 ○漁業集落環境整備事業、漁港漁村総合整備事業 など</p> <p>■参考 東日本大震災で浸水により被災した面積が20ha以上、かつ浸水により被災した建物の棟数が概ね1,000棟以上、もしくは国土交通大臣により同等の被災規模と認められた被災市町村については、津波復興拠点整備事業として、区域内において定められた一団地の津波防災拠点市街地形成施設の建設に対する補助制度が用意された。</p>									

4-2-2 基盤未整備地域の整備

防災拠点の整備事業

事業名	補助対象等	要件	根拠法等	実施主体
都市公園事業	対象：都市公園の用地の取得、公園施設の整備 補助率：用地取得費 1/3、公園施設費 1/2	面積要件：原則 2 ha 以上の公園 総事業費要件：全体事業費が 2.5 億円以上の事業（都道府県事業は 5 億円以上）	都市公園法（国土交通省）	都道府県、市町村
防災まちづくり事業	補助対象：防災センター、コミュニティ消防センター、避難地、避難休憩施設、拠点避難地 地方債：事業費の 95% 地方交付税：事業費の 25.5-46.7%	避難路、避難地、避難休憩施設等の防災基盤施設 他	地方財政法 地方交付税法（総務省消防庁）	都道府県、市町村

【行動フロー】



4-2-2 基盤未整備地域の整備

都市整備課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- ・ 建築制限区域指定について検討する。
- ・ 土地区画整理事業等により市街地の復興を図るべき地区を把握する。

(3) 留意事項

○初期の建築制限

- ・ 特定行政庁は都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要がある場合、建築基準法第84条により1月以内の建築制限を行う。(更に1月をこえない範囲内で延長可能)。

○長期的建築制限

- ・ 被災市街地復興特別措置法では、震災などにより相当数の建築物が滅失した区域を「被災市街地復興推進地域」として都市計画決定することにより、災害後最長2年間堅牢な建物の建築行為が制限されるとともに、市街地復興のための特別措置を適用できることが定められている。
- ・ したがって、建築基準法による建築制限を実施しつつ、被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行うことで長期的建築制限を行う。長期的建築制限は、都市計画事業を導入する場合には、事業の根拠法に基づく建築制限に移行することとなる。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県建築住宅課	建築制限における連携
和歌山県都市政策課	市街地復興における連携

(5) 関連する法令、計画、資料等

- ・ 建築基準法

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

建設課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- ・関係機関と調整を行い、必要に応じて連携し、街路・道路整備を行う。

(3) 留意事項

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割

(5) 関連する法令、計画、資料等

- ・建築基準法
- ・道路法

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

4-2-2 基盤未整備地域の整備

区画整理課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- ・海南駅東土地区画整理事業の早期完成。
- ・土地区画整理事業により市街地の復興を図るべき区域の選定。

(3) 留意事項

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県都市政策課	土地区画整理事業申請

(5) 関連する法令、計画、資料等

- ・津波防災地域づくりに関する法律
- ・土地区画整理法
- ・大気汚染防止法
- ・労働安全衛生法
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・災害廃棄物対策指針(環境省)
- ・被災建築物解体マニュアル[石綿(アスベスト)対策]
- ・災害時における石綿飛散防止にかかる取扱いマニュアル(改定版)(環境省)

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

所管課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- ・復興まちづくりの整備に関する国等の支援事業を把握しておく。

(3) 留意事項

- ・災害が発生した場合においても安全な基盤整備を行う。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割

(5) 関連する法令、計画、資料等

- ・津波防災地域づくりに関する法律等

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

〈東日本大震災における取組〉

・国・県・市町村間の総合調整

復興まちづくり計画の策定に際しては、国管理、県管理、市町村管理の社会基盤施設の計画との調整が必要となる。例えば県の海岸事業、河川事業、道路事業と、市町村の防災集団移転促進事業等の計画を整合させながら検討を行うことが必要な場合がある。特に防潮堤の整備については復興まちづくりの重要な論点となった。速やかに調整がつかず時間を要した地区もあったが、例えば、岩手県大槌町赤浜地区では、地元の意向を踏まえ、防潮堤の整備だけを議論するのではなく、後背地の土地利用も含めた包括的な議論が行われ、国土交通省の調査で整理された防潮堤と県道、居住地の整備の組み合わせパターンも活用しつつ、同町が防潮堤等の管理者と調整しながら検討を行った。

・持続可能なコンパクトなまちづくりの推進

岩手県大船渡市では、被災前の人口 1,300 人に対して、計画人口 730 人と抑制的な値での計画となっているほか、居住区域や産業区域等のゾーニングを再編し JR 大船渡線の山側にコンパクトな居住区域を配することにより効率的な嵩上げを実施した。また、ハード・ソフト両面を同時に検討し、商業地の早期立地を誘導した。宮城県岩沼市では、既存の集落に隣接した内陸部に複数の集落(6地区)を集約移転し、商業施設や高齢者や子どもに必要なクリニック、保育所を立地させている。また避難所、仮設住宅の時点から自治会単位で災害公営住宅に入居できるよう配慮し、地域コミュニティの分散を防ぐとともに、地区全体の復興まちづくりのイメージや将来像について話し合う場を設けることで、将来の住民の意向を反映した、帰還しやすいまちづくりを進めた。宮城県山元町では、被災した10の集落を3つの新市街地に集約移転しコンパクトシティをめざした計画の策定が行われ、被災した JR 常磐線の移設と連動して、新駅周辺等に新たな市街地を形成した。公共・商業ゾーンに位置づけられている2地区と医療・福祉ゾーンに位置づけられている1地区は、JR常磐線でつながって補完しあう形となり、コンパクト化とネットワーク化が図られている。

・壊滅的な被害を受けた市街地の再建とエリアマネジメントによる付加価値の創造

壊滅的に被災した岩手県大船渡市の中心市街地では、早期再建を図るべき拠点エリアの整備が行われるとともに、地権者の土地売却意向に応えるため、土地区画整理事業の施行区域の一部を除外した上で、用地買収方式で緊急に整備することが可能である津波復興拠点整備事業が活用された。土地の所有と利用を分離することで、事業者は借地で事業を再開することになり再生への促進が図られた。同市では JR 大船渡駅周辺地区において地域住民、事業者、行政などが一体となり、エリアマネジメントを行うことを目的としたワーキンググループが 2013 年に設置され、「まちを育てる」仕組みをもった持続可能な中心市街地のあり方が検討された。事業推進にあたっては、同市は民間事業者とエリアマネジメント・パートナー契約を締結し、株式会社キャッセン大船渡が中心となって商業借地人の選定をはじめ地域の付加価値を高める事業を展開してきた。

出典：復興庁_東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集 事例集(令和3年3月時点)をもとに市が作成

施策コード	4-2-3	施策名	安全な市街地・公共施設整備
項目	災害危険区域等の設定		



概要	災害危険区域等の設定による建物の建築制限や構造上の規制により、被害の軽減を図る。
----	--

(1)項目・手順等

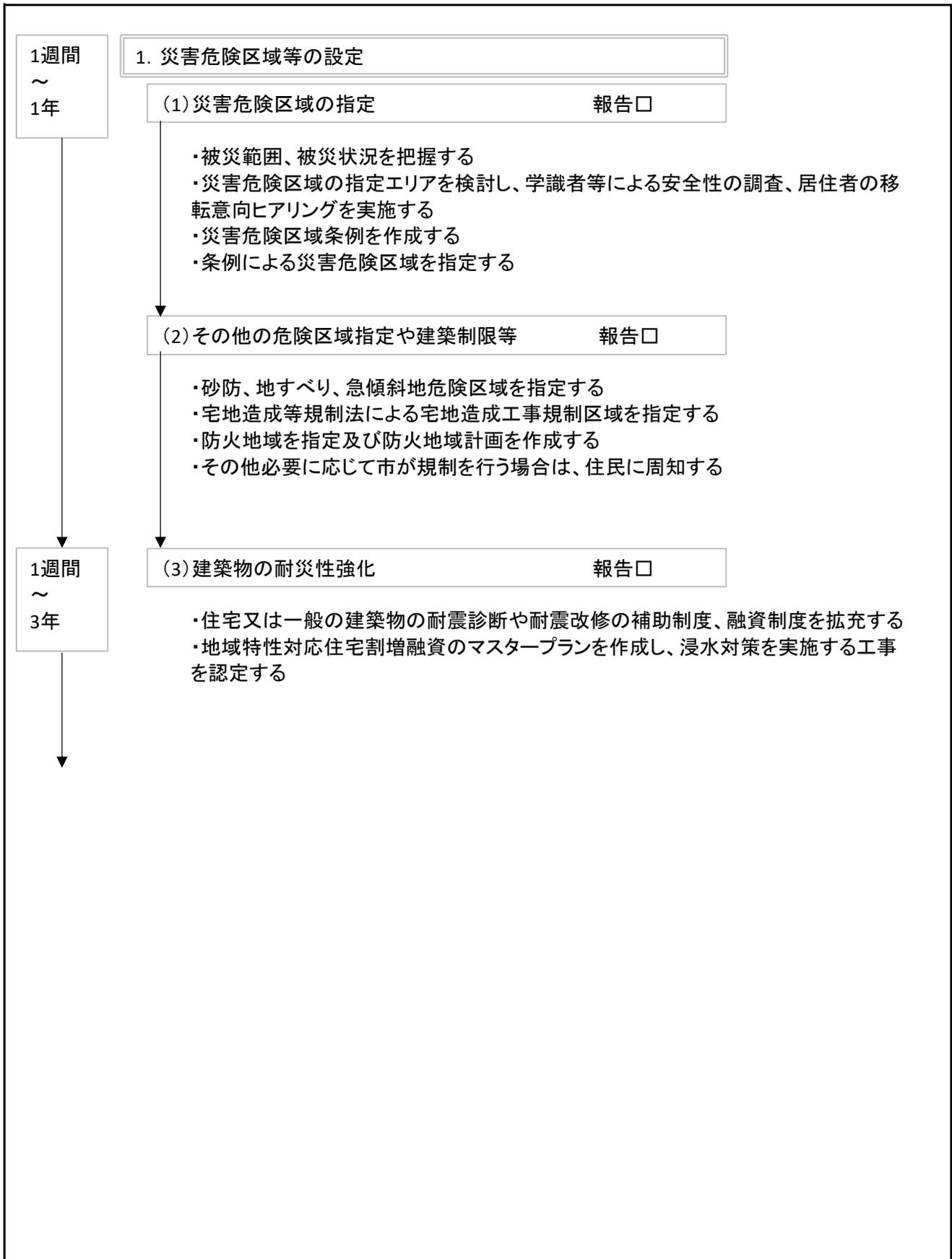
内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
①災害危険区域の指定	都市整備課								
<p>建築基準法第39条を根拠として、地方公共団体は、条例に基づき災害危険区域を指定することができる。災害危険区域内では、建築物の建築の禁止あるいは制限を行うことが可能であり、条例によってそれらの内容を定めることができる。</p> <p>指定の手順は概ね次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 被災範囲及び被災状況の把握 災害危険区域の指定エリアの検討・学識者等による安全性の調査、居住者の移転意向の把握等の実施 被災者の移転、再建に関する意向の把握 災害危険区域条例の作成 条例による災害危険区域の指定 									

内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
②その他の危険区域指定や建築制限等	都市整備課、建設課								
<p>建築基準法以外の法に基づく危険区域指定や建築制限等としては、以下のものがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 砂防、地すべり、急傾斜地危険区域指定 宅地造成等規制法による宅地造成工事規制区域の指定 防火地域指定/地区計画 									

4-2-3 災害危険区域等の設定

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年	
		③建築物の耐災性強化	建設課							
<p>危険区域等に現存する建築物に対する耐災性強化を図る。 そのため、耐震・防火建築を推進するための諸制度の活用を推進する。</p> <p>1) 建築物の耐震改修 住宅又は一般の建築物の耐震改修については、住宅金融公庫または政府系金融機関による低利融資が準備されている。 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づいて「特定建築物（多数の者が利用する一定の建築物）については、建築確認手続きの特例、建築基準法の特例、住宅金融支援機構の金利の特例などの措置がある。 地方公共団体独自の耐震診断や耐震改修の補助制度、融資制度の拡充などが実施されている例も多い。</p>										

【行動フロー】



4-2-3 災害危険区域等の設定

都市整備課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

・想定される災害発生時に被災する可能性のある区域への建築行為の規制等を行い、被害の拡大を防止するとともに、災害防止施設の整備を図る。

(3) 留意事項

・災害危険区域の設定を行う場合は、基礎的な調査を十分に行う必要がある。
・災害危険区域の設定は、時限的な規制である建築制限とは異なり、地権者に対しては大きな利用制限となる。このため、区域設定前に被災者に対する十分な意向把握の実施と災害危険区域設定に対する理解を図ることが必要である。
・住宅移転後の地域を災害危険区域に指定する場合は、治水施設の整備等が進むことにより、区域設定の条例撤廃が要望される場合がある。このような状況に配慮し、当初から区域を随時見直しする方針で区域設定をした例もある。
・高台等への集落等移転が行われる場合には、将来的に危険区域が宅地化されることのないよう、災害危険区域を設定しておく必要がある。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県建築住宅課	建築制限における連携
和歌山県都市政策課	災害危険区域設定における連携

(5) 関連する法令、計画、資料等

・建築基準法
・津波防災地域づくりに関する法律
・宅地造成等規制法
・建築物の耐震改修の促進に関する法律

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

建設課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

・ 県が土砂災害警戒区域を指定する場合、意見照会の回答、公示図書の縦覧、市民への周知等を行う。

(3) 留意事項

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県砂防課	区域指定

(5) 関連する法令、計画、資料等

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

〈東日本大震災における取組〉

・建築基準法等に基づく建築制限等

被災地域における市街地の計画的な整備の支障となるような建築を防止するため、建築基準法第84条に基づき、宮城県及び石巻市が2011年4月8日に建築制限区域等を指定し、建築物の建築の制限を同年5月11日まで実施した。さらに、災害の発生した日から6ヶ月（延長の場合、最長で8ヶ月）まで建築を制限・禁止することが出来ることとする、「東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律」（2011年4月29日成立・施行）の規定に基づき、宮城県及び石巻市が建築制限区域等を指定し、一部の地域を除き、建築制限を同年11月11日まで実施した。一方、岩手県と福島県においては、建築基準法第84条に基づく建築制限区域の指定は行わなかった。岩手県は、災害危険区域（建築基準法第39条）又は被災市街地復興推進地域（被災市街地復興特別措置法）の制度内容について被災市町村に説明を行うとともに区域指定の検討を要請し、多くの市町村では当面の間の建築自粛を市民に呼びかけるという対応をとった。

・インフラを縮減し大区画化した土地の活用

被災前の住宅地に設けられたインフラ（例：小規模な道路）は産業用地としての利用に必ずしも適していない場合がある。また、不要なインフラの復旧は維持管理コストを増やし、持続可能なまちの復興に資するとは言えない。このため、被災したインフラの復旧を抑えつつ産業用地向けに再整備して土地活用を図った例がある。宮城県名取市は、関上東地区において、被災前より道路を減らし産業用地に相応しい大区画での土地区画整理事業を行った。岩手県大船渡市では、末崎町小河原地区の被災前の住宅団地の区画道路を廃止し、団地全体を1つの敷地にまとめ産業用地として整備し、トマト工場を誘致した。

・土地情報提供等による民間活用の推進

移転元地等については、土地の状況が筆ごとにまちまちであるが、民間主体による活用を推進するため、市町村が一般的な不動産取引の重要事項説明に準じた基礎的な情報を筆ごとに整理し、WEBで公開する取組を行った例がある。さらに、移転元地と周辺民地とを一体で活用しやすくするよう、民有地の所有者の同意を得てその土地情報を提供している例もある。宮古市では、赤浜地区の移転元地について、インフラや利用上の法規制の状況等を示した「土地カルテ」を公表するとともに、移転元地と一体利用できる可能性がある民有地も示す取組を行っている。

出典：復興庁_東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集 事例集(令和3年3月時点)をもとに市が作成

施策コード	4-2-4	施策名	安全な市街地・公共施設整備
項目	宅地・公共施設の移転・嵩上げ		



概要	被害を受けた集落や市街地等を安全な地域に移転するため、移転事業や嵩上げ事業等を実施する。
----	--

(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)								
		2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
①移転事業	和歌山県、都市整備課、区画整理課								

1)防災集団移転促進事業

災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する事業である。

防災集団移転促進事業

事業名	補助対象等	要件	根拠法等	実施主体
防災集団移転促進事業	○補助対象： 1 住宅団地の用地取得造成 2 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助(借入金の利子相当額) 3 住宅団地の公共施設の整備 4 移転促進区域内の農地等の買い取り(やむを得ない場合を除く) 5 住宅団地内の共同作業所等 6 移転者の住居の移転に対する補助 7 事業計画等の策定に必要な経費 ○補助率：3/4 (7のみ1/2)	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生した区域または災害危険区域内の住居 10戸以上で住宅団地を形成することが必要(ただし、浸水想定区域・土砂/津波/火山災害警戒区域(地域)であって、堤防等の治水施設整備が不十分な場合は、5戸以上) 移転住居数が20戸を超える場合は、その半数以上の10戸以上の集団でまとめて移転する場合 移転者の1/2以上で住宅団地を形成することが必要 移転促進区域内の全戸移転であること 	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(国土交通省)	市町村(都道府県)

■参考

東日本大震災による災害を受けた地域については、移転先の住宅団地の規模要件を現行の10戸以上から5戸以上に緩和、住宅団地に関連する公益的施設の用地取得造成費を補助対象に追加、住宅団地の用地取得及び造成に要する費用について、宅地を分譲する場合に分譲価格を超える部分を補助対象化する等の措置が取られている。

2) がけ地近接等危険住宅移転事業による移転

移転対象世帯が少ない場合やまとめて移転する意向が弱い場合に適する事業である。

がけ地近接等危険住宅移転事業

事業名	補助対象等	要件	根拠法等	実施主体
がけ地近接等危険住宅移転事業	<ul style="list-style-type: none"> 危険住宅の除却等に要する経費 住宅建設・購入に要する経費 補助率：1/2 補助限度額：78万円/戸 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の不適合住宅であること 事業計画に基づく移転であること 急傾斜地崩壊危険区域では原則として人家概ね10戸以上 がけ条例では戸数制限なし(但し、他の防災事業を実施する場合を除く) 	制度要綱住宅局長通達(平成7年4月1日)(国土交通省)	市町村

4-2-4 宅地・公共施設の移転・嵩上げ

3) 土地区画整理事業

危険区域の宅地を換地により事業区域内の安全な場所へ移転する場合や、移転先を整備するために区画整理事業を実施する。

○県や市が、河川の拡幅や法線の変更、放水路等の設置等を行う場合で、かつ河川周辺部の街区を河川改修と一体で整備する場合

○浸水被害や家屋の全半壊が発生した街区において、土地区画整理事業の整備計画等がある場合

○浸水被害や家屋の全半壊が発生した区域において、災害に強いまちづくりを進めるために避難地（公園）、避難道路等の整備を計画する場合

4) 漁業集落環境整備事業による移転

土地利用高度化再編整備として、津波・高潮等の常襲地域において、安全な場所への移転を行い、跡地に水産関連施設の用地整備を行うものである。

5) 低地対策河川事業等

低地部において、河川改修事業と一体として市街地再開発事業を実施する場合。

低地対策河川事業・都市河川総合整備事業

事業名	補助率	採択基準	根拠法等	実施主体
低地対策河川事業・都市河川総合整備事業	3/10、 4/10	○都市における浸水被害の防止と土地の有効利用を図るために、市街地再開発事業等を活用し、治水対策を推進するもの ・既成市街地の浸水多発地域、低地地域の河川改修事業の内、市街地再開発事業等の他の事業と一体として緊急に実施する必要のあるもの	地方財政法 (国土交通省)	都道府県

宅地移転や整備を河川改修と一体となって実施する場合、河川改修事業の一部として実施する。（直轄河川激甚災害対策特別緊急事業）

6) 水防災対策特定河川事業

宅地の嵩上げ、集約化をする場合。

水防災対策特定河川事業

事業名	補助率	採択基準	根拠法等	実施主体
水防災対策特定河川事業	直轄： 2/3 補助： 1/2	・1級又は2級河川の浸水区域で実施される嵩上げ事業 ・連続堤方式による河川改修が困難で近年の浸水被害が著しい ・河川整備計画等に位置づけられている ・宅地の嵩上げ事業費が築堤方式の改修費以下 ・氾濫を許容することとなる区域に新たな住家が立地しないよう、災害危険区域指定等の措置がなされること	地方財政法 (国土交通省)	都道府県

7) 過疎地域集落再編整備事業

災害に関連して設けられた事業ではないが、集落等の移転を推進する事業である。

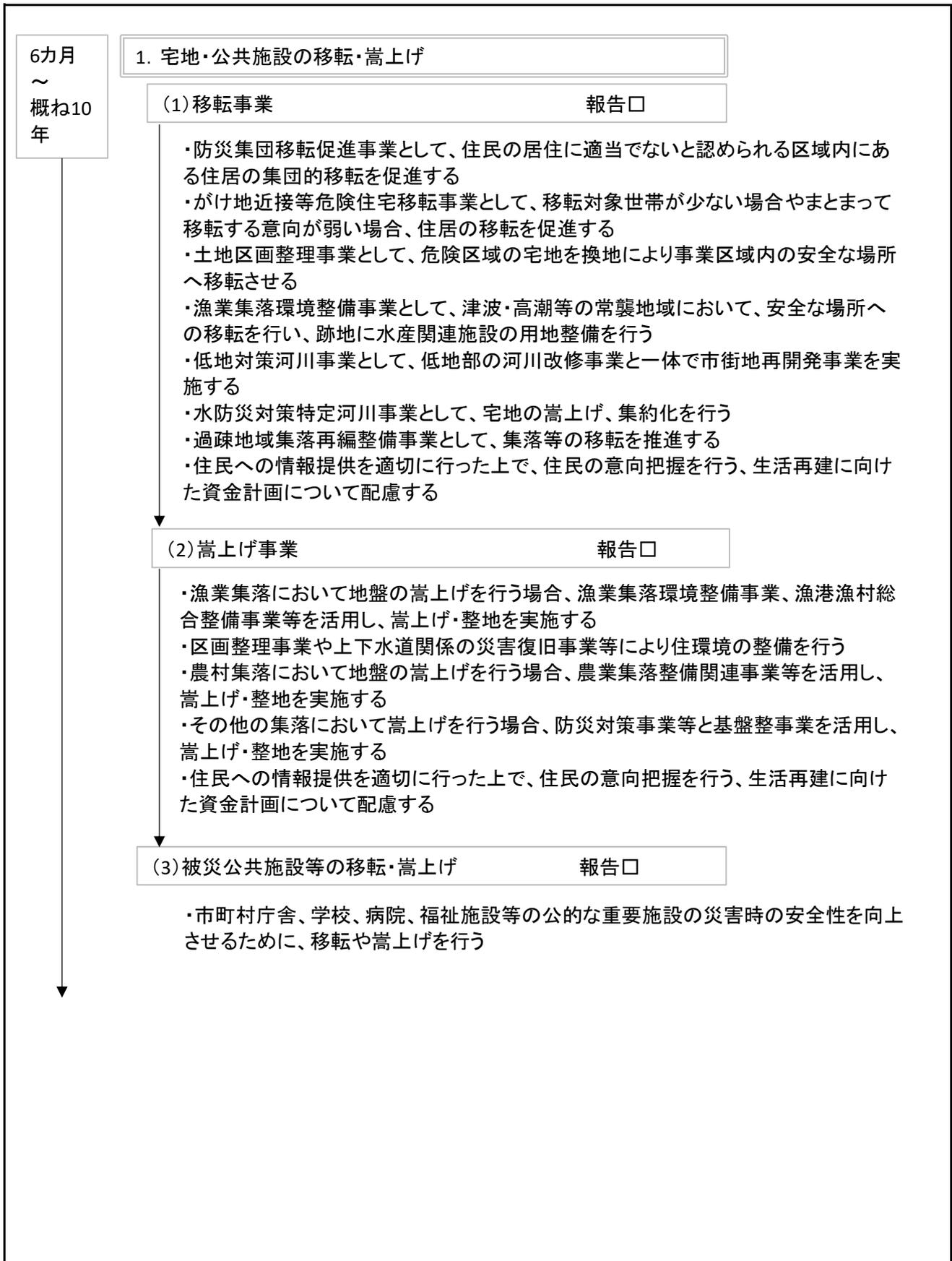
過疎地域集落再編整備事業

事業名	補助対象等	要件	根拠法等	実施主体
過疎地域集落再編整備事業	・住宅用地の造成費 ・住宅団地における住宅建設、土地購入費 ・生活関連施設整備費 ・産業基盤施設整備費 ・移転の円滑化に要する経費 補助率：1/2	・過疎地域自立促進特別措置法第二条に規定する過疎地域 1)集落移転タイプ ・交通条件が悪く基礎的公共サービス確保困難 ・移転戸数が概ね5戸以上 ・移転戸数の相当数が移転先で団地を形成 2)へき地点在住居移転タイプ ・移転戸数が3戸以上で、移転先において団地を形成	過疎地域集落等整備事業費補助金交付要綱 (総務省)	市町村

内容	担当課(平時)									
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年	
②嵩上げ事業	都市整備課、区画整理課									
<p>被災地の地盤を嵩上げする方法は、地形や地域特性、従前の集落・市街地状況、被災者の意向等により、種々の方法が考えられる。それら要素を調査・勘案し、地域に合った手法を選定する。</p> <p>なお、嵩上げにあたっては、以下のような点が課題となる。</p> <p>○被災箇所の地盤の嵩上げ・良好な住環境の整備 ○避難路・避難地の整備 ○残存家屋への対応 ○嵩上げに伴う被災者の一時的住宅確保 ○住宅再建資金関連事業の延長</p> <p>1) 漁業集落整備関連の事業による嵩上げ・基盤整備 漁業集落（漁港と一体となった集落）において地盤の嵩上げを行おうとする場合には、漁業集落環境整備事業、漁港漁村総合整備事業の「土地利用高度化再編整備」により、嵩上げ・整地するとともに、集落道、水産飲雑用水施設、排水施設、防災安全施設、緑地広場などの集落環境施設整備を行うことが可能である。また、嵩上げた土地は基盤が未整備であるため、宅地として利用が可能となるよう、漁業集落環境整備事業等の他、区画整理事業や上下水道関係の災害復旧事業等により住環境の整備を行う。</p> <p>2) その他手法による嵩上げ・基盤整備 漁業集落以外の地域では、嵩上げに活用できる補助事業は基本的にはないが、農村においては農業集落整備関連事業による集落土地基盤整備と併せて行ったり、その他の集落・市街地においては復旧・復興対策として行われる漁港・港湾事業、海岸・河川事業、その他防災対策事業、住宅団地造成等により発生した残土の受入と土地区画整理事業などの基盤整備事業を組み合わせることにより可能である。</p> <p>■参考 東日本大震災により津波による被災が甚大な地域においては、被災市街地復興土地区画整理事業の拡充が図られ、想定される既往最大津波に対して、防災上必要となる市街地の嵩上げ費用（津波防災整地費）が国費算定対象経費（限度額）として追加されている。</p>										

内容	担当課(平時)									
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年	
③被災公共施設等の移転・嵩上げ	都市整備課、区画整理課、所管課									
<p>一般に災害復旧事業は原形復旧を原則としているが、原形に復旧することが不可能な場合（例えば集落が移転する場合）、原形に復旧することが著しく困難であるか又は不相当である場合には、改良復旧や当該施設に代わるべき必要な施設とする。</p> <p>洪水や土砂災害、津波・高潮害の被災地では、地方公共団体は所管の公共施設の復旧に際して、災害危険度や施設の重要度等に応じて、以下の様な改良復旧を行い、安全性の確保を図る。</p> <p>1) 庁舎の再建に伴う移転・嵩上げ 災害発生時に災害対策本部が設置され、応急対策や復旧・復興対策の中核を担う市庁舎、避難所等となる学校、医療・救護を行う病院、平時から災害弱者の収容等を行っている福祉施設等などの公的な重要施設において、災害時の安全性を向上させるため、移転や地盤の嵩上げなどを行う。 浸水等の危険の無い安全な場所への移設、施設の補強・堅牢化、防水板の設置等の耐水化を図る。 庁舎建設基金や起債により庁舎の再建を行う。</p> <p>2) 医療・福祉施設の再建に伴う移転・嵩上げ 厚生施設等災害復旧事業（社会福祉施設等災害復旧事業、環境衛生施設災害復旧事業、医療施設災害復旧事業、伝染病院等災害復旧事業）の活用により、移転又は嵩上げを行う。</p> <p>3) 公立学校の再建に伴う移転・嵩上げ 公立学校施設災害復旧事業を活用し、移転又は嵩上げを行う。</p>										

【行動フロー】



都市整備課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- 基礎的データの整備
 - ・地籍データ等は常に最新の状態で更新する。
- 移転地の検討
 - ・ハザードマップ等が作成されている場合は、被災が予想される箇所からの移転先を検討する。
- 住宅移転を行う場合の移転候補地の検討
 - ・実際の住宅移転を行う場合は、被災者の再建意向が重要になるが、住宅移転をする場合の移転候補地を民有地、公有地の中から検討する。

(3) 留意事項

- 移転
 - ・移転先の選定にあたっては、十分に安全性の検討を行うものとする。必要に応じて、移転先の安全性に関して専門家による調査を行う。
 - ・住宅の移転や埋没した宅地の整備を行う場合は、まず被災者の住宅再建意向を把握することが重要
 - ・防災集団移転促進事業では事業適用要件として、住宅団地は10戸以上、移転促進区域内の全戸移転、その半数が住宅団地に入ることなどがあり、これらを満足するためには、事前に被災者の意向を十分把握する必要がある。被災者の再建意向は被害状況によって変化するため、特に被害が長期化する場合では数回にわたって再建に関する意向調査を行う必要がある。
 - ・住宅再建や土地購入の際に必要な費用や補助の内容について、被災者の十分な理解が図れるよう行政側の相談体制づくりが必要である。
 - ・津波・高潮害などからの復興で沿岸地域に漁港や観光施設等を残して集落のみ高台に移転した場合には、新集落と沿岸地域との移動が円滑にできるようアクセス道路の整備を行う必要がある。漁業集落においては、漁業集落環境整備事業で集落と漁港を結ぶ道路の整備が可能であり、防災集団移転促進事業においても、漁港までではないが、住宅団地に取りつく道路の整備が補助対象となっている。
- 嵩上げ事業
 - ・嵩上げた土地は地震にも安全な地盤とする。特に海岸や河川付近の土を嵩上げに使用する場合には、本抜きや締め固めを十分に行う必要がある。
 - ・集落や市街地は嵩上げができて、漁港や港湾は用途上、嵩上げができないため、両者の地盤高に大きな差が生じる場合、漁港・港湾内における緊急避難地の整備や集落・市街地に達する避難に有効なアクセス道路を整備する必要がある。
 - ・嵩上げを行おうとする被災地に被害程度の軽い家屋が残っている場合には、家屋を除去又は移転させなければ地盤の工事を行うことができない。除去する場合には所有者に対して家屋補償、解体助成等を行う必要があるが、除去せず曳家により一時的に建物を移動し地盤工事後に戻す(又は移転先に移動する)方法も可能である。
 - ・嵩上げ事業は一般に長期の事業期間を要するが、嵩上げ期間中の生活への不安から、早期の住宅再建を望む世帯が自力で移転するケースが多数発生し、嵩上げ事業の収支が成立しなくなることも考えられるため、嵩上げに伴う被災者の一時的住宅確保として、応急仮設住宅の供与期間の延長、公営住宅の特定入居や家賃補助などの対策も検討する。
 - ・また、住宅再建助成事業(災害復興基金等による)、各種貸付けの事業期間(受付期間)を嵩上げに合わせて延長する必要がある。
 - ・他の防災事業等の残土を活用しようとする場合、防災工事の事業計画に影響があるため、事業主体に対して早期に申し入れ、調整を行う必要がある。
- 被災公共施設等の移転・嵩上げ
 - ・公共性の高い施設の移転には、地域住民等の日常の利便性等に大きく関わる問題のため、既存地が災害危険地域に指定されたり、公共事業用地(防災施設等用地)に参入されるなどの明確な理由が必要である。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県都市政策課	移転事業・嵩上げ事業における連携

(5) 関連する法令、計画、資料等

- ・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
- ・津波防災地域づくりに関する法律

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

区画整理課

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- 被害を受けた集落・市街地等を高台や内陸部など安全な地域に移転
 - ・ハザードマップ等を活用し、被災が予想される箇所を特定する。(都市整備課・建設課)
 - ・移転事業や土地区画整理事業等を導入するエリアを検討する。
 - ・移転に伴う受付体制を検討する。(都市整備課・区画整理課)
 - ・住民への広報や対応方法について検討する。(都市整備課・区画整理課・シティプロモーション課)
 - ・住民に訓練等を通じて意向を把握する。
 - ・残存家屋(除却等)への対応について検討する。(都市整備課・区画整理課・環境課)
- ⇒被災者の再建意向を調査する必要があるため、調査体+A85制については訓練等を通じて検討が必要
 - ・移転に伴う被災者の一時的住宅の確保を検討する。(都市整備課・区画整理課・管理課)
 - ・移転先の選定や調査、最新の地籍データ等を共有する。(都市整備課・区画整理課)
- ⇒移転先の候補地は選定できるが、専門家による現地調査が必要
 1. 防災集団移転促進事業(災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する事業)
 2. がけ地近接等危険住宅移転事業(移転対象世帯が少ない場合やまとまって移転する意向が弱い場に適用する事業)
 3. 土地区画整理事業(危険区域の宅地を換地により事業区域内の安全な場所へ移転する場合や、移転先を整備するため区画整理事業を実施する)
- 被災地の地盤嵩上げ
 - ・ハザードマップ等を活用し、被災が予想される箇所を特定する。(都市整備課・建設課)
 - ・嵩上げに伴う土量確保について、市内のどこから調達可能か検討する。
 - ・残存家屋(除却等)への対応について検討する。(都市整備課・区画整理課・環境課)
- ⇒被災者の再建意向を調査する必要があるため、調査体制については訓練等を通じて検討が必要
 - ・嵩上げに伴う被災者の一時的住宅の確保を検討する。(都市整備課・区画整理課・管理課)
 - ・避難に有効なアクセス道路の整備計画を検討する。(区画整理課)
 - ・高台移転により生じる移転後の跡地利用について検討する。
- 被災公共施設等の移転・嵩上げ
 - ・ハザードマップ等を活用し、被災が予想される箇所を特定する。(都市整備課)
 - ・嵩上げに伴う土量確保について、市内のどこから調達可能か検討する。
 - ・移転先の選定や調査、最新の地籍データ等を共有する。(都市整備課・区画整理課)
- ⇒移転先の候補地は選定できるが、専門家による現地調査が必要
 - ・高台移転により生じる移転後の跡地利用について検討する。
- 復興事業手法(先進事例)を研究
 - ・事前の移転にあたっては、都市再生特別措置法改正により創設した防災移転支援計画(居住誘導区域等権利設定等促進計画)制度の活用を検討する。
 - ・被災した土地の転換や土地の売却・利用による収益の分配等が元の所有状況に応じて行うことができる“土地総有”の考え方を取り入れ、その管理を行う団体の設置を検討する。

(3) 留意事項

○移転

- ・移転先の選定に当たっては、十分に安全性の検討を行う。必要に応じて、移転先の安全性に関して専門家による調査を行う。
- ・住宅の移転や埋没した宅地の整備を行う場合は、まず被災者の住宅再建意向を把握することが重要となる。
- ・防災集団移転促進事業では事業適用要件として、住宅団地の規模は10戸以上（移転しようとする住居の数が20戸を超える場合には、その半数以上の戸数）などがあり、これらを満足するためには、事前に被災者の意向を十分把握する必要がある。被災者の再建意向は被災状況によって変化するために、特に被害が長期化する場合には数回にわたって再建に関する意向調査を行う必要がある。
- ・居住規制区域となる津波被災地の敷地の買い取り問題や移転先の土地購入あるいは借地など、多様な個別の相談業務が不可欠となるため、被災者が十分理解して意思決定できるように専門家を含めた行政側の相談体制づくりが必要である。
- ・津波・高潮害などからの復興で沿岸地域に漁港や観光施設等を残して集落のみ高台に移転した場合には、新集落と沿岸地域との移動が円滑にできるようアクセス道路の整備を行う必要がある。

○嵩上げ

- ・嵩上げた土地は地震にも安全な地盤とする。特に海岸や河川付近の土を嵩上げに使用する場合には、本抜きや締め固めを十分に行う必要がある。
- ・集落や市街地は嵩上げができて、漁港や港湾内における緊急避難地の整備や集落・市街地に達する避難に有効なアクセス道路を整備する必要がある。
- ・嵩上げを行おうとする被災地に被害程度の軽い家屋が残っている場合には、家屋を除去又は移転させなければ地盤の工事を行うことができない。
- ・嵩上げ事業は一般に長期の事業期間を要するため、嵩上げ期間中の生活への不安から、早期の住宅の供与期間の延長、公営住宅の特定入居や家賃補助などの対策も検討する。また、住宅再建助成事業（災害復興基金等による）、各種貸付けの事業期間（受付期間）を嵩上げに合わせて延長する必要がある。
- ・他の防災事業等の残土を活用しようとする場合、防災工事の事業計画に影響があるため、事業主体に対して早期に申し入れ、調整を行う必要がある。

○公共施設等の移転

- ・公共性の高い施設の移転に関しては、地域住民等の日常の利便性等に大きく関わる問題であるため、既存地が災害危険地域に指定されたり、公共事業用地（防災施設等用地）に算入されるなどの明確な理由が必要である。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県都市政策課	土地区画整理事業申請

(5) 関連する法令、計画、資料等

- ・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
- ・津波防災地域づくりに関する法律
- ・土地区画整理法
- ・大気汚染防止法
- ・労働安全衛生法
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・災害廃棄物対策指針（環境省）
- ・被災建築物解体マニュアル〔石綿（アスベスト）対策〕
- ・災害時における石綿飛散防止にかかる取扱いマニュアル（改定版）（環境省）

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

4-2-4 宅地・公共施設の移転・嵩上げ

所管課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○被災公共施設等の移転・嵩上げ 所管する施設の復旧にあたり、移転や嵩上げの対象の該当の有無を確認しておく。
--

(3) 留意事項

・所管する施設の復旧にあたっては、洪水や土砂災害、津波・高潮等の被害を受けないよう安全性を確保する。
--

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割

(5) 関連する法令、計画、資料等

--

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

〈東日本大震災における取組〉

・ニーズや土地の状況に応じた移転元地等の多様な活用

防災集団移転促進事業の移転元地は公有地であり、被災地方公共団体において、そのニーズに応じて取扱いが判断されることとなる。例えば、公共施設の用地、あるいは産業用地等に活用することで地域活性化を目指しているところもあれば、自然的・粗放的に保全することで管理コストを抑えているところもある。元々、住宅の移転を促進するため買い取られた移転元地は立地や形状等が様々であり、その状況に応じて、それらの移転元地に対するニーズや実際の活用状況は大きく異なっている。

移転元地等は、防潮堤や公園など公共施設用地として活用されたほか、民間活用が図られた例がある。立地条件がよく産業立地のニーズが高いと想定される地域では、移転元地を含む区域を土地区画整理事業で整備し産業団地とした例がある。東松島市大曲浜地区では、移転元地を活用して土地区画整理事業により事業用地が造成され、運輸業や製造業、建設業などの事業者が立地している。

宮城県仙台市では、東部沿岸部の移転元地等について、「仙台市東部沿岸部の集団移転跡地利活用方針」が策定され、この方針の下、民間の自由な発想を生かして新たな魅力を創出するための公募が行われ、例えば、荒浜地区では、周辺の地域資源、広大な土地やアクセスの良さなどを活かし、体験型の観光農園などの立地が決まっている。また、三陸沿岸の地域では、もともとまとまった平地が少ないことから移転元地が産業用地等として有効活用されたところもある。また、岩手県山田町では移転元地を含む区域が土地区画整理事業により商業用地、水産加工業用地として整備、活用されている。

一方、市街地等と隣接していない集落部では、防災集団移転促進事業で高台に移転した後の元地に、漁業集落防災機能強化事業が活用され、漁業者のための資材置き場や網置き場等として整備されている。宮城県岩沼市は農山漁村地域復興基盤総合整備事業を活用し、大区画のほ場を整備するとともに農業用施設用地としても活用した。立地が必ずしも良好ではなく産業用地として活用が難しい場合には、地縁団体やNPO等と連携し、コミュニティでの活用や自然的な保全を行う例もある。海水浴場の後背地の広場や地域住民のコミュニティガーデンとして整備した事例(宮城県石巻市)がある。福島県南相馬市では、産業復興のため、新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトである福島イノベーション・コースト構想の一環として、居住が制限される災害危険区域に「福島ロボットテストフィールド(RTF)」が整備された。

・行政における取組体制の整備

岩手県大船渡市は、津波被災を受けた移転元地等の活用が地域の活性化に欠かせないと考え、2015年には移転元地等の土地活用の推進を専従的に担当する部署を設置し取組を進めた。

出典:復興庁_東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集 事例集(令和3年3月時点)をもとに市が作成

4-3-1 道路・交通基盤の復興

施策コード	4-3-1	施策名	都市基盤施設の復興
項目	道路・交通基盤の復興		



概要	復旧・復興方針の策定とともに、迅速かつ円滑な復旧事業を実施し、災害に強い交通ネットワークの構築を図る。
----	---

(1) 項目・手順等

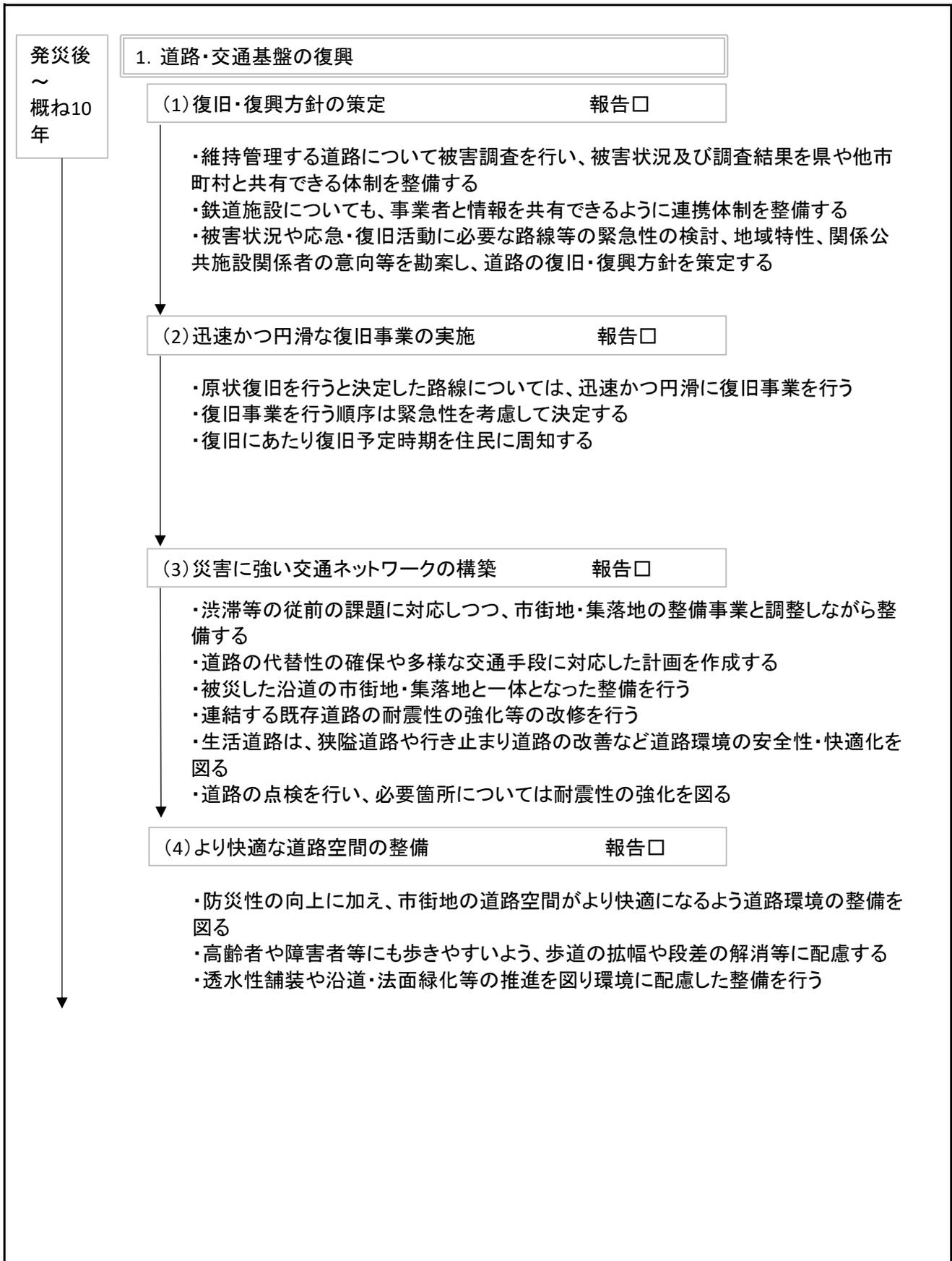
内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
①復旧・復興方針の策定	建設課、都市整備課								
<p>1) 被害調査 県と市は、管理する道路について被害調査を行い、高速道路、国道なども含めて、被害状況及び調査結果を共有するよう体制を整備する。 鉄道施設についても、事業者と情報を共有できるように連携体制を整備する。</p> <p>2) 道路に関する方針の策定 復旧・復興方針決定のための基本的な考え方の例。 ○機能回復の迅速性を重視し、現状復旧を図る。 ○既存の中長期的な施設整備計画を踏まえ、計画の前倒し実行による復興を図る。 ○既存の中長期的な施設整備計画そのものを見直し、新たに整備計画を作成し復興を行う。 被害状況や応急・復旧活動に必要な路線等の緊急性の検討、地域特性、関係公共施設関係者の意向等を勘案し、道路の復旧・復興方針を決定する。</p>									

内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
②迅速かつ円滑な復旧事業の実施	建設課、都市整備課								
<p>市及び県は、原状復旧を行うと決定した路線については、迅速かつ円滑に復旧事業を行う。 施設の構造等に防災上の問題点が明らかになった場合は、耐震性の強化のための工法の見直しなど、可能な限り改良復旧（復興）に努める。 復旧事業を行う順序については、応急対策・復旧対策への活用性といった緊急性を考慮して決定する。 復旧にあたり復旧予定時期を住民に周知する。</p>									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		③災害に強い交通ネットワークの構築	建設課、都市整備課						
<p>1) 都市計画道路 渋滞等の従前の課題に対応するとともに、市街地・集落地の整備事業と調整しつつ整備を進める。 道路の代替性の確保や多様な交通手段が円滑に連結される交通ネットワークの構築等を考慮した上で、災害に強い交通ネットワークの構築を目指す。 県や広域の道路整備計画との整合を図りながら、格子状や放射状などの幹線道路網の形成を図る。また、駅や主要施設等と連結する交通網の構築を検討する。 被災した沿道の市街地・集落地と一体となった整備を行う。</p> <p>2) 既存道路の改修 復旧や整備を行う道路に加え、連結する既存道路について耐震性の強化等の改修を行う。 生活道路に関しては、市街地・集落地の整備に併せて、狹隘道路や行き止まり道路の改善など道路環境の安全性・快適性の向上を図る。 道路の点検を行い、必要箇所については耐震性の強化を図る。</p>									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		④より快適な道路空間の整備	建設課、都市整備課						
<p>道路整備では、防災性の向上に加えて、市街地の道路空間がより快適なものになるよう「人」、「環境」、「景観」に配慮し、個性ある道路環境の整備を図る。 高齢者や障害者等にも歩きやすいよう、歩道の拡幅や段差の解消等に配慮する。 透水性舗装や沿道・法面の緑化等の推進を図り環境に配慮した整備を行う。</p>									

【行動フロー】



建設課

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

・道路管理者は、復旧・復興を見据えた迅速な道路啓開活動が可能となるよう、道路啓開計画の確実な実効性を確保する。

・道路管理者は、関係機関との連携・協力の下、定期的な訓練を行う。

・道路管理者は、必要箇所について、道路の点検を行い、耐震性の強化を図る。

・道路管理者は、生活道路に関して、市街地・集落地の整備に併せて、狭あい道路や行き止まり道路の改善など道路環境の安全性・快適性の向上を図る。

・倒壊して道路を閉塞する恐れのある空き家・空き建築物を確認する。

・和歌山県道路啓開計画を確認する。

(3)留意事項

・道路・交通基盤の復旧・復興の計画及び進捗状況について、住民等への積極的な情報提供を行う。

・「大規模災害からの復興に関する法律」において、被災地方公共団体等からの要請、かつ、当該地方公共団体等における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、道路工事について、国又は県が代行できることが明記された。

(4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
国土交通省和歌山河川国道事務所	応急対策の実施
和歌山県海南工事事務所	応急対策の実施
海南地方建設業協会、海南市建設業協会	応急対策の実施

(5)関連する法令、計画、資料等

・道路法

・大規模災害からの復興に関する法律(復興法)

(6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

4-3-1 道路・交通基盤の復興

都市整備課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- ・災害復旧事業は、基本的に現状復旧であるため、被災前の状況を正確に把握しておく必要がある。

(3) 留意事項

- ・復旧工事実施の必要性が高い場合には、災害査定前に事前着工を行い、都市機能の早期回復や被災地の安全確保を図る。
- 復旧・復興方針の策定
 - 1) 被害調査
 - ・県や市は、管理する道路について被害調査を行い、高速道路、国道なども含めて、被害状況及び調査結果を共有するよう体制を整備する。
 - ・鉄道施設についても、事業者と情報を共有できるように連携体制を整備する。
 - 2) 道路に関する方針の策定
 - ・機能回復の迅速性を重視し、現状復旧を図る。
 - ・既存の中長期的な施設整備計画を踏まえ、計画の前倒し実行による復興を図る。
 - ・既存の中長期的な施設整備計画そのものを見直し、新たに整備計画を作成し復興を行う。
 - ・被害状況や応急・復旧活動に必要な路線等の緊急性の検討、地域特性、関係公共施設関係者の意向等を勘案し、道路の復旧・復興方針を決定する。
- 迅速かつ円滑な復旧事業の実施
 - ・市及び県は、原状復旧を行うと決定した路線については、迅速かつ円滑に復旧事業を行う。
 - ・施設の構造等に防災上の問題点が明らかになった場合は、耐震性の強化のための工法の見直しなど、可能な限り改良復旧（復興）に努める。
 - ・復旧事業を行う順序については、応急対策・復旧対策への活用性といった緊急性を考慮して決定する。
 - ・復旧にあたり復旧予定時期を住民に周知する。
- 災害に強い交通ネットワークの構築
 - 1) 都市計画道路
 - ・渋滞等の従前の課題に対応するとともに、市街地・集落地の整備事業と調整しつつ整備を進める。
 - ・道路の代替性の確保や多様な交通手段が円滑に連結される交通ネットワークの構築等を考慮した上で、災害に強い交通ネットワークの構築を目指す。
 - ・県や広域の道路整備計画との整合を図りながら、格子状や放射状などの幹線道路網の形成を図る。また、駅や主要施設等と連結する交通網の構築を検討する。
 - ・被災した沿道の市街地・集落地と一体となった整備を行う。
- より快適な道路空間の整備
 - ・道路整備では、防災性の向上に加えて、市街地の道路空間がより快適なものになるよう「人」「環境」「景観」に配慮し、個性ある道路環境の整備を図る。
 - ・高齢者や障害者等にも歩きやすいよう、歩道の拡幅や段差の解消等に配慮する。
 - ・透水性舗装や沿道・法面の緑化等の推進を図り環境に配慮した整備を行う。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県海南工事事務所	県管理都市計画道路の復旧事業対応
和歌山県道路政策課	都市計画道路に関する整備計画

(5) 関連する法令、計画、資料等

- ・道路法
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)
- ・大規模災害からの復興に関する法律(復興法)

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

〈東日本大震災における取組〉

・道路の復旧・復興

〈応急対応〉

道路の応急復旧にあたっては、国は、東北地方整備局が地元の建設業協会等との間で締結していた協定に基づき、地元の建設会社、陸上自衛隊、警察等と連携し、救急車や警察、自衛隊等の緊急車両が通行可能となるよう幅員を確保する「啓開」を震災翌日から行った。被災直後の余震が続き津波情報が出されている状況の下、がれきの中を突き進み、生存者やご遺体にも配慮した上で啓開を実施した。また、崩落箇所の応急復旧を本復旧も見据えた形で行い、発災後1週間弱で内陸部・沿岸部の縦軸とそれを結ぶ複数の横軸のラインを救援道路として確保した。

沿岸部の国道では地盤沈下で満潮時に冠水する箇所が発生し、盛土による道路嵩上げを実施するとともに、潮位を確認しながら冠水する時間帯だけ通行止めにするなどきめ細かな対応を行った。緊急輸送に重要となる橋は一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会、一般社団法人日本橋梁建設協会が緊急点検を5月中旬まで行った。

〈復旧・復興〉

道路の復旧復興においては、新たに造成された防災集団移転団地へのアクセス確保や土地区画整理事業等との一体的な道路整備、橋梁等の耐震化・長寿命化が各地で進められた。

復興に資する三陸沿岸道路等の復興道路(復興の背骨となる太平洋沿岸軸)・復興支援道路(太平洋沿岸地域と東北道をつなぐ横断軸)が事業化され、東北全域をつなぐ道路整備が一部を除き復興・創生期間内である2020年度内に完成した。鶴住居地区等での災害時の経験等を踏まえ、発災から10年のうちに必要な機能を備えた道路を完成するため、基本設計を見直し、6つの設計コンセプト(①強靱性の確保[ルートは津波浸水区域を回避]、②低コストの実現[2車線・コンパクト型ICの採用]、③復興まちづくりの支援[南三陸町で高台に計画されている居住ゾーンとのアクセスに配慮等]、④拠点と連絡するIC等の弾力的配置[宮古市において、道の駅を核とした商工業施設に接続するハーフICを追加設置等]、⑤避難機能の強化[緊急避難路や避難階段の設置等]、⑥ICT[情報通信技術]による通行可能性把握)を策定した。

そのうえでルートやICの位置、IC形式については、予備設計の際に首長ヒアリングを行い、地元と連携することで復興・創生期間内に一部を除き全線開通を可能とした。

・鉄道の復旧・復興

〈復旧・復興〉

不通になっていたJR山田線の沿岸路線(宮古・釜石間)は、沿線の地方公共団体からの鉄道復旧の意向を受け、地域に密着した効率的な運営による持続的な鉄道を目指すこととして、2019年3月、当時から岩手県沿岸部で運行していた三陸鉄道に経営移管することで再開した。これにより三陸鉄道は岩手県沿岸部163kmをひとつにつなげる全国最長の第三セクター鉄道となり、復興を後押しする役割が期待されている。また、JR気仙沼線・大船渡線では、震災前からモータリゼーションが進み輸送量が減少していた状況を踏まえ、それぞれ2012年12月、2013年3月、バス専用道や一般道等を組合せることにより鉄道復旧よりも低コスト・短期間で復旧可能なBRT(Bus Rapid Transit:バス高速輸送システム)により運行が再開された。これにより当該路線では、復興まちづくりに合わせた駅の新設・移設や柔軟なルート変更等を行い、高い利便性を実現した。

鉄道以外にも被災者等の移動手段を確保するための地域交通として、高台移転した高齢者向け電動カート用の駐輪場をバス停に整備する取組などもみられた。また、石巻市と一般社団法人日本カーシェアリング協会が連携し、カーシェアリング事業を運営する取組が行われ、地域の移動問題の改善に加え、コミュニティづくりにも貢献した。

出典:復興庁_東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集 事例集(令和3年3月時点)をもとに市が作成

4-3-2 物流基地・港湾の復興

施策コード	4-3-2	施策名	都市基盤施設の復興
項目	物流基地・港湾の復興		



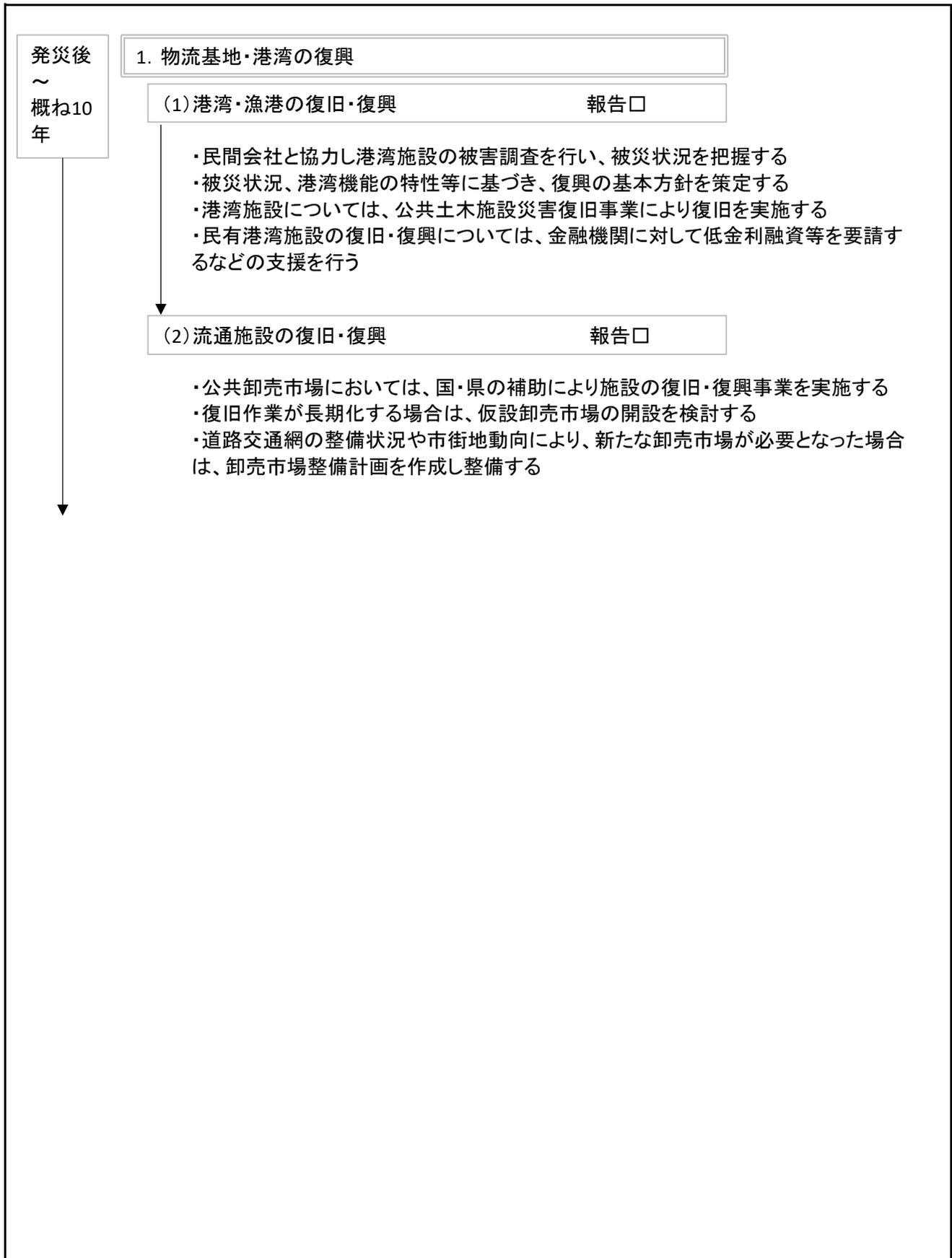
概要	流通施設や港湾・漁港の被害状況を迅速に把握し、復旧・復興事業を推進する。
----	--------------------------------------

(1) 項目・手順等

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
① 港湾・漁港の復旧・復興	和歌山県、建設課、管理課								
<p>1) 被害調査 港湾管理者が中心となり、民間会社と協力し港湾施設の被害調査を行い、被災状況を把握するとともに使用可能バース、港湾へのアクセス路の状況等を把握する。</p> <p>2) 港湾に関する方針の策定 被災状況、港湾機能の特性等に基づき、迅速な原状復旧をめざすか、耐震性の強化、中長期的な問題点の改善等も行う復興を行うのか検討し、基本方針を決定する。 復旧・復興の基本的な方向性として、主に次の3つが考えられる。 ○原状復旧 ○既存の港湾計画の具体化による復興 ○港湾計画の策定をともなう復興</p> <p>3) 事業 港湾施設については、公共土木施設災害復旧事業により、復旧を進める。復旧にあたっては、耐震性の強化等による改良復旧も行う。 復旧事業を行う順序については、応急対策・復旧対策への活用性や緊急性を考慮して決定する。 民有港湾施設の復旧・復興への支援を行う。企業の所有する倉庫、荷役機械の復旧を支援するため、金融機関に対して低金利融資等を要請する。 応急・復旧により、被災港湾施設が利用可能になるまでの暫定的な代替港湾を確保し、一時的に貨物を他港で処理するように対応する。</p>									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
② 流通施設の復旧・復興	産業振興課								
<p>公共卸売市場においては、国・県の補助により施設の復旧・復興事業を進めるとともに、復旧作業が長期化する場合は、流通機能を維持するために仮設卸売市場の設置を検討する。 道路交通網の整備状況や市街地動向により、新たな卸売市場が必要となった場合は、卸売市場整備計画を作成し整備を図る。卸売市場整備計画による施設の近代化や改良など、施設の整備を進める。</p>									

【行動フロー】



4-3-2 物流基地・港湾の復興

管理課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

・災害発生時における実行性を向上するため、港湾関係者と訓練を行う。
⇒平時から港湾関係者との連携を構築しておく。

(3) 留意事項

・災害復旧事業は、基本的に現状復旧であるため被災前の状況を正確に把握しておく必要がある。
・災害査定前に復旧工事实施の必要性が高い場合には、事前着工を行い、都市機能の早期回復や被災地の安全確保を図る。
・「大規模災害からの復興に関する法律」(平成25年法律第55号)において、被災地方公共団体の要請及び当該被災地方公共団体における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、道路工事について、被災地方公共団体に代わり国または県が代行できることが明記された。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
港湾管理者	連絡体制や管理体制の調整

(5) 関連する法令、計画、資料等

・負担法、激甚法(国土交通省・農林水産省)
・負担法、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針、激甚法(国土交通省)
・被災市街地復興特別措置法(国土交通省)

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

建設課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○漁港の復旧・復興 ・被害調査や応急復旧等を迅速に行えるよう、漁業協同組合との連絡体制を構築しておく。
--

(3) 留意事項

--

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
漁業協同組合	復旧・復興に係る連絡・情報共有

(5) 関連する法令、計画、資料等

--

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

4-3-2 物流基地・港湾の復興

産業振興課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○流通施設の復旧・復興
・市内に公共の卸売施設はないが、近隣にある卸売施設の復旧・復興等に係る情報の収集を関係機関と速やかに行えるよう、体制を整備する。

(3) 留意事項

・和歌山市等の近隣にある卸売市場との情報の共有が必要となる。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県	近隣にある流通施設の被災状況の把握
ながみね農業協同組合	農業者の被災状況の把握
漁業協同組合	漁業者の被災状況の把握

(5) 関連する法令、計画、資料等

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

＜東日本大震災における取組＞

・港湾の復旧・復興

＜応急対応＞

発災直後、国は、東北地方整備局等が予め協定を結んでいた一般社団法人日本埋立浚渫協会等に航路啓開作業を要請した。津波注意報の解除翌日である3月14日から、主要港湾において、地方整備局や港湾管理者（岩手県、宮城県、福島県等）等により、同協会会員等が所有する作業船を用いて航路啓開が行われた。16日の宮古港、釜石港への第1船の入港を皮切りに、各港で港運事業者や陸運事業者等による緊急支援物資の受入れ・輸送が開始された。このような啓開作業や、その後の港湾施設の応急復旧作業は、東北地方整備局が建設会社や潜水事業者等の民間企業も参加する連絡調整会議を設置するなど、作業実施に係る体制を確立した上で実施されている。

＜復旧・復興＞

東北地方整備局及び各被災港湾の港湾管理者は、地元の地方公共団体や港湾立地企業等で構成される協議会を設立し、産業復興を支える物流機能のあり方等を検討の上、作成した復旧・復興方針や工程表を基に港湾施設の復旧・復興作業を進めた。

その結果、防災面では防波堤等の復旧や新設、主要な港湾での港湾BCP策定、港湾BCPに基づく防災訓練等が実施された。経済面では、被災した港湾のうち仙台塩釜港、八戸港、小名浜港、釜石港など被災前の取扱量を超え、過去最高の取扱貨物量となった港もみられた。これは港湾機能の増強（航路、岸壁、ふ頭用地、荷役機械の整備等）、港湾背後の高規格道路整備及びそれらに伴う関連企業の立地増加などによる。また、東北管内への国内外のクルーズ船寄港回数も着実に増加し、2019年に過去最高を記録した。

出典：復興庁_東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集 事例集(令和3年3月時点)をもとに市が作成

4-3-3 公園・緑地等の復興

施策コード	4-3-3	施策名	都市基盤施設の復興
項目	公園・緑地等の復興		



概要	災害に強い都市づくりの視点に基づき、既存公園の復旧事業を進める。また、防災拠点としての公園施設の拡充・整備を図る。
----	---

(1)項目・手順等

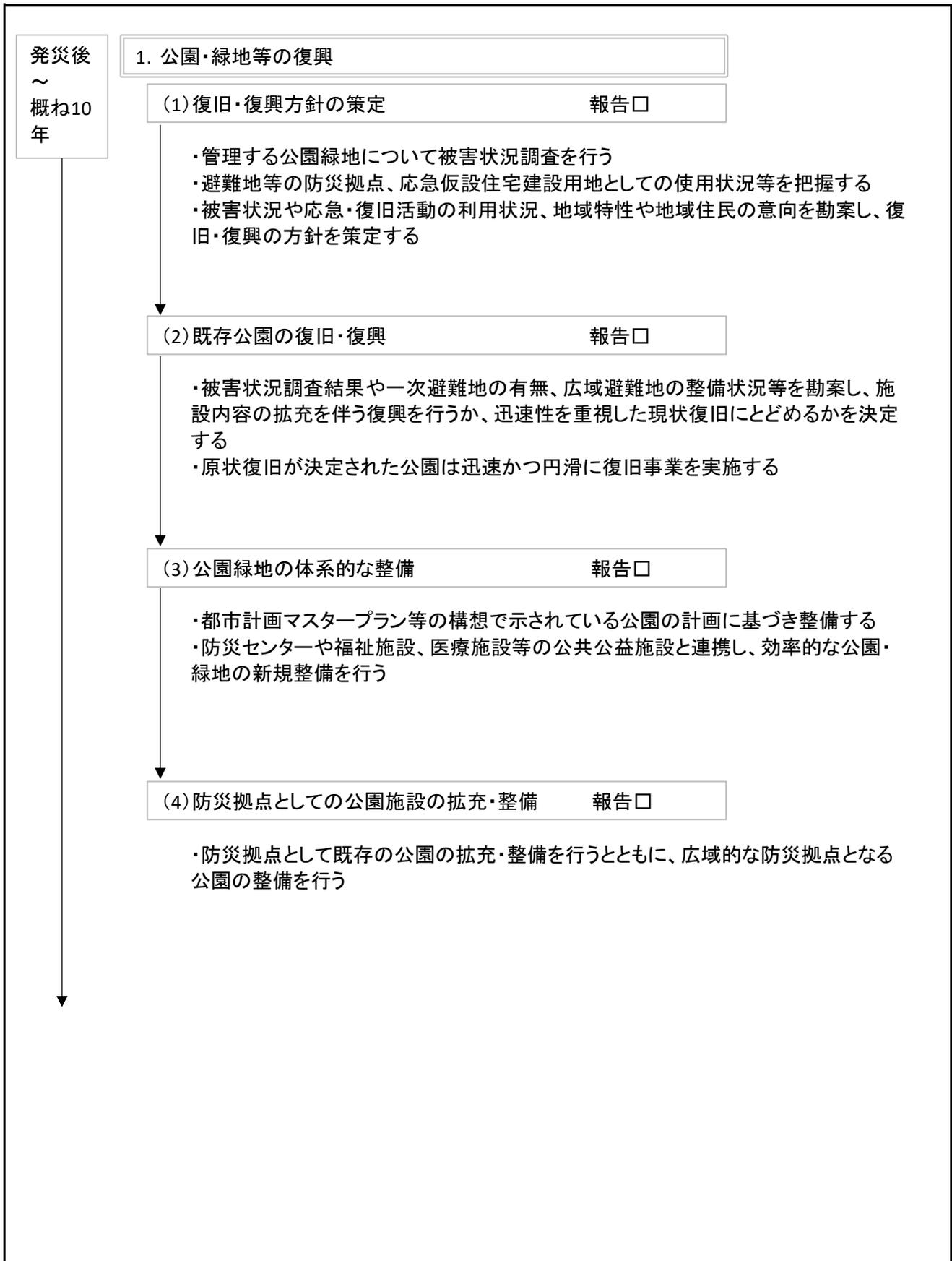
内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		①復旧・復興方針の策定	都市整備課						
<p>1) 被害調査 市は管理する公園緑地について、被害状況調査を行う。 被災前から避難地等の防災拠点として位置づけられていた公園緑地の使用状況、応急仮設住宅建設用地としての使用状況等を把握する。</p> <p>2) 復旧・復興方針の策定 被害状況や応急・復旧活動の利用状況を見定めながら、地域特性や地域住民の意向を把握しつつ、復旧・復興の方針を決定する。 公園緑地の復興のパターンとして、主に次の3パターンがあげられる。 ○既存公園の拡充 ○都市計画決定されている公園緑地整備の実施 ○都市計画決定を伴う公園緑地整備の実施</p>									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		②既存公園の復旧・復興	都市整備課						
<p>重点的に復興を行う地区に立地する既存の公園・緑地については、被害状況調査結果や一次避難地の有無、広域避難地の整備状況、避難路の整備状況等の周辺地区の特性を勘案して、公園面積の拡充、耐震性貯水槽の整備といった施設内容の拡充を伴う復興を行うか、迅速性を重視した原状復旧にとどめるかを決定する。 原状復旧が決定された公園については、迅速かつ円滑な復旧事業を実施する。</p>									

内容	担当課(平時)	2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
③公園緑地の体系的な整備	都市整備課								
<p>1) 方針 被災状況や被災後の人口動向を踏まえ、公園の種別ごとの誘致圏域や防災拠点としての位置づけ等を考慮し、公園・緑地を体系的に整備する。</p> <p>2) 内容 都市計画決定されている公園の整備を進めるとともに都市計画マスタープラン等の構想で示されている公園の計画決定及び整備を図る。 防災センターや福祉施設、医療施設等の公共公益施設と連携を図り、効率的な公園・緑地の新規整備を行う。</p>									

内容	担当課(平時)	2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
④防災拠点としての公園施設の拡充・整備	都市整備課								
<p>防災拠点として既存の公園の拡充・整備を行うとともに、広域的・地域的な防災拠点となる公園の整備を行う。</p> <p>避難所となる公園間の避難路の確保や市街地の延焼防止を図るため、道路の整備等により緑地帯・緑化帯を形成する。</p> <p>防災拠点となっている公園とその他の公共施設、周辺地域を結ぶ路線、緊急輸送路となる広域幹線道路等の緑化を進める。</p> <p>各種の公園に備蓄倉庫、耐震性貯水槽、親水池、(災害時対応)トイレ等の防災施設の拡充・整備を行う。また、遊具等の園内施設の耐震性を強化したり、緊急輸送の大型車両進入に対応できるよう入り口部分を拡幅するなど、公園施設の改善も行う。</p>									

【行動フロー】



都市整備課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- ・被災後の公園・緑地の防災設備の点検・整備を行っておく。
- ・避難場所や応急仮設住宅建設用地となる防災公園の点検・整備を行っておく。

(3) 留意事項

・被災後、公園・緑地を整備する際には、総合計画、地域防災計画、都市計画マスタープラン等の既存計画との整合性に配慮し、既存計画自体を見直す必要がある場合については、既存計画の修正を行っていく必要がある。

○復旧・復興方針の策定

1) 被害調査

- ・被害状況調査を行う。
- ・被災前から避難地等の防災拠点として位置づけられていた公園緑地の使用状況、応急仮設住宅建設用地としての使用状況等を把握する。

2) 復旧・復興方針の策定

- ・被害状況や応急・復旧活動の利用状況を見定めながら、地域特性や地域住民の意向を把握しつつ、復旧・復興の方針を決定する。

- ・公園緑地の復興のパターンとして、主に次の3パターンがあげられる。

既存公園の拡充

都市計画決定されている公園緑地整備の実施

都市計画決定を伴う公園緑地整備の実施

○既存公園の復旧・復興

・重点的に復興を行う地区に立地する既存の公園・緑地については、被害状況調査結果や一次避難地の有無、広域避難地の整備状況、避難路の整備状況等の周辺地区の特性を勘案して、公園面積の拡充、耐震性貯水槽の整備といった施設内容の拡充を伴う復興を行うか、迅速性を重視した原状復旧にとどめるかを決定する。

- ・原状復旧が決定された公園については、迅速かつ円滑な復旧事業を実施する。

・「大規模災害からの復興に関する法律」において、被災地方公共団体等からの要請、かつ、当該地方公共団体等における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、災害復旧事業について、県が代行できることが明記された。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県都市政策課	復興対応での連携

(5) 関連する法令、計画、資料等

- 都市計画マスタープラン
- 都市計画区域マスタープラン
- 生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き(国土交通省)

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

〈東日本大震災における取組〉

復興・広場づくりをきっかけに地域が主体となるまちづくりに(大船渡市三陸町綾里地区)

復興委員会やワークショップでの話し合いや大学の先生のアドバイスを得て、令和2年に綾里地区緑地広場(愛称・あやさとふれあい広場)が完成した。何もない広場ではいけないので、コミュニティ事業や赤い羽根の事業などをいろいろと取り入れて、広場の中を充実させていこうと進めている。管理面でも草取り等の手間があるから、それをうまく皆さんの協力をいただきながら、どのように進めていくかというのが今後の課題。これからの時代は市役所や公民館に「これでやってください」とお願いしていくのではなく、地域の人たちが自分のものとして捉えて、「自分たちでやっていこう」となってもらいたいと思う。これから住み続けていく中で自ら活動もしていかなければいけない時代になってきているので、そういう方向で進めていこうと思っている。いくら「造ったから使ってくれ」と言っても、地域の人たちが自分たちのものとして考えなければ、うまく活かしていけない。これまでに何度も開催してきたワークショップをみても、若い人の参加率が高かった。案内チラシを見て、高校生もワークショップに参加してくれた。若い世代が入ってきて、まちづくりを進めていってもらえがいいと思っている。

綾里地区復興委員会 委員長(当時) 佐藤 榮 氏



■地域の憩いの場となる「あやさとふれあい広場」



■広場の施設配置などについて検討(令和元年度)



■水飲み場の設置について検討(令和元年度)

出典:大船渡市 東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承

施策コード	4-3-4	施策名	都市基盤施設の復興
項目	ライフライン施設の復興		



概要	各事業者が連携し、ライフライン施設の被害調査を行い、早期復旧・復興を図るとともに、災害に強いライフライン施設を整備する。
----	--

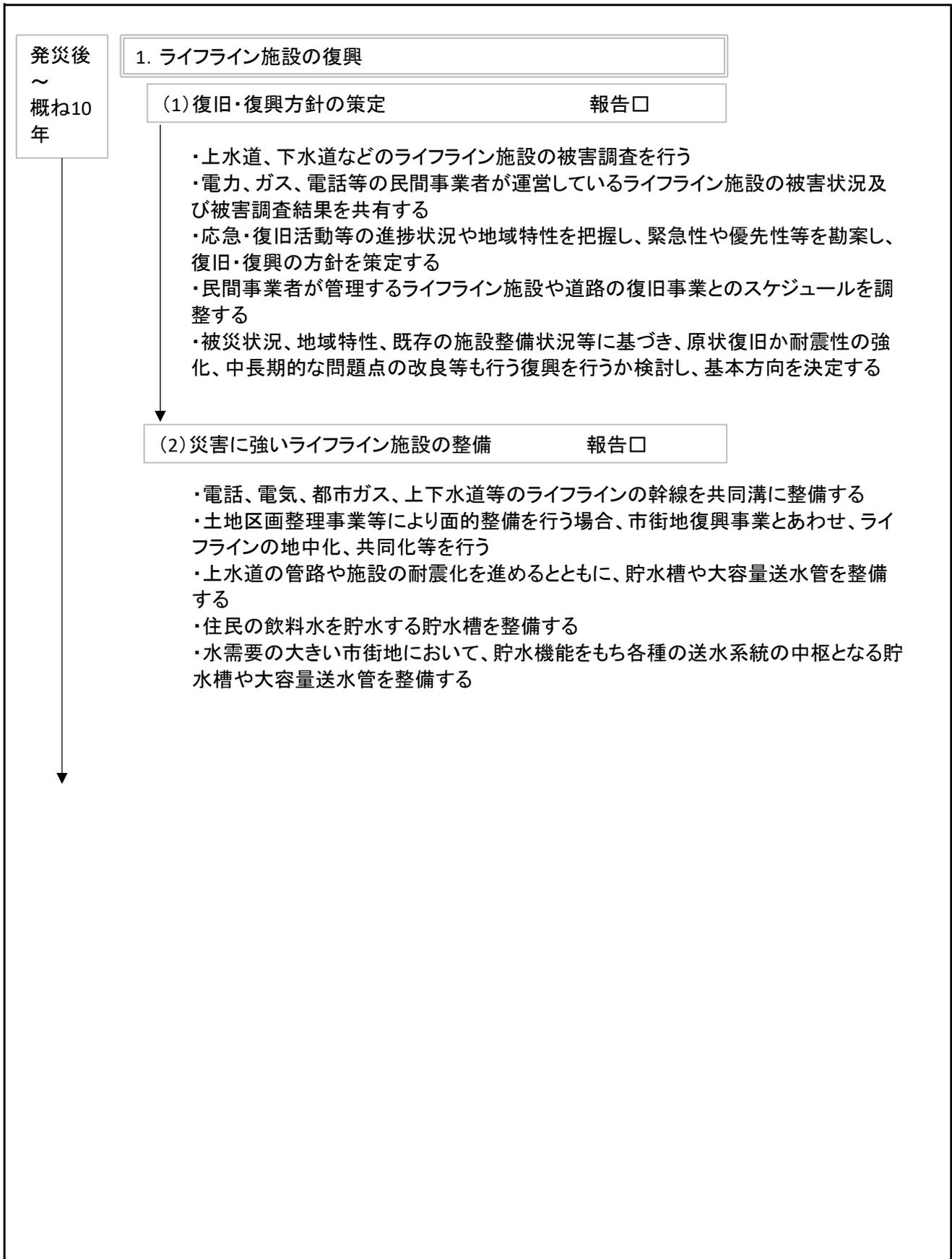
(1) 項目・手順等

内容	担当課(平時)	2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
		①復旧・復興方針の策定	管理課、水道部工務課						
<p>1) 被害調査 市が管轄するライフライン施設の被害調査を行う。また、電力、ガス、電話等の民間事業者が運営しているライフライン施設についても、被害状況及び被害調査結果を共有する。 調査が重複しないよう可能な限り市及び各事業者が連携し調査を行う。</p> <p>2) ライフラインに関する方針の策定 被害状況に関する情報の共有化を図り、応急・復旧活動等の進捗状況や地域特性を把握し、緊急性や優先性等を勘案して復旧・復興の方針を決定する。 ライフライン機能を回復するために、施設の早期復旧・復興を図る。復旧事業を行う順序については、応急対策・復旧対策への活用性を考慮して決定する。 民間事業者が管理するライフライン施設や道路の復旧事業とのスケジュール等の調整を図り効率的な復旧を図る。 市が管理するライフライン施設については、市が被災状況、地域特性、既存の施設整備状況等に基づき、迅速な原状復旧をめざすか、耐震性の強化、中長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのか検討し、基本方向を決定する。 民間事業者が管理・運営を行うライフライン施設についても、市が管理するライフライン施設の復旧・復興の基本方向との整合性を図るため、既存の施設の整備状況を把握する。</p>									

4-3-4 ライフライン施設の復興

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		②災害に強いライフライン施設の整備	建設課、管理課、水道部工務課						
<p>1) 共同溝の整備 電話、電気、都市ガス、上水道等の各種ライフラインの幹線を共同溝に整備する。 市街地が大きな被害を受け土地区画整理事業等により面的整備を行う場合、市街地復興事業とあわせ、ライフラインの地中化、共同化等を進めていく。</p> <p>2) 送電線・電話線の地中化 道路交通の円滑化と景観の整備に加え、災害時の安全性及び道路空間の確保のため、電線類の地中化を図る必要性が高い道路の区間において、道路の地下に電線を共同して収容する。 街路事業等の道路整備に併せて、電線の共同溝を整備する。</p> <p>3) 上水道の拡充整備 災害時の生活用水、工業用水を確保するため、管路や施設の耐震化を進めるとともに、貯水槽や大容量送水管を整備する。 一般水道、工業用水道の幹線や施設の耐震性を強化する。 住民の飲料水を貯水する貯水槽を整備する。また、給水タンク車による応急給水基地として大容量の貯水槽も整備する。 水需要の大きい市街地において、貯水機能をもち、かつ各種の送水系統の中核となる貯水槽や大容量送水管を整備する。</p>									

【行動フロー】



4-3-4 ライフライン施設の復興

管理課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

・県や市が管理するライフライン施設の架設埋設状況を把握する。
 ・民間事業者が管理・運営を行うライフライン施設についても、市が管理するライフライン施設の復旧・復興の基本方向との整合性を図るため、市管理のインフラ施設を占有している既存のライフライン施設の整備状況を把握する。
 ⇒既存ライフライン施設のうち道路占有等を行っているものについては、関係機関と調整し、位置情報のデータベース化を検討する必要がある。

(3) 留意事項

・ライフライン施設の復旧・復興に関しては、各事業間の調整が地方公共団体の重要な役割となる。地方公共団体が復旧・復興事業の主体となる場合にも、他の事業者と調整し事業を進めることが重要である。
 ・迅速な原状復旧を目指す市街地では、ライフラインについても迅速性を最優先した本格復旧を行う。一方、基盤整備等を伴う面的な復興事業を行う市街地では、その事業のスケジュールにあわせライフラインの計画的な復旧・復興を行う。
 ・既存の総合計画、各種ライフライン施設整備計画等の上位計画との整合性を十分に図り、復興計画を作成する。
 ・各種ライフラインの共同溝等の整備については、各種ライフラインの特性等を勘案しながら、各事業者と調整を図り進める。
 ・土地区画整理事業等により面的整備が行われる場合、ライフラインの地中化、共同溝化等を可能な限り実現できるよう事業者働きかける。
 ・被災地における整備には時間がかかる可能性がある。このため迅速なライフライン機能の復旧を行う一方で、可能な場所からライフライン施設の整備を実施していく。
 ・「大規模災害からの復興に関する法律」(平成25年法律第55号)において、被災市の要請及び当該被災市における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、下水道施設等の災害復旧事業について、被災市に代わり県が代行できることが明記された。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
西日本電信電話株式会社	公衆電気通信設備の応急復旧工事の実施
携帯電話事業者	携帯電話通信設備の応急復旧工事の実施
大阪ガス株式会社	ガス施設の応急復旧工事の実施
関西電力送配電株式会社	電力施設の応急復旧工事の実施

(5) 関連する法令、計画、資料等

・負担法、激甚法(国土交通省・農林水産省)
 ・共同溝の整備等に関する特別措置法(国土交通省)

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-2-12 1. その他ライフライン施設の応急復旧
--------	------------------------------

水道部工務課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- 施設の耐震化
 - ・施設及び管路耐震化整備の実施。・水道施設耐震化計画の作成、実施。
 - ・バックアップ機能の構築。・緊急時用連絡管の整備。・自家発電施設の整備
- 応急復旧体制の整備
 - ・応急復旧マニュアルの作成。(給水活動含む)
 - ・水道施設台帳の整備。
 - ・大阪ガス株式会社、関西電力送配電株式会社、西日本電信電話株式会社との連携強化。
- 応急復旧資機材の整備
 - ・資機材整備、給水袋等備蓄の推進。
 - ・水道事業者間の連携強化。
- 研修・訓練(応急復旧等)
 - ・日本水道協会主催の応急給水訓練に参加。
 - ・市内給水拠点、指定避難所、医療機関等への給水手順訓練。

(3) 留意事項

- ・水道施設の復旧・復興に関しては、市の重要な役割となるため、他の市町村・事業体と連携及び調整し事業を進める必要がある。
- ・迅速な現状回復を要する箇所では、復旧工事(道路掘削等)に起因する道路交通への影響については、道路管理者との十分な調整を行うとともに、ライフラインについても迅速性を最優先した復旧を行う。一方、基盤整備等を伴う面的な復興事業を行う箇所では、その事業のスケジュールに併せてライフラインの計画的な復旧・復興を行う。
- ・被災状況に応じ、緊急性や優先性等を考慮した復旧・復興を行う。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
日本水道協会和歌山県支部	被害状況、復旧状況の報告、応急給水活動の実施 復旧用資機材の調達
和歌山県生活衛生課	被害状況、復旧状況の報告
海南水道工事協同組合	応急復旧工事の実施
災害時応援協定企業等	仮設管提供、復旧用資器材の調達
大阪ガス株式会社	復旧計画の情報共有
関西電力送配電株式会社	復旧計画の情報共有
西日本電信電話株式会社	復旧計画の情報共有

(5) 関連する法令、計画、資料等

- ・水道法
- ・水道災害相互応援対策要綱に基づく協定書
- ・水道組合復旧応援協定
- ・地震対応マニュアル策定指針
- ・地震等緊急時対応の手引き

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-2-12 1.上水道施設の応急復旧
--------	-----------------------

4-3-4 ライフライン施設の復興

建設課

(2) 準備する事前復興(被災までの「平時」にやるべきこと)

・共同溝の整備については、実施する路線を事前に選定し、民間事業者が管理・運営を行うライフライン施設と、市が管理するライフライン施設の復旧・復興の基本方向との整合性を図る。
⇒緊急輸送道路に指定する路線の無電柱化を進める。

(3) 留意事項

・ライフライン施設の復旧・復興に関しては、各事業間の調整が地方公共団体の重要な役割となる。地方公共団体が復旧・復興事業の主体となる場合にも、他の事業者と調整し事業を進めることが重要である。
・迅速な原状復旧を目指す市街地では、ライフラインについても迅速性を最優先した本格復旧を行う。一方、基盤整備等を伴う面的な復興事業を行う市街地では、その事業のスケジュールにあわせライフラインの計画的な復旧・復興を行う。
・既存の総合計画、各種ライフライン施設整備計画等の上位計画との整合性を十分に図り、復興計画を作成する。
・各種ライフラインの共同溝等の整備については、各種ライフラインの特性等を勘案しながら、各事業者と調整を図り進める。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
西日本電信電話株式会社	公衆電気通信設備の応急復旧工事の実施
携帯電話事業者	携帯電話通信設備の応急復旧工事の実施
大阪ガス株式会社	ガス施設の応急復旧工事の実施
関西電力送配電株式会社	電力施設の応急復旧工事の実施

(5) 関連する法令、計画、資料等

・負担法、激甚法(国土交通省・農林水産省)
・共同溝の整備等に関する特別措置法(国土交通省)

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-2-12 1.その他ライフライン施設の応急復旧
--------	-----------------------------

〈東日本大震災における取組〉

電力(大船渡市)

■事実経過

H23.3.11	市内全域で停電が発生
3月12日	ライフラインに関する業者の連絡手段等を確認
3月26日	NTT東日本及び東北電力と協議。(電柱の設置は、復旧のスピードを上げるため、両者で分担して建柱後、共架して使用することで合意)
4月7日	余震の影響で市内全域で停電が発生
4月25日	電力が、被災地域等の一部を除き復旧
6月10日	東北電力に対して、市長名で早期電力復旧の要望書を提出

通信回線(大船渡市)

■事実経過

H23.3.11	固定電話、携帯電話が市内全域不通
3月13日	NTT東日本が特設公衆電話10台を大船渡消防署に設置
3月14日	au携帯電話の車載型基地局を市役所に設置
3月15日	特設公衆電話を大船渡消防署から県合同庁舎に移設。このほか、2～3台は、市内を移動巡回
3月24日	JAXAの人工衛星を活用したインターネット回線接続
3月26日	NTT東日本及び東北電力と協議。(電柱の設置は、復旧のスピードを上げるため、両者で分担して建柱後、共架して使用することで合意)
5月2日	固定電話・携帯電話が、被災地域等の一部を除き復旧

図表 電力の復旧経過

日付	復旧範囲
H23.3.13	夕方、盛町の一部まで送電
3/15	猪川町、立根町、日頃市町の一部まで送電
3/20	大船渡町山側、船河原、上三区、越喜来・横石・大野の国道45号より上まで送電
3/22	千歳まで送電
3/24	漁村センターまで送電
3/26	通電行政区数割合51.7%
3/27	通電行政区数割合54.5%
3/31	通電行政区数割合57.9%
4/11	通電行政区数割合72.4%
4/21	通電行政区数割合77.2%
4/25	被災地域等の一部を除き復旧

図表 通信回線の復旧経過

区分	日付	復旧範囲
携帯電話	3/14	au携帯電話の車載型基地局を市役所に設置
	3/20	盛町などの中心部のみ復旧
	3/23	盛町、大船渡町、末崎町、赤崎町、猪川町、立根町、日頃市町の一部まで復旧
	3/24	綾里、越喜来の一部まで復旧
	3/25	吉浜の一部まで復旧
	5/2	一部基地局を除き復旧
	固定電話	3/13
3/15		特設公衆電話を県合同庁舎に移動
4/10		アナログ回線越喜来及び被災地区を除き復旧
5/2		流出地域等の一部を除き復旧

出典:大船渡市東日本大震災震災記録誌

4-4-1 文化財等への対応

施策コード	4-4-1	施策名	文化の継承
項目	文化財等への対応		



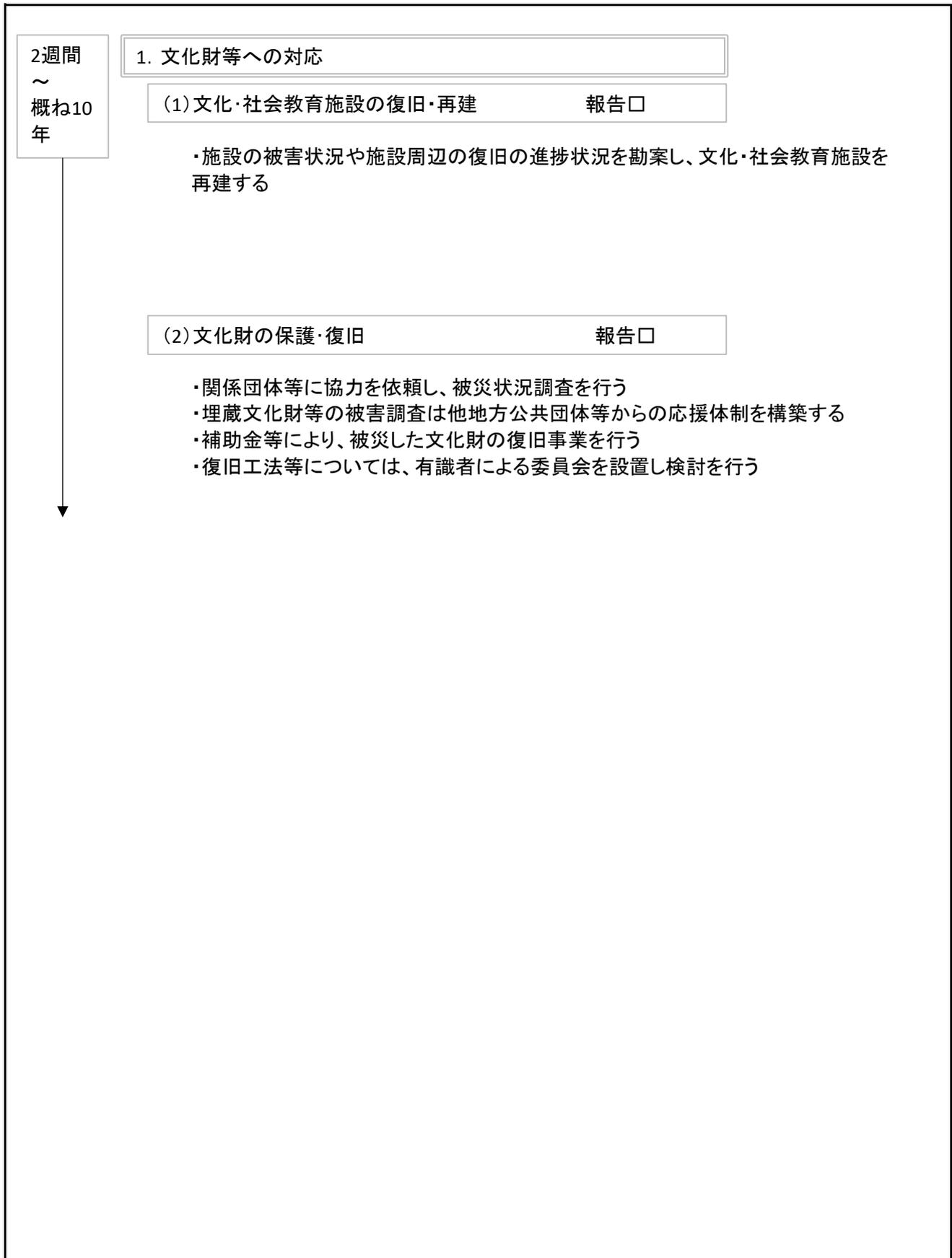
概要	文化財の被害調査等を行い、保護、復旧を図るとともに、社会教育施設の復旧・再建を図る。
----	--

(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)								
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
①文化・社会教育施設の復旧・再建	生涯学習課								
<p>収蔵資料の仮保管場所の確保等を進め、国への補助金の要望等を行う。</p> <p>1) 文化・社会教育施設の復旧・再建 施設の被害状況を勘案し、再建計画等を作成し国の補助金等の活用により、文化・社会教育施設を復旧・再建する。</p>									

内容	担当課(平時)								
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
②文化財の保護・復旧	生涯学習課								
<p>文化庁や関係団体等に協力を依頼し、未指定文化財を含む被災状況調査を行う。 埋蔵文化財の存在が周知されている埋蔵文化財包蔵地における建物被害を把握し、再建等に関する埋蔵文化財発掘調査に関する対処方策を検討する。 文化財等の被害調査には、人員の確保も必要になり、他地方公共団体等からの応援体制を構築する。 補助金等により、被災した文化財の復旧事業を行う。 文化財の復旧に際しては、必要に応じて、文化庁や和歌山県をはじめ、建築の専門家、学識者、学術団体・研究機関による「委員会」等を設置し検討を行う。 民間所有の場合、被災した文化財等の廃棄・散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて所有者と修復に関する協議を行う。</p>									

【行動フロー】



4-4-1 文化財等への対応

生涯学習課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○文化・社会教育施設の復旧・再建について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災状況の調査をはじめとする復旧・復興手続きの円滑化に繋げるため、地域内に所在する文化・社会教育施設の現状を把握する。 ・文化・社会教育施設の早期復旧方法について検討しておくとともに、復旧に関する机上訓練等を実施する。 ・復旧の優先度、収蔵資料の仮保管場所の確保等を定めておくとともに、国又は県による助成の要請等を検討する。 ・収蔵資料等の落下・倒壊防止や歴史民俗資料館に設置されているハロゲン化物消火設備を含む、消火設備の点検など、具体的な防災対策を実施する。 <p>○文化財の保護・復旧について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に文化財の一覧を含む被災状況調査票を整備するとともに、被災後の初動体制について、県や支援協定団体等と共通理解を図る。被災状況調査票については下記を作成する。 指定文化財について 未指定文化財(指定文化財候補、歴史的建造物、歴史的資料等)について 埋蔵文化財包蔵地について ・文化財所有者と連携し、個別マニュアルを作成する。 ・文化財所有者に対し文化財防災に関する情報提供を行う。

(3) 留意事項

<ul style="list-style-type: none"> ・随時、和歌山県や関連機関、周辺地方公共団体等の担当者の連絡先を把握しておく。また、文化財の所有者と日頃から情報を共有しておく。
--

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県教育委員会文化遺産課	復旧について助言、指導、支援や国(文化庁)との調整
文化財所有者	早期復旧方法の協議

(5) 関連する法令、計画、資料等

<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法 ・消防法 ・文化財保護法 ・文化財の保護に関する条例 ・近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災調査に関する要領 ・近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災対応ガイドライン ・文化財防災ウィール、文化財建造物等の地震における安全性確保に関する指針、緊急調査・応急処置用資材リスト ・和歌山県文化財保存活動大綱 ・重要文化財(建造物)の地震に対する対処方針
--

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

<東日本大震災における取組>**・地域の伝統芸能等の復旧・復興**

公益財団法人日本財団は、被災地の中核的な芸能・祭りに関わる団体を支援する「地域伝統芸能復興基金(まつり応援基金)」を設立し、芸能団体・神社などに対し、様々な伝統芸能・祭りに必要な物品の購入等を支援してきた。

岩手県では、2012年度より「郷土芸能復興支援事業」を開始し、被災した民俗芸能団体が実施する施設等の整備に対し、補助を実施している。

・被災文化財の修理を通じた地域文化の復興

2011年度より、文化庁の要請を受け、独立行政法人国立文化財機構及び13の文化財・美術関係団体によって「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業(文化財レスキュー事業)」が実施され、宮城・岩手・茨城・福島の4県で、美術工芸品や自然史標本、公文書、図書など、地域の歴史と文化に関わる幅広い分野の資料が救出・保全された。2012年度以降は、文化庁が「被災ミュージアム再興事業」を実施し、上記文化財等の本格的な修理が行われることとなった。

宮城県では、2011年度より文化庁の補助事業を活用して「宮城県地域文化遺産復興プロジェクト」を立ち上げ、被災した有形・無形の文化遺産の保全・活用等を通じて文化の復興に取り組んできた。

出典:復興庁_東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集 事例集(令和3年3月時点)をもとに市が作成

4-4-2 災害記憶の継承

施策コード	4-4-2	施策名	文化の継承
項目	災害記憶の継承		



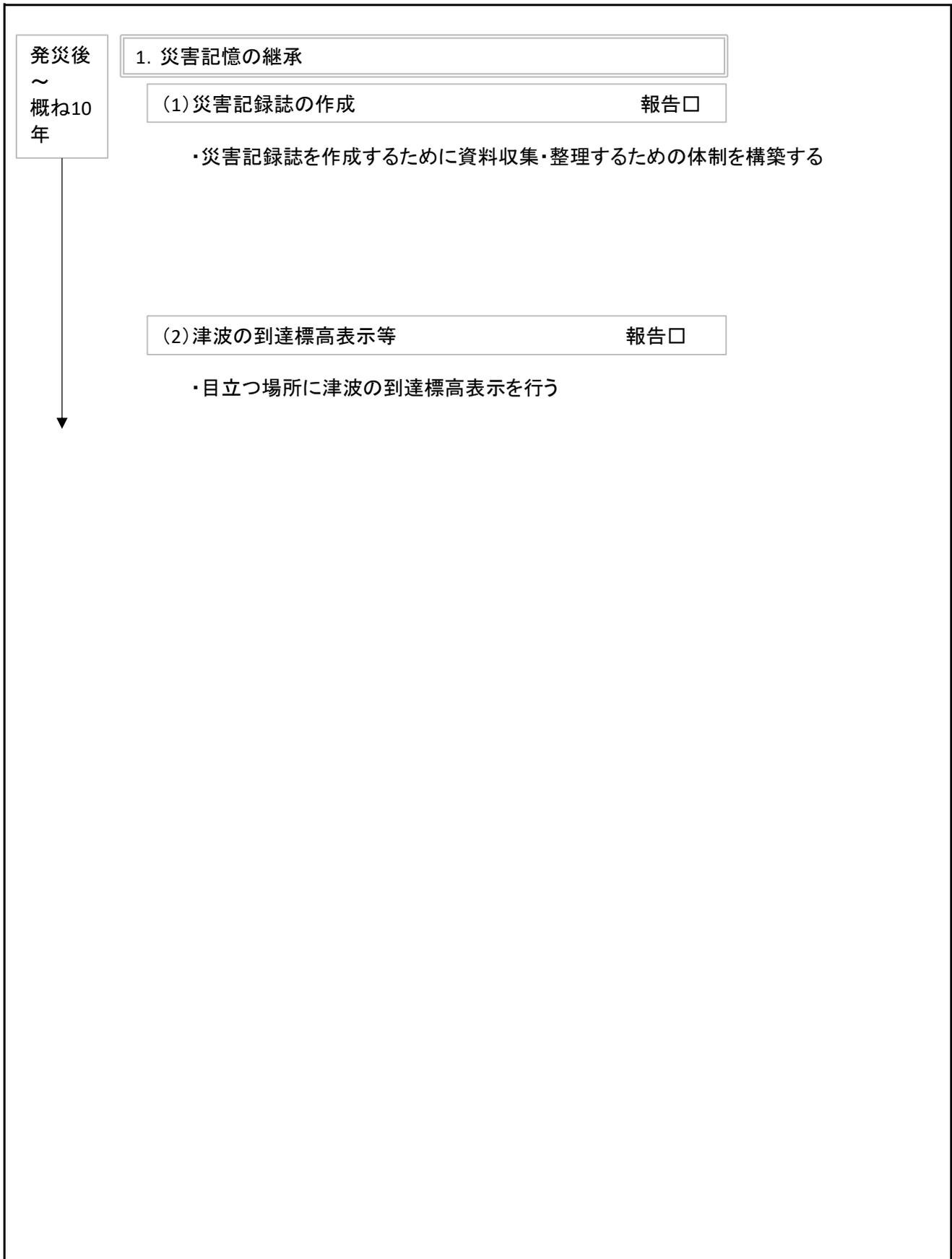
概要	再び被災しないよう、災害の恐ろしさと教訓、記録等を後世に継承する。
----	-----------------------------------

(1) 項目・手順等

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		①災害記録誌の作成	生涯学習課、危機管理課						
災害の記録とそこで得た教訓を後世に伝えるために作成する。 記録として残すべきデータや資料については、組織的に収集・整理する体制を構築する。									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		②津波の到達標高表示等	危機管理課						
日常生活の中で防災意識の向上を図るため、各地点での津波の到達表示を行う。									

【行動フロー】



4-4-2 災害記憶の継承

危機管理課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

・過去の災害記録誌等を活用し、住民等への啓発活動を行う。
・災害時の混乱した状況では、貴重なデータや資料が紛失したり、散逸したりすることが考えられるため、貴重なデータや資料の整理・保管方法等について検討する。

(3) 留意事項

・地域居住者等のみならず、全国に対して災害の恐ろしさを伝えるためには、災害記録誌作成・配付などが有効である。
・日常の生活空間の中に津波に関する啓発施設・設備（津波到達看板等）を配置することが有効である。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割

(5) 関連する法令、計画、資料等

--

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

生涯学習課

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○貴重なデータや資料の整理・保管方法の事前検討

- ・災害時の混乱した状況では、貴重なデータや資料が紛失したり、散逸したりすることが考えられるため、整理・保管方法等について体制を構築する。

(3)留意事項

- ・災害教訓を伝承するために、語り部と連携した活動など、記録誌に留まらない伝承活動を展開することが必要である。
- ・災害記憶（遺産）の継承に当たっては、被災者の心情に配慮することが重要である。
- ・災害記憶の伝承資料の保管所として、体験学習館内等を検討する。

(4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県教育委員会教育支援課等	防災教育
和歌山県防災企画課	被災体験談、過去の災害記録の保管
和歌山県障害福祉課	過去の地震災害の記録

(5)関連する法令、計画、資料等

- ・図書館で所蔵する冊子等の資料
- ・歴史民俗資料館収蔵写真資料

(6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

〈東日本大震災における取組〉

・地域住民が参加する震災遺構の保存・解体を検討する場づくり

宮城県石巻市では、被災した門脇小学校庁舎及び大川小学校校舎について、震災遺構として保存した場合の課題や整備費用、維持管理経費等の検討を行うため、「石巻市震災遺構調整会議(2015年6月～12月)」を設置した。また、市民アンケート調査や要望書を提出していた2協議会との意見交換、震災遺構に関する公聴会などを実施し、2016年3月に門脇小学校校舎は一部又は部分保存、大川小学校校舎は全体保存を決定した。その後、両校の整備に幅広い意見を反映させるため、有識者、地域住民、NPO、行政機関によって構成された「震災遺構検討会議(旧門脇小学校校舎)」、「震災遺構検討会議(大川小学校旧校舎)」を設置(2016年7月～2017年3月)し、計5回の会議を通して様々な意見を聴取しながら整備方針を策定した。

・震災遺構と語り部等を組み合わせた伝承プログラム

宮城県気仙沼市にある「気仙沼市 東日本大震災遺構・伝承館」は、2019年3月にオープンした伝承施設であり、震災遺構である「旧気仙沼向洋高校」と展示や研修会場を備えた伝承館が併設整備されている。気仙沼市の階上地区まちづくり協議会では、2018年3月に語り部部会を設立し、伝承館での語り部ガイドも担っている。また、2019年10月からは階上中学校の生徒達による伝承館のガイドも行われており、地域全体で震災伝承に取り組んでいる。

・次世代を担う若者の主体的な伝承活動

宮城県の女川町立女川中学校では、2011年4月の1年社会科の授業をきっかけに、生徒たちが募金を集め、町内21箇所全ての浜の津波到達地点より高い所に石碑を建てることを目指した「女川いのちの石碑プロジェクト」がスタートした。このプロジェクトには、保護者や地域住民、全国・外国からの有志も加わり、「女川いのちの石碑」の建立が進められた。この生徒たちは、中学卒業後も「女川1000年後のいのちを守る会」を設立し、石碑の建立や全国各地での防災活動のほか、『女川いのちの教科書』の作成に取り組み、震災の経験を伝え続けている。

岩手県大槌町では、地元の高校生企画提案に地元住民等が協力し、「木碑プロジェクト」が行われた。このプロジェクトは、あえて時間を経ると朽ちてしまう木で記念碑を作ることにより、そこに暮らす人々の記念碑の建て替えに伴う継続的な活動を醸成しようとするものである。

出典:復興庁_東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集 事例集(令和3年3月時点)をもとに市が作成